

平成20年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について

平成21年5月
農林水産省

平成20年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき別添のとおり公表する。

(別添)

「平成20年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況」

I	政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（総括表）	1
II	政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（政策毎の状況）	5
1	事前評価	5
2	事後評価	16

平成 20 年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況

I 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数					
事前評価	事業評価方式：32公共事業(260事業実施地区) <20年度新規地区採択要求事業:15地区> [1-(1)-①] <21年度新規着工要求事業:13地区> [1-(1)-②] <21年度新規地区採択要求事業:232地区> [1-(1)-③~⑤]	新規採択は妥当	260	評価結果を踏まえ、新規採択を行う	260			
				うち概算要求に反映	13			
		新規実施は妥当	2	評価結果を踏まえ、新規に実施する	2			
				うち概算要求に反映	2			
	事業評価方式：4件(規制) [1-(3)]	規制の新設・改正は妥当	4	評価結果を踏まえ、法律案については国会に提出し、政令案については改正案のとおり改正した	4			
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策(法第7条第2項第1号) 実績評価方式：17政策分野 [54目標] [2-(1)-①] ※政策体系は別表のとおり	達成ランクA(達成度合90%以上、おおむね有効)	39	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成21年度概算要求等に反映した 【改善・見直し】	17			
		達成ランクB(達成度合50%以上90%未満、有効性の向上が必要である)	12					
		達成ランクC(達成度合50%未満、有効性に問題がある)	2			うち概算要求に反映	17	
		外的要因の影響が大きく、達成度合のランク分けを行わない等	1			うち機構・定員要求に反映	4	
						機構要求に反映	0	
						定員要求に反映	4	
						政策の重点化等	17	
						政策の一部廃止・休止・中止	15	
		実績評価方式：9成果重視事業 [2-(1)-②]	目標の達成に向けて順調に進捗等			5	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進する 【引き続き推進】	9
			今後、成果の検証を実施等			4	うち概算要求に反映	1
事業評価方式(期中)：24公共事業(154事業実施地区) [2-(2)-①~⑥]	継続が妥当	134	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	134				
			うち概算要求に反映	81				
	計画変更の上、継続が妥当	18	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	18				
			うち概算要求に反映	9				

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
		休止・中止が妥当	2	評価結果を踏まえ、休止・中止する 【廃止・休止・中止】	2
	事業評価方式（完了後）：33公共事業（240事業実施地区） 〔2-（3）-①～④〕	実施は妥当	240	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	27
		実施に問題がある	0		
	事業評価方式（期中）：3研究開発（3研究開発課題） 〔2-（4）-①、②〕	高く評価できる	1	評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	3
		継続が妥当	2		
		見直しが必要	0	評価結果を踏まえ、一部見直し、引き続き実施する 【改善・見直し】	0
		休止・中止が妥当	0	評価結果を踏まえ、休止・中止する 【廃止・休止・中止】	0
	事業評価方式（終了時）：2研究開発（2研究開発課題） 〔2-（5）〕	予想以上の成果を上げた	0	評価結果は、農林水産研究基本計画の進捗管理、成果の普及、今後の研究開発の企画立案、独立行政法人評価等に活用する	2
		当初の目的をほぼ達成	2		
		目的の達成は不十分	0		
{総合評価方式：1課題} 〔2-（6）〕	—	—	—	—	
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	事業評価方式：1公共事業（1事業実施地区） 〔2-（2）-④〕	継続が妥当	0	評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	0
		計画変更の上、継続が妥当	0	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	0
		休止・中止が妥当	1	評価結果を踏まえ、休止・中止する 【廃止・休止・中止】	1
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	事業評価方式：15公共事業（69事業実施地区） 〔2-（2）-①、④、⑥〕	継続が妥当	62	評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	62
				うち概算要求に反映	5
		計画変更の上、継続が妥当	6	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	6
				うち概算要求に反映	1
		休止・中止が妥当	1	評価結果を踏まえ、休止・中止する 【廃止・休止・中止】	1
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) 1 [] は、Ⅱの項目番号に対応している。

2 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

3 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は目標の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策分野の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。

4 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第

7条第2項第2号イに該当するものとして、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものについては、「実施計画期間内の評価対象政策」欄に、それぞれ掲載している。

- 4 未了事業については、平成20年度農林水産省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号ロとして76地区を評価することとしているが、事業が完了した6地区及び評価対象外となった1地区の計7地区を除いた69地区について評価を実施している。

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの



Ⅱ 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（政策毎の状況）

1 事前評価

1 - (1) - ① 20 年度新規地区採択要求事業を対象として事前評価した政策 （農業農村整備事業等補助事業）＜平成 20 年 8 月 29 日に公表＞

政策の名称	① 農地集積加速化基盤整備事業(14 地区) ② 農村振興総合整備事業(1地区)
政策評価の結果の概要	評価の対象としたすべての事業地区において、各事業の特性に応じ、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令、事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 農地集積加速化基盤整備事業 14 地区を採択した。 ② 農村振興総合整備事業 1地区を採択した。 計 15 地区を採択した。

1 - (1) - ② 21 年度新規着工を要求している事業を対象として事前評価した政策 （国営土地改良事業等）＜平成 20 年 8 月 29 日に公表＞

政策の名称	① 国営かんがい排水事業(9地区) ② 国営農地再編整備事業(2地区) ③ 国営総合農地防災事業(1地区) ④ 独立行政法人水資源機構事業(1地区)
政策評価の結果の概要	本評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令等や事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 国営かんがい排水事業 9地区を採択した。 ② 国営農地再編整備事業 2地区を採択した。 ③ 国営総合農地防災事業 1地区を採択した。 ④ 独立行政法人水資源機構事業 1地区を採択した。 計 13 地区を採択した。

1 - (1) - ③ 21年度新規地区採択要求事業を対象として事前評価した政策

(農業農村整備事業等補助事業) <平成21年3月31日に公表>

<p>政策の名称</p>	<p>① かんがい排水事業(20地区) ② 経営体育成基盤整備事業(46地区) ③ 畑地帯総合整備事業(19地区) ④ 中山間総合整備事業(8地区) ⑤ 農道整備事業(2地区) ⑥ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(6地区) ⑦ 農業集落排水事業(12地区) ⑧ 農村振興総合整備事業(5地区) ⑨ 田園交流基盤整備事業(1地区) ⑩ 地域用水環境整備事業(2地区) ⑪ 農地防災事業(25地区) ⑫ 地すべり対策事業(8地区) ⑬ 草地畜産基盤整備事業(10地区) ⑭ 畜産環境総合整備事業(1地区)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>評価の対象としたすべての事業地区において、各事業の特性に応じ、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令、事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>① かんがい排水事業 20地区を採択した。 ② 経営体育成基盤整備事業 46地区を採択した。 ③ 畑地帯総合整備事業 19地区を採択した。 ④ 中山間総合整備事業 8地区を採択した。 ⑤ 農道整備事業 2地区を採択した。 ⑥ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 6地区を採択した。 ⑦ 農業集落排水事業 12地区を採択した。 ⑧ 農村振興総合整備事業 5地区を採択した。 ⑨ 田園交流基盤整備事業 1地区を採択した。 ⑩ 地域用水環境整備事業 2地区を採択した。 ⑪ 農地防災事業 25地区を採択した。 ⑫ 地すべり対策事業 8地区を採択した。 ⑬ 草地畜産基盤整備事業 10地区を採択した。 ⑭ 畜産環境総合整備事業 1地区を採択した。 計 165 地区を採択した。</p>

1 - (1) - ④ 21年度新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策

(林野公共事業) <平成21年3月31日に公表>

政策の名称	① 国有林直轄治山事業(直轄) (5地区) ② 民有林直轄治山事業(直轄) (1地区) ③ 森林環境保全整備事業(直轄) (8地区) ④ 水源林造成事業(独立行政法人事業) (5地区) ⑤ 民有林補助治山事業(補助) (4地区) ⑥ 森林環境保全整備事業(補助) (35地区) ⑦ 森林居住環境整備事業(補助) (3地区)
政策評価の結果の概要	評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性が認められるとの結果であった。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 国有林直轄治山事業 5地区を採択した。 ② 民有林直轄治山事業 1地区を採択した。 ③ 森林環境保全整備事業 8地区を採択した。 ④ 水源林造成事業 5地区を採択した。 ⑤ 民有林補助治山事業 4地区を採択した。 ⑥ 森林環境保全整備事業 35地区を採択した。 ⑦ 森林居住環境整備事業 3地区を採択した。 計61地区を採択した。

1 - (1) - ⑤ 21年度新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策

(水産関係公共事業) <平成21年3月31日に公表>

政策の名称	① 地域水産物供給基盤整備事業(1地区) ② 広域漁港整備事業(1地区) ③ 広域漁場整備事業(1地区) ④ 水産物供給基盤機能保全事業(1地区) ⑤ 漁業集落環境整備事業(1地区) ⑥ 海岸保全施設整備事業(高潮対策事業)(1地区)
政策評価の結果の概要	評価の対象としたすべての事業地区において、事業に必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、事業実施要領等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 地域水産物供給基盤整備事業 1地区を採択した。 ② 広域漁港整備事業 1地区を採択した。 ③ 広域漁場整備事業 1地区を採択した。 ④ 水産物供給基盤機能保全事業 1地区を採択した。 ⑤ 漁業集落環境整備事業 1地区を採択した。 ⑥ 海岸保全施設整備事業(高潮対策事業) 1地区を採択した。 計6地区を採択した。

1－(2) 新規実施を予定しているプロジェクト研究課題を対象として事前評価した政策

<平成 20 年 8 月 29 日に公表>

政策の名称	① 地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発 ② 生物の光応答メカニズムの解明と高度利用技術の開発
政策評価の結果の概要	本評価の対象としたプロジェクト研究2課題において「研究課題は重要であり、内容は適切」と評価された。
政策評価の結果の政策への反映状況	2課題については、新規に実施した。

(注) 研究課題ごとの評価結果は、次表のとおり。

No.	研究課題	評価結果
		総括評価基準： A 重要であり、内容は適切。 B 重要であるが、内容の見直しが必要。 C 不適切。
1	地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発	[A]本プロジェクト研究は、重要であり、内容は適切であると判断される。なお、有機農業体系の確立においては、有機農産物の輸出を見据え、国際的な基準にも適合したものになるよう、行政と連携して研究を推進する必要がある。
2	生物の光応答メカニズムの解明と高度利用技術の開発	[A]本プロジェクト研究については、重要であり、内容は適切であると判断される。

1 - (3) 規制の事前評価

規制を対象として事前評価した政策

<平成 20 年 10 月 3 日に公表>

政策の名称	きじ、だちょう及びびほろほろ鳥の家畜伝染病予防法の対象家畜への追加	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>今般、高病原性鳥インフルエンザウイルスが海外から渡り鳥によって持ち込まれ、我が国において高病原性鳥インフルエンザが発生するリスクがかつてなく高まってきている。</p> <p>このため、高病原性鳥インフルエンザの対象家畜と共通する感受性を有するきじ、だちょう及びびほろほろ鳥を家畜伝染病予防法施行令第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜に追加し、我が国において発生した場合には家畜伝染病予防法に基づく隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒等、所要の防疫措置を講ずることができるよう、国内防疫体制を至急強化する必要がある。</p>	
想定される代替案	<p>【代替案1】追加対象:飼養されているすべての鳥種(改正案より規制を強化する案)、届出時期:患畜等を発見した場合、遅滞なく届出(現行と同様)</p> <p>【代替案2】追加対象:きじ、だちょう及びびほろほろ鳥(改正案と同様)、届出時期:患畜等の殺処分等の実施後に届出(現行(=改正案)より規制を緩和する案)</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	<p>① 患畜等の届出義務に要する費用:従前から獣医師等に対し、迅速な届出を指導、要請しているところであり、事務負担は現行と同程度。</p> <p>② 隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒等に要する費用:患畜等の隔離、殺処分、死体の焼却や畜舎の消毒等を行う義務がきじ、だちょう及びびほろほろ鳥の所有者に生ずる。</p>	<p>【代替案1】</p> <p>① 患畜等の届出に要する費用:義務を負う所有者数の増加から、費用は改正案より増加。</p> <p>② 隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒等に要する費用:義務を負う所有者の増加から、費用は改正案より増加。</p> <p>【代替案2】</p> <p>① 患畜等の届出に要する費用:事後報告の義務があり、改正案と費用は同一。</p> <p>② 隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒等に要する費用:適切な事後報告がない場合、所有者の費用は改正案より増加。</p>
(行政費用)	<p>① 患畜等の届出に要する費用:従前から獣医師等に対し、迅速な届出を指導、要請しているところであり、都道府県の負う事務負担は現行と同程度。</p> <p>② 隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒等に要する費用:法第 58 条第1項の手当金の交付義務、殺処分等を代執行する場合の費用が増加するが、飼養戸数・羽数が少ないことから大幅な増加は見込まれない。</p> <p>③ 法の実効性を確保するための周知徹底に必要な費用:広報用パンフレットの作成等の費用が発生。</p>	<p>【代替案1】</p> <p>① 患畜等の届出に要する費用:従前から迅速な報告を要請。改正案と負担は同じ。</p> <p>② 隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒に要する費用:改正案よりも対象家畜数の増加するため、手当金の支給額は増える。</p> <p>③ 法の実効性確保のための周知徹底に必要な費用:周知の対象範囲が拡大することにより費用が改正案より大幅に増加。</p> <p>【代替案2】</p> <p>① 患畜等の届出に要する費用:所有者からの報告受理と農林水産大臣への報告の義務は変わらず、改正案と負担は同じ。</p>

		<p>② 隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒等に要する費用:所有者が適時かつ確実に防疫措置をとらず、鶏等に伝播した場合には、多額の手当金を交付する必要が生じる。</p> <p>③ 法の実効性を確保するための周知徹底に必要な費用:改正案と対象家畜が同じであり、周知費用は改正案と同じ。</p>
(その他の社会的費用)	(特になし)	(特になし)
規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>① 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止: きじ、だちょう及びびほろほろ鳥が高病原性鳥インフルエンザの患畜等となった場合に、殺処分等円滑な防疫措置を講ずることが可能となり、高病原性鳥インフルエンザのまん延防止に資する。ひとたびまん延防止に失敗すれば、高い伝染性により、平成20年の韓国において発生した高病原性鳥インフルエンザのように、全国的に発生するおそれがある。</p> <p>② 鶏肉・鶏卵の安定供給: きじ、だちょう及びびほろほろ鳥の患畜等の届出が速やかに行われれば、移動制限を適時かつ確実に実施することが可能となり、移動制限による影響を少なくすることができ、鶏肉・鶏卵の供給の不安定性を最小限をとどめることができる。</p>	<p>【代替案1】</p> <p>① 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止: 自家用の愛玩鳥から鶏等に伝播するリスクが低く、便益は、改正案と比較して大幅には向上はしないと考えられる。</p> <p>② 鶏肉・鶏卵の安定供給: 自家用の愛玩鳥から鶏等に伝播するリスクが低く、便益は、改正案と比較して大幅には向上はしないと考えられる。</p> <p>【代替案2】</p> <p>① 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止: 事後報告までに一定程度の時間を要し、報告時点で他の家きんに感染が拡大する可能性があり、まん延防止効果は低い。この場合、より多額の手当金を交付することになる。</p> <p>② 鶏肉・鶏卵の安定供給: 円滑な国内防疫措置がとられず、鶏等への感染が拡大した場合、より大規模な移動制限を実施する必要があり、鶏肉・鶏卵の供給が不安定となり、便益が改正案と比較して低下する。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>改正案においては、規制の費用(きじ、だちょう及びびほろほろ鳥の殺処分等に係る費用)等よりも、規制の便益(万が一鶏等で発生した場合に係る費用)等の効果の方が、飼養戸数・羽数の関係から大きい。</p> <p>また、【代替案1】は改正案より、遵守費用及び行政費用が膨大になること、【代替案2】は改正案に比べ、適時にまん延防止が行われず、便益が低下する可能性があること、さらに、【代替案】については、法の趣旨に照らしてみても、適切ではない。よって、改正案が最も適切。</p>	
政策評価の結果の 政策への反映状況	<p>規制の費用等よりも、規制の便益等の効果の方が大きいとの評価結果を踏まえ、平成20年12月20日、家畜伝染病予防法施行令を改正案のとおり改正した。</p>	

政策の名称	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達		
規制の目的、内容及び必要性等	米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進する。		
	法令の名称・関連条項と その内容	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条(取引等の記録の作成)、第4条(米穀事業者間における産地情報の伝達)、第5条(搬出、搬入等の記録の作成)、第6条(記録の保存)、第8条(一般消費者に対する産地情報の伝達)	
想定される代替案	<p>【代替案1】 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を法律で義務付けず、事業者の自主的な取組とする。</p> <p>【代替案2】 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を運送業者及び倉庫業者にも義務付ける。</p>		
規制の費用	費用の要素	代替案	
	(遵守費用)	<p>1 取引等に係る情報の記録及び保存に係る費用 米穀等の取引等に係る記録の作成及び保存のための事務的負担が発生するが、ほとんどの事業者は取引等に係る情報の記録を作成・保存しているため、事業者の追加的負担は、最小限に抑えられると見込まれる。</p> <p>2 産地情報の伝達に係る費用 指定米穀等を取り扱う米穀事業者について、指定米穀等の産地を記録し、他の米穀事業者や一般消費者に伝達するための事務的負担が発生する。 具体的な伝達方法等については、事業者の実行可能性と負担の軽減に配慮することとしている。</p>	<p>【代替案1】 自主的に取り組む米穀事業者について、取り組む事項は変わらないので、本法案と比べ費用は変わらない。</p> <p>【代替案2】 運送業者や倉庫業者に、取引等に係る情報の記録等をするための事務的負担が発生するので、必要な費用が大幅に増加する。</p>
	(行政費用)	<p>米穀事業者に対する報告徴収及び立入検査に係る事務及び費用が発生するが、効率的な行政の執行体制について検討する。 ただし、新しい制度であることから、関係事業者への周知を図るための事務及び費用が必要である。</p>	<p>【代替案1】 米穀事業者による自主的な取組を支援する場合、支援方策は未定なので、行政の負担の増減の程度は一概にはいえない。</p> <p>【代替案2】 対象事業者に運送業者や倉庫業者が加わるので、費用が増加する。</p>
(その他の社会的費用)	(特になし)	(特になし)	
規制の便益	便益の要素	代替案	
	<p>1 米穀等に係る食品事故が発生した場合、迅速に回収すべき米穀等を絞り込み、流通経路を特定して回収することが可能であることから、当該米穀等による消費者の健康被害を最小限にすることが可能となる。</p> <p>2 1により問題のある米穀等を絞り込み、迅速に回収することで、米穀等に係る食品事故による経済損失の発生が防止できる。</p> <p>3 米穀等に係る食品事故等が発生した場合、流通経路を遡及し、どの時点で発生したか特定することが可能になるため、原因究明が容易になる。 また、流通の透明性が確保され、米穀等</p>	<p>【代替案1】 食品事故や偽装表示などへの対応を確実なものとするためには、生産(川上)から消費(川下)まで、関係する事業者がすべて取り組むことが必要である。 このため、自主的な取組に委ねた場合は、食品事故や表示偽装に十分対応できない事態が予想され、十分な便益が発生しない。</p> <p>【代替案2】 対象事業者に運送業者や倉庫業者を加えなくても、流通ルートの特定制の目的を達成することができるので、本</p>	

	と記録を照合することが可能となるため、産地等の偽装が行われにくくなり、偽装の発見が容易になる。 4 指定米穀等の産地情報を一般消費者に伝達すれば、産地情報の入手による一般消費者の利益の増進や、米穀等とその流通に対する一般消費者の信頼の確保が図られる。	法案と比較して便益が大きく向上することはないと考える。
政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等)	本法案においては、規制の便益等の効果は大きく、これに伴う費用は、当該便益に比して合理的で最小限のものといえる。また、【代替案1】は本法案より、消費者の健康や経済的利益の保護、事業者の損失の回避が図れないこと、【代替案2】は、本法案と比較して、遵守費用及び行政費用が増加するものの、費用をかけたほどの便益の向上はしないことから適切ではない。したがって、本法案が最も適切である。	
政策評価の結果の 政策への反映状況	評価結果を踏まえ、平成21年2月17日、第171回通常国会に「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案」を提出した。	

政策の名称	米穀の出荷又は販売事業者の遵守事項の設定及び立入検査等の拒否等に対する罰則の強化		
規制の目的、内容及び必要性等	米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るため、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守すべき事項を定め、違反者に対する勧告・命令の規定を整備するとともに、報告徴収・立入検査拒否等に対する罰則の強化を行う。		
	法令の名称・関連条項と その内容	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第7条の2(遵守事項)、第7条の3(勧告及び命令)、第56条～第58条、第60条及び第62条	
想定される代替案	【代替案1】米穀の出荷・販売事業者が遵守すべき事項を法定しない。 【代替案2】現在の届出制から登録制に変更するなど、参入規制、業規制を通じて、必要な体制整備等を行わない事業者に対して、登録の拒否や取消しを行う。		
規制の費用	費用の要素	代替案	
	(遵守費用)	米穀の出荷・販売事業者は、遵守すべき事項として定める事項を履行するための費用が必要となる。 なお、遵守すべき事項については、これまでも米穀の売却時の契約等により出荷・販売事業者に対し取組を求めてきた事項であり、また、追加的な負担は小さいと考えられる。	【代替案1】 自主的に取り組む米穀の出荷・販売事業者について、取り組む事項は変わらないことから、改正案と比べ費用は変わらない。 【代替案2】 米穀の出荷又は販売事業を行うに際し、登録の申請・維持のための事務費用等が必要になるので、改正案と比べ費用は増える。
	(行政費用)	米穀の出荷・販売事業者に対する報告徴収及び立入検査に係る事務及び費用がかかる。また、新しい制度であることから、関係事業者への周知を図るための事務及び費用が必要である。	【代替案1】 この場合も、米穀の出荷・販売事業者に対する報告徴収及び立入検査に係る事務及び費用は必要である。 出荷・販売事業者による自主的な取組を支援する場合、支援方策は未定なので、行政の負担の増減の程度は一概にはいえない。 【代替案2】 改正案と同様に、米穀の出荷・販売事業者に対する報告徴収及び立入検査に係る事務及び費用がかかる。 出荷・販売事業者のすべてについて、登録に際し、適切な者であるか否かを審査するための費用が必要であるので、改正案と比較して行政の負担が膨大になる。
(その他の社会的費用)	(特になし)	(特になし)	
規制の便益	便益の要素	代替案	
	現行では要綱等に基づき、販売契約において横流れ防止を担保していたが、法律上の規制措置としてこれを定めることにより、「横流れ防止」の実効性を大きく高めることが可能となる。このことにより、 ① 消費者は、米穀を安心して購入・消費することが可能となる。 ② 主食用米穀の需給・価格の安定を図ることができる。	【代替案1】 契約上の担保のみでは、「横流れ防止」の実効性を高めることができず、米穀の適正かつ円滑な流通を確保することができない。 【代替案2】 登録制の場合、民間の自由な経済活動がより制限され、消費者が全国の生産者や販売業者から、様々な方法で米を購入することが可能となった届出制の効果が減殺される。	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関 係の分析等)</p>	<p>改正案においては、規制の便益等の効果は大きく、これに伴う費用は、当該便益に比して合理的な範囲のものとする。また、【代替案1】は改正案より、遵守費用及び行政費用の負担増加は少ないと想定されるものの、「横流れ防止」の実効性を高めることができないので便益が低いこと、【代替案2】は改正案に比べ、遵守費用及び行政費用が膨大になることが想定される一方で、便益においては飛躍的な増加があるとは考えられず、また、民間の自由な経済活動が制限されるなどから適切ではない。したがって、改正案が最も適切である。</p>
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成 21 年 2 月 17 日、第 171 回通常国会に「主要食糧の価格及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。</p>

政策の名称	農地の権利取得に関する届出制の創設		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>農業委員会が農地法第3条第1項の許可等により把握できない農地の権利移動があった場合に、農業委員会がこれを把握することができるよう、農地の権利取得者に対して、農業委員会に対する届出義務を課す。これにより、権利移動時に耕作の意思の確認をし、耕作することが困難な場合については、農地を適正かつ効率的に利用できる者への所有権の移転等のあつせんその他必要な措置等を講じることが可能になり、農地の有効利用が図られる。</p>		
	法令の名称・関連条項と その内容	農地法(昭和 27 年法律第 229 号): 第3条の3(農地等についての権利取得の届出)、第 69 条	
想定される代替案	【代替案】法第3条第1項の許可を受けた場合等を除き農地の権利を取得した者に対し、法令に基づかない任意の措置として、届出を求めることとする。		
規制の費用	費用の要素	代替案	
	(遵守費用)	農業委員会への届出を行うための費用(書類の作成や提出等に要する費用)が発生する。	改正案と同様の費用が発生する。
	(行政費用)	書類の確認等に要する費用が発生する。また、あつせん等の必要な措置を講じる場合には、当該措置を講じるために必要な費用が発生する。	改正案と同様の費用が発生する。届出がなかった場合については、権利取得者を把握できないため、農業委員会が自ら調査する必要があるが、その場合には当該調査に要する費用が必要になる。
(その他の社会的費用)	(特になし)	(特になし)	
規制の便益	便益の要素	代替案	
	<p>全ての農地について網羅的に、権利移動時におけるチェックと権利移動後におけるフォローアップを着実に実行し得ることとなり、当該農地の適正かつ効率的な利用が図られる。さらに、当該農地に対して必要な措置を講じることにより、当該農地が耕作放棄されることによって病害虫が発生し周辺の農作物に影響を与えるなどの地域における営農条件への支障を防止することができる。</p>		
政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等)	<p>改正案は、上記のコストが生じるが、農地の権利移動を網羅的に把握するための必要最小限の規制であり、農地の適正かつ効率的な利用を図る上で不可欠な措置であると考えられる。</p> <p>代替案は、改正案よりも行政費用が多く発生すると考えられる一方、農地移動についての確実な把握は困難であることから便益は低く、費用及び便益の両面において改正案に劣るものと考えられる。</p> <p>以上から、改正案が最も適切であると判断したところである。</p>		
政策評価の結果の 政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、平成 21 年 2 月 24 日、第 171 回通常国会に「農地法等の一部を改正する法律案」を提出した。</p>		

2 事後評価

2-(1)-① 実績評価方式により事後評価した政策（一般政策）＜平成20年7月18日に公表＞

<p>施策名</p>	<p>食品産業の競争力の強化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国民に対して、安全で安心な食料の安定供給を確保するため、個々の食品企業の自由な経済活動を基本としつつ、食品産業の競争力の強化に資する以下の施策を実施する。</p> <p>① 食品製造業の経営基盤の強化 ② 食品流通の効率化 ③ 食品産業の国際競争力の強化</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>① 食品製造業の経営基盤の強化については、目標の達成状況はおおむね有効であることから、今後とも、国産農産物を活用した商品づくりや販路拡大を支援する。</p> <p>② 食品流通の効率化については、食品卸売業の労働生産性が向上せず、目標の達成状況は、有効性の向上が必要であるとなったことから、電子タグ等の新技術を活用したモデル的な取組や地場流通のモデル的な取組への支援、その成果の普及が必要である。なお、食品流通の効率化については、外的要因に大きく左右される目標設定となっていることから、施策の実施結果を適切に反映するよう、目標の見直しについて今後検討する。</p> <p>③ 食品産業の国際競争力の強化については、東アジアにおける食品産業の投資促進が進展せず、目標の達成状況は、有効性の向上が必要であるとなったことから、国内外の情報拠点の整備や人材育成等きめ細かいサービスの提供を通じ、海外現地情報の収集・提供等の強化を図っていくことが必要である。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 多様化・高度化する消費者ニーズ、国際化の進展等の中、消費者の多様な需要に的確に対応した安全な食料を安定供給するという食品産業の役割を強化するため、食料産業クラスターの取組により、食品製造業の経営基盤の強化を図る必要がある。</p> <p>② 国民生活を営む上で最も基礎的な物資である食品を安定的かつ効率的に消費者に供給するため、卸売市場の整備、集出荷・流通システムの高度化等により、食品流通の効率化を図る必要がある。</p> <p>③ 東アジアと共に成長・発展するという視点に立ち、東アジアにおける我が国食品産業の投資促進を図る施策を推進することにより、我が国食品産業の国際競争力の強化を図る必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 食品製造業の経営基盤の強化については、地域段階において食品産業を核とした産学官連携体制である食料産業クラスター協議会の設立を促し、当該団体を中心に地域の食品産業及び農林水産業等のニーズに即した事業を実施することにより、効率的に推進しているところである。</p> <p>② 食品流通の効率化については、物流管理効率化新技術確立事業等の実施に関する検討や実施結果の評価において、民間有識者の意見を取り入れていること、また、強い農業づくり交付金において、ポイント制による実施効果の高い交付先の選定等を行っていることにより、効率的に施策を実施しているところである。</p> <p>③ 食品産業の国際競争力の強化については、平成18年12月に策定した「東アジア食品産業活性化戦略の実行計画」に基づき、関係機関と連携した情報収集体制の構築、連携の強化を実施することにより、効率的に実施しているところである。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 19年度の食品産業の景気動向は、売上高動向指数でみると、上半期がマイナス3.7、下半期がマイナス3.3となっていることから、減退傾向にあると考えられる。このような中で、食品製造業の経営基盤の強化については、食料産業クラスター事業に参画している食品製造業の平成19年度の製品出荷額が対前年比2.8%増となっていることから、目標の達成状況は、おおむね有効となった。</p> <p>② 食品流通の効率化については、食品小売業では労働生産性が2.2%の向上となっている一方、食品卸売業では6.4%の減少となっていることから、目標の達成状況は有効性の向上が必要であるとなった。</p> <p>③ 食品産業の国際競争力の強化については、東アジアにおいて、我が国食品産業の現地法人数が577法人となり、目標の達成状況は有効性の向上が必要であるとなった。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>① 食品製造業の経営基盤の強化については、おおむね有効となったことから、引き続き、食料産業クラスターの取組を強化するための施策を実施する。</p> <p>② 食品流通の効率化については、有効性の向上が必要となったことから、19年度に実施してきた施策に加え、食品流通における電子タグ等の新技術を活用したビジネスモデルの構築等を実施する。</p> <p>③ 食品産業の国際競争力の強化については、有効性の向上が必要となったことから、平成19年度に実施してきた施策に加え、関係する6省庁29団体(食品産業界、関係省庁、日本貿易振興機構等)と連携しつつ、食品企業が投資先として関心の高い国を中心に、投資に当たって必要とする情報の提供等を実施する。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
目標① 食品製造業の経営基盤の強化	食料産業クラスターの取組による食品製造企業の活性化(※18年度から目標設定)	—	—	—	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	—	多様化・高度化する消費者ニーズ、国際化の進展等の中、消費者の多様な需要に的確に対応した安全な食料の安定供給という食品産業の役割を強化することが重要であるため、食品製造業の経営基盤の強化を目標として設定。
目標② 食品流通の効率化	先進モデルの提示等を通じた食品の流通の効率化	—	—	— (有効性の向上が必要である)	— (有効性の向上が必要である)	— (有効性の向上が必要である)	—	国民生活を営む上で最も基礎的な物資である食品を安定的かつ効率的に消費者に供給することが重要であるため、食品流通の効率化を目標として設定。
目標③ 食品産業の国際競争力の強化	東アジアにおける我が国食品産業の投資促進(※19年度から目標設定)	法人	531 (17年度)	531 (—)	553 (—)	577 (B)	690 (22年度)	我が国食品産業の国際競争力の強化を図るため、食品産業の東アジアへの投資促進を図ることが重要なため、「東アジアに投資している我が国食品産業の現地法人数」を目標として設定。

政策評価の結果の政策への反映状況

- ① 食品製造業の経営基盤の強化については、評価結果を踏まえ、主に食料産業クラスター形成(食品産業・農林水産業・関係業種による連携構築)による国産農林水産物を活用した売れる商品づくりや販路拡大の取組を推進するため、農商工等連携促進法による支援策の活用を図るとともに、食品産業等に対し専門的なアドバイスを行うコーディネーターの確保等の強化を図ることとし、「食料産業クラスター展開事業(拡充)」【874百万円】(平成20年度予算額609百万円)を概算要求した。
- ② 食品流通の効率化については、評価結果を踏まえ、主に食品流通分野における物流センターの共同利用などの取引効率化に資する取組について問題点の調査・分析や解決方策の検討を支援するため、「効率的食品流通取引基盤確立推進事業(新規)」【20百万円】(平成20年度予算額0百万円)を概算要求した。また、通い容器の普及を阻害する要因の解決に向け、地方における返却容器の回収体制の整備等を行うメニューを追加した「新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業(拡充)」【182百万円】(平成20年度予算額215百万円)を概算要求した。
- ③ 食品産業の国際競争力の強化については、評価結果を踏まえ、東アジアにおける食品産業の投資促進を図るため、海外投資マインド醸成のための情報収集・提供活動や海外でのビジネスを拡大する上での課題の具体的解決に向けた調査等の取組を強化することとし、「東アジア食品産業海外展開支援事業(組替)」【249百万円】(平成20年度予算額249百万円)を概算要求した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第166回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	その地域にある技術、農林水産品や観光資源などを有効活用し、新たな商品やサービスを生み出す中小企業の頑張りを応援します。
食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の1の(5)食品産業の競争力の強化に向けた取組

<p>施策名</p>	<p>主要食糧の需給の安定の確保</p>
<p>施策の概要</p>	<p>主要な食糧である米麦の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資する以下の施策を実施する。</p> <p>① 米の需給の安定の確保 ② 麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価)</p> <p>① 米の需給の安定の確保については、目標の達成状況はおおむね有効であることから、引き続き、適時適切な備蓄運営を図るとともに、地域協議会における適切な生産数量目標の配分ルールの設定に対し、助言・指導を行う。また、水田の有効活用という観点から、供給過剰になりがちな主食用米から麦・大豆・飼料作物といった自給率の低い作物や、米粉用、飼料用米への生産転換を進めていくことが重要である。</p> <p>さらに、19年産米の34万トンの買入れにより、結果として19年産の米価の大幅下落に歯止めがかかったところであるが、米価の安定を図るためには、需要に応じた生産を行うことが基本であることから、20年産米については、都道府県、農協系統等の関係者と相互に連携しながら、生産調整の実効性の確保に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>なお、豊作時における区分出荷については、19年は発動されなかったが、発動時には適切に機能するように、引き続き予算措置等を講じていくこととする。</p> <p>② 麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給については、目標の達成状況はおおむね有効であることから、引き続き、外国産麦の安定供給を図っていくとともに、国内産麦の更なる品質の向上を図る。</p> <p>(必要性)</p> <p>米及び麦については、主食としての役割を果たし、かつ、重要な農作物としての地位を占めていることから、食糧法に基づき、その需給の安定を図る必要がある。</p> <p>① 米の需給の安定の確保については、米の供給が不足する場合に備えた備蓄運営、需給の均衡を図るための需給調整の推進、豊作による過剰米の区分出荷を実施する。</p> <p>② 麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給については、毎年、麦の需給見通しを策定し、外国産麦については国内産麦では満たせない国内需要分について安定的な輸入、国内産麦については需要者の求める良品質な国内産麦の供給の確保を行う。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 米の需給の安定の確保については、政府所有米穀の保管や運送を実施する業者を選定する際には、一般競争入札を導入する等により、経費節減を図り、効率的な事業運営を実施しているところである。</p> <p>② 麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給については、19年4月より、国産麦の政府無制限買入制度の廃止、輸入麦の売渡制度の相場連動制への移行により効率的な制度運営を行っている。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 米の需給の安定の確保については、目標の達成状況は、おおむね有効となった。これは、a.備蓄運営については、市場での供給不足を生じさせることなく、19年12月に19年産米の34万トンの買入れを行い、備蓄数量を100万トン程度としたことにより、消費者への安定供給に資する備蓄水準を確保したこと、また、19年産米の34万トンの買入れを行ったことにより、結果として、米価の大幅下落に歯止めがかかり、稲作農家の経営の安定を通じて将来にわたる食料の安定供給の確保にも寄与したこと、b.関係者の議論に基づく生産数量目標の配分ルールの設定については、すべての生産調整方針作成者が議論に実質的に参加した地域協議会の割合は9割以上となり、議事録を公開している地域協議会は前年度より増加したこと、c.豊作時における過剰米の適切な区分出荷については、19年産米に係る作況指数が全国で99となったことから、集荷円滑化対策が発動されなかったことによるものである。</p> <p>② 麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給については、目標の達成状況は、おおむね有効となった。これは、a.需給見通しに即した外国産麦の安定供給については、麦の需給見通しの外国産麦の輸入量486万トンに対し、490万トン(101%)となったこと、b.需要に応じた良品質な国内産麦の供給については、19年産の小麦の品質評価結果がAランクが86%と、目標(7割以上)を大きく上回ることとなったことによるものである。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>① 米の需給の安定の確保については、達成状況はおおむね有効であることから、20/21年(20年7月から21年6月まで)の備蓄運営に当たっては、引き続き、20年産米の作柄等を踏まえた全体需給の見通しを策定する中で、消費者への米の安定供給に努めることとする。また、生産数量目標の配分ルールについては、引き続き、地域協議会においてすべての生産調整方針作成者が議論に実質的に参加するなど、公平性・透明性を確保した地域協議会の適切な運営に対し、助言・指導を行っていくこととする。</p> <p>② 麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給については、達成状況はおおむね有効であるものの、当面、世界の穀物需給は、ひっ迫状況が続くものと見込まれていることから、外国産麦の安定的な供給を確保するため、アメリカ、カナダ及び豪州3カ国の輸出機関・輸出業者との協議を継続し</p>

ていくとともに、買入に必要な予算を確保し、計画的な買入れを実施していくこととする。

また、需要に応じた良品質な国内産麦の供給を図るため、水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)において、品質を反映したメリハリのある助成を継続する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
目標① 米の需給 の安定の 確保 (※19年 度から目 標設定)	消費者へ の安定供 給の確保 に資する備 蓄運営関 係者の議 論に基づく 生産数量 目標の配 分ルール の設定豊 作時にお ける過剰米 の適切な 区分出荷	—	—	—	—	— (おおむ ね有効)	—	米については、主食としての役割を果たし、かつ、重要な農作物としての地位を占めていることから、食糧法に基づき、その需給の安定を図ることとされている。このため、米の供給が不足する場合に備えた備蓄運営を行うとともに、需給の均衡を図るための需給調整の推進、豊作による過剰米の区分出荷を実施することとする。 なお、米の需給調整の推進については、米政策改革の下、「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けた取組を進める中で、19年産から、国による需給見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施するシステムに移行したことから、国としては、この新たな需給調整システムの円滑な実施を図るための助言・指導を行うものとする。
目標② 麦の需給 の安定の 確保及び 良品質な 国内産麦 の供給 (※19年 度から目 標設定)	需給見通し に即した外 国産麦の 安定供給 需要に応じ た良品質な 国内産麦 の供給	—	—	—	—	— (おおむ ね有効)	—	麦については、米と並んで主食としての役割を果たすとともに、我が国農業において重要な農作物としての地位を占めている。このため、食糧法に基づき、毎年、麦の需給見通しを策定し、これに即して、麦の安定供給を図ることとする。 このうち、外国産麦については、国内産麦では満たせない国内需要分について安定的に輸入するとともに、国内産麦については、需要者の求める良品質麦の安定的な供給の確保を図ることとする。

政策評価の結果
の政策への反映
状況

- ① 米の需給の安定の確保については、評価結果を踏まえ、消費者への米の需給の安定供給の確保に資する備蓄運営を図るため、政府買入れ・売渡しを実施する費用として、「米買入費」【231,812 百万円】(平成 20 年度予算額 168,696 百万円)を引き続き概算要求した。また、豊作による過剰米について、出来秋の段階で主食用市場から隔離することにより米価の下落を防ぎ、稲作経営を安定させ、米穀の需給及び価格の安定を図る「集荷円滑化対策」を実施するための費用として【10,066 百万円】(平成 20 年度予算額0百万円)を引き続き要求した。
- ② 麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給については、評価結果を踏まえ、麦の需給の安定の確保のため、外国産麦の計画的な買入れを実施していく「麦買入費」【428,161 百万円】(平成 20 年度予算額 367,514 百万円)を引き続き要求した。

関係する施政方
針演説等内閣の
重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
食料・農業・農村基本計画	平成 17 年 3 月 25 日	第3の1の(6) 食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障 第3の2の(5)のア 多様な経営発展の取組の推進

<p>施策名</p>	<p>食の安全及び消費者の信頼の確保</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが重要であるという考えの下、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てるよう、以下の施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 食品の安全性の確保 ② 家畜伝染病等の対策 ③ 植物防疫対策 ④ 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理 ⑤ 消費者の信頼の確保
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>食品の安全確保、家畜、養殖水産動物、農産物等の防疫対策、遺伝子組換え農作物の環境リスク管理の目標については、適切なリスク管理が実施されており、政策手段は有効であると考えられる。これらの施策は、それぞれの目標が達成された状態を維持することが重要であることから、今後とも科学に基づいたリスク分析の考え方に従って、継続的に推進する。</p> <p>消費者の信頼確保については、賞味期限、原料原産地等の不適正表示の事案が発生し、食品表示制度に対する消費者の不信が高まっている。このため、食品関連事業者等に対する監視指導・啓発を充実・強化し、判明した不適正表示については厳格な指導を行うとともに、総合食料局と連携して、食品企業の経営者に対して、コンプライアンスの徹底を図るよう働きかけていく必要がある。なお、加工食品についても生鮮食品と同様に、不適正表示率を低減していくため、目標設定を検討する必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 食品の安全性の確保については、農業生産現場等におけるリスク管理措置により、国産農産物等を汚染するおそれのある有害要因の摂取を、国民の健康に影響のない程度に抑制する必要がある。 ② 家畜伝染病等の対策については、家畜伝染病等の発生の予防と侵入の防止を図り、発生した場合には、まん延防止措置を適切に講じる必要がある。 ③ 植物防疫対策については、安全な農作物の安定供給に支障を来すおそれのある病害虫の侵入防止を確実に図るとともに、発生した場合には、駆除・まん延防止措置を適切に講じる必要がある。 ④ 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理については、遺伝子組換え農作物の使用が我が国の生物多様性(野生動植物の生態系等)に影響を及ぼさないよう未然に防止する必要がある。 ⑤ 消費者の信頼の確保については、食品表示の適正化を推進する必要がある。 <p>(効率性)</p> <p>食品の有害化学物質等による健康被害、家畜や農産物等への伝染病及び遺伝子組換え農産物による生物多様性への影響をその発生前に防止することは、国民の深刻な健康被害や様々な段階での経済的な損失を軽減し、それらを最小限に抑えることを可能とする上で効率的である。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 食品の安全性の確保については、国産農産物等を汚染するおそれのある有害要因のうち、一定以上のデータの蓄積があるカドミウム等について食品からの摂取量を推定した結果、有害要因の推定摂取量が、摂取許容量を下回ったことから、目標の達成状況はおおむね有効となった。 ② 家畜伝染病等の対策については、国内における発生予防及び海外伝染病の侵入防止が的確になされるとともに、発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数が0件となったことから、目標の達成状況はおおむね有効となった。 ③ 植物防疫対策については、我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止が的確になされるとともに、法令に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数が0件となったことから、目標の達成状況はおおむね有効となった。 ④ 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理については、カルタヘナ法に基づく緊急発動件数は、平成19年度末現在、0件であり、目標の達成状況はおおむね有効となった。 ⑤ 消費者の信頼の確保については、平成19年度において食品表示の遵守状況を調査した店舗については、適正表示率の改善が見られたことから、本目標の達成が見込めるものと考えている。 <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 食品の安全性の確保については、引き続きリスク管理に必要なデータを収集するとともに、得られたデータから国民の健康への影響が懸念される場合には、科学的原則に基づき具体的なリスク管理措置を検討する。 ② 家畜伝染病等の対策については、引き続き家畜伝染病予防法に基づく伝染性疾患の発生の監視と迅速な防疫措置、海外伝染病の水際における検疫体制の整備等により、防疫体制の強化を図る。また、養殖水産動物の特定疾病については、コイヘルペスウイルス病などの発生が続いていることから、都道府県が実施するまん延防止措置の支援等を講ずるとともに、国内未侵入の疾病についても調査・研究を進め、水産防疫制度の強化を図る。 ③ 植物防疫対策については、輸入植物検疫については、業務・配置の効率化を進めながら、病害虫の危険度解析に基づいた検疫を講じる。また、平成19年度より奄美群島において実施しているカンキツグリーンング病の緊急防除及び移動規制の着実な実施を図る。 ④ 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理については、遺伝子組換え農作物が輸入され、栽培やこぼれ落ちを通じて我が国の生態系に悪影響を及ぼす危険性が非常に高まっていることから、引き続き、リスク管理体制の強化を図る。

⑤ 消費者の信頼の確保については、消費者の信頼を揺るがす事案が相次いだことを踏まえ、ポスターやフォーラム等を通じた食品表示に関する啓発活動の一層の充実を図るとともに、食品表示特別GMXの新設などによる監視体制の人員強化、加工食品の業者間取引における品質表示の義務化など、JAS法に基づく品質表示基準に従った食品表示の適正化に努める。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
目標① 食品の安全性の確保	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の有害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容量を超えないレベルに抑制する。	—	—	— (目標は達成)	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	—	科学的枠組みに則って実施したサーベイランスの結果等により、国産農産物等の汚染の実態が明らかにされた有害要因としては、米に含まれるカドミウム(重金属)、小麦に含まれるデオキシニバレノール(かび毒)、醤油中のクロロプロパノール(調味液の化学的な製造過程で生成される不純物)及び魚介類に含まれるダイオキシン類等があるが、食品の安全確保に係る施策の効果を把握・評価するため、これら代表的な有害要因の摂取量を各種実態調査の結果を用いて推計し、指標として用いることとし、推定摂取量が摂取許容量を超えていないことを目標として設定する。
目標② 家畜伝病等の対策	国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。	—	—	— (目標は達成)	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	—	万が一国内で未発生の家畜伝染病等の発生があった場合には、我が国での常在化を防止することが重要であることから、法令等に基づき適切なまん延防止措置が図られているかを重点において目標として設定する。一方、既に、我が国で発生が確認されている家畜伝染病等については、発生の際に法令等に基づきまん延の防止等の適切な措置が講じられ、清浄化の推進が図られていることを重点において目標として設定する。
目標③ 植物防疫対策	我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。	—	—	— (目標は達成)	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	—	植物防疫が適切に実施されたことを評価する観点から、法令等に基づき適切なまん延防止措置が図られているかを重点において目標として設定する。また、万一病害虫の侵入があった場合に、法令等に基づいて執ることとされているまん延防止措置が適切に図られることを目標として設定する。
目標④ 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理	遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。	—	—	— (目標は達成)	— (おおむね有効)	— (おおむね有効)	—	未然防止に重点を置いたリスク管理措置の適切な実施により、緊急措置を発動する必要がない状態を維持していくことが望ましいことから、こうした望ましい状態の維持、すなわち緊急措置の発動件数0件の維持を目標として設定する。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="344 73 459 405">目標⑤ 消費者の 信頼の確 保</td> <td data-bbox="459 73 592 405">食品表示の 遵守状況の 確実な改善： 10年後に適 正表示率を 85%にするた めに5年(20 年度)で不適 正表示率(現 状値15年度： 25.3%)を2割 削減する。</td> <td data-bbox="592 73 668 405">%</td> <td data-bbox="668 73 762 405">25.3 (15年度)</td> <td data-bbox="762 73 847 405">14.8 (A)</td> <td data-bbox="847 73 932 405">10.9 (A)</td> <td data-bbox="932 73 1031 405">集計中</td> <td data-bbox="1031 73 1142 405">20.0 (20年度)</td> <td data-bbox="1142 73 1505 405">10年後に適正表示率が10%向上 (85%)することを目指し、まず、20年度 までに恒常的な調査(一般調査)にお ける不適正表示率(15年度25.3%)を2 割削減することを目標として設定する。</td> </tr> </table>	目標⑤ 消費者の 信頼の確 保	食品表示の 遵守状況の 確実な改善： 10年後に適 正表示率を 85%にするた めに5年(20 年度)で不適 正表示率(現 状値15年度： 25.3%)を2割 削減する。	%	25.3 (15年度)	14.8 (A)	10.9 (A)	集計中	20.0 (20年度)	10年後に適正表示率が10%向上 (85%)することを目指し、まず、20年度 までに恒常的な調査(一般調査)にお ける不適正表示率(15年度25.3%)を2 割削減することを目標として設定する。
目標⑤ 消費者の 信頼の確 保	食品表示の 遵守状況の 確実な改善： 10年後に適 正表示率を 85%にするた めに5年(20 年度)で不適 正表示率(現 状値15年度： 25.3%)を2割 削減する。	%	25.3 (15年度)	14.8 (A)	10.9 (A)	集計中	20.0 (20年度)	10年後に適正表示率が10%向上 (85%)することを目指し、まず、20年度 までに恒常的な調査(一般調査)にお ける不適正表示率(15年度25.3%)を2 割削減することを目標として設定する。		
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>○ 予算要求</p> <p>目標① 食品の安全性の確保 評価結果を踏まえ、引き続きノロウイルス等有害微生物やカドミウム等有害化学物質による農畜水産物の汚染低減を図ることとし、実施指針の策定等を通じた科学に基づくリスク低減対策の推進に必要な実態調査を実施するとともに、リスク低減技術の開発等を推進するため、「食品安全確保調査・試験委託費(拡充)1,134百万円」(平成20年度予算額961百万円)を概算要求した。</p> <p>目標② 家畜伝染病等の対策 評価結果を踏まえ、引き続き家畜の伝染病の我が国への侵入防止と国内での発生・まん延防止の徹底を推進するため、「動物検疫所の検疫事業費(拡充)911百万円」(平成20年度予算額1,047百万円)、「家畜衛生対策事業(継続)2,919百万円」(平成20年度予算額2,919百万円)、「家畜伝染病予防費(継続)3,590百万円」(平成20年度予算額3,590百万円)を概算要求した。また、新たな疾病検査技術の開発等の技術開発を行うとともに、国内未侵入病原体による国内水産動物に対する危険性について検討を行うため、「水産防疫技術対策事業委託費(拡充)52百万円」(平成20年度予算額44百万円)を概算要求した。</p> <p>目標③ 植物防疫対策 評価結果を踏まえ、引き続き作物に有害な病害虫の我が国への侵入防止と国内での発生・まん延防止の徹底を推進するため、植物防疫所の検査体制の充実強化を図るため「植物防疫所検疫事業費(拡充)1,514百万円」(平成20年度予算額1,664百万円)を概算要求した。</p> <p>目標④ 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理 評価結果を踏まえ、引き続き遺伝子組換え農作物等の適切な管理の推進を図ることとし、リスク分析を用いた未承認遺伝子組換え農産物等の管理の確立を図るため、「遺伝子組換え生物リスク管理強化事業委託費(新規)41百万円」(平成20年度予算額0百万円)を概算要求した。</p> <p>目標⑤ 消費者の信頼の確保 評価結果を踏まえ、食品表示について監視・指導を徹底するとともに、食の安全に関する情報・相談活動を強化するため、「食品表示適正化対策事業委託費(拡充)96百万円」(平成20年度予算額108百万円)、「食品表示適正化推進事務費(拡充)177百万円」(平成20年度予算額163百万円)、「食品表示適正化推進分析事務費(継続)33百万円」(平成20年度予算額33百万円)、「消費者情報対策事務費(拡充)42百万円」(平成20年度予算額27百万円)、「消費者行政推進事務費26百万円」(平成20年度予算額19百万円)を概算要求した。</p> <p>○ 組織・定員要求 評価結果を踏まえ、遺伝子組換え体の使用に係るリスク管理の強化を図るため、必要な定員を要求した。(定員要求:3名)</p>									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="344 1505 724 1547">施政方針演説等</th> <th data-bbox="724 1505 1015 1547">年月日</th> <th data-bbox="1015 1505 1505 1547">記載事項(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 1547 724 1680">食料・農業・農村基本計画</td> <td data-bbox="724 1547 1015 1680">平成17年3月25日</td> <td data-bbox="1015 1547 1505 1680">第3の1(1)食の安全及び消費者の信頼の確保</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の1(1)食の安全及び消費者の信頼の確保			
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)								
食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の1(1)食の安全及び消費者の信頼の確保								

<p>施策名</p>	<p>望ましい食生活の実現に向けた食育の推進</p>																											
<p>施策の概要</p>	<p>食について自ら考え、判断ができる能力を養成する食育を推進し、望ましい食生活の実現を図るため、以下の施策を実施する。</p> <p>① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の向上</p> <p>② 市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加</p>																											
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>「食事バランスガイド」については、普及啓発に向けた様々な取組がなされているにもかかわらず、目標の達成状況はBランクとなったことから、きめ細かな普及活動に併せて、実践メリットに関する分かりやすい情報の提供を行うなど、国民の自発的な食習慣の改善が期待できる取組を強化する必要がある。</p> <p>「教育ファーム」については、目標の達成状況はCランクとなったこと、さらに、19年度実績が18年基準値を下回る結果となったことから、今後は、政策手段別評価結果における評価結果等を踏まえ、早急に教育ファームの狙い等を市町村に周知徹底するなど、取組を強化していく必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 国民が、自らの食生活を見直し、栄養バランスの改善等に主体的に取り組むことができるよう、平成17年6月に決定された「食事バランスガイド」の普及・活用に積極的に取り組む必要がある。</p> <p>また、このような取組が、結果として食料自給率の向上に寄与することから、重点的に取り組む必要がある。</p> <p>② 自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等のため、市町村、学校、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組を推進する必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 「食事バランスガイド」の普及・活用については、「食事バランスガイド」の普及に熱心に取り組もうとしている事業実施主体に対し必要な支援を行っており、その優良事例をモデルケースとして公表することによって、民間団体などがこれを活用し、新たに「食事バランスガイド」の普及に取り組んでいることから、取組の効率的な推進が図られている。</p> <p>② 教育ファームの推進については、教育ファーム推進計画を地域単位で作成し、市町村、農林漁業者、教育関係者等の異なる分野の関係者が連携して取り組むことで、より充実した活動が継続して行えることから、取組の効率的な推進が図られている。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合については、目標の達成状況はBランクとなった。これは、「食事バランスガイド」を参考とすることが面倒で、健康という問題に比較的関心が低い若者や子育て世代などへの情報提供が十分でなかったこと、「食事バランスガイド」を実践するメリット等に関する情報の提供が十分でなかったことなどによるものである。</p> <p>② 教育ファームについては、目標の達成状況はCランクとなった。これは、教育ファームの取組に対する働きかけが不十分であったこと、市町村や関係者に教育ファームの狙いや意義などの理解が十分浸透しなかったこと、財政上の問題から市町村自ら実施又は支援することが困難になったことなどによるものである。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>① 「食事バランスガイド」については、より有効な方法で施策の展開を行う必要があり、若者や子育て世代を主なターゲットとして設定した上で、国民の行動変容につながる取組を実施する。</p> <p>② 教育ファームについては、市町村等の関係者に対し教育ファームの狙いや意義等の理解を高め、教育ファームに取り組むことの有効性を示し、全国的に取組を広げていく取組を実施する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1646 1501 1975"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値(達成状況)</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の向上</td> <td>「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合</td> <td>%</td> <td>4.5 (17年度)</td> <td>—</td> <td>7.8 (B)</td> <td>10.6 (B)</td> <td>30 (22年度)</td> <td>望ましい食生活の実現を図るため、食事の望ましい組み合わせやおおよその量を分かりやすくイラストで示した「食事バランスガイド」を普及している。 そのため、「食事バランスガイド」を参考に食生活を送るの増加を目標とし、平成22年度に30%とすることを目標値とする。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	目標① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の向上	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合	%	4.5 (17年度)	—	7.8 (B)	10.6 (B)	30 (22年度)	望ましい食生活の実現を図るため、食事の望ましい組み合わせやおおよその量を分かりやすくイラストで示した「食事バランスガイド」を普及している。 そのため、「食事バランスガイド」を参考に食生活を送るの増加を目標とし、平成22年度に30%とすることを目標値とする。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
				17年度	18年度	19年度																						
目標① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の向上	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合	%	4.5 (17年度)	—	7.8 (B)	10.6 (B)	30 (22年度)	望ましい食生活の実現を図るため、食事の望ましい組み合わせやおおよその量を分かりやすくイラストで示した「食事バランスガイド」を普及している。 そのため、「食事バランスガイド」を参考に食生活を送るの増加を目標とし、平成22年度に30%とすることを目標値とする。																				

	目標② 市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加	市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合	%	—	—	—	—	60 (22年度)	教育ファームは、地域単位で計画を作成し、市町村、学校、農林漁業者等の異なる分野の関係者が連携して取り組むことで、より充実した活動を行うことができると考えられる。 このため、「市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合」の増加を目標とすることとし、平成22年度は60%とすることを目標とする。
	教育ファームを自らが実施又は支援している市町村の割合の増加	教育ファームを自らが実施又は支援している市町村の割合	%	57.5 (18年)	—	—	49.1 (C)	68.1 (19年度)	19年度は、市町村等の関係者によって計画が策定され取組が行われている実態がないため、実体的に計画策定を担うことになる市町村に係るものとして「教育ファームを自らが実施又は支援している市町村の割合」の増加を目標に掲げる。

政策評価の結果 の政策への反映 状況	目標① 食事バランスガイド 評価結果を踏まえ、食育に熱心に取り組む食育先進地において、児童・生徒等を対象とした、食生活の改善や地域の食文化の理解の促進等を図ることとし、関係者の連携の下、「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の効率的・効果的な普及・啓発を行う取組を支援するため、「にっぽん食育推進事業事務費(拡充)72百万円の内数」(平成20年度予算額64百万円の内数)、「にっぽん食育推進事業費補助金(拡充)1,664百万円の内数」(平成20年度予算額1,664百万円の内数)について概算要求した。
	目標② 教育ファーム 評価結果を踏まえ、市町村に対して教育ファームの狙い等を早急に周知徹底するとともに、点的な取組に止まっている教育ファームが、全国で幅広く継続的に展開されるようにするため、各市町村の関係者に対し、優良事例の紹介や関係者間の調整を円滑に進めるため濃密な助言等を行うとともに、教育ファームの実施主体に対する研修の実施や運営マニュアルの作成及び参加者の理解を助けるための教材を作成することとし、「にっぽん食育推進事業事務費(拡充)72百万円の内数」(平成20年度予算額64百万円の内数)、「にっぽん食育推進事業費補助金(拡充)1,664百万円の内数」(平成20年度予算額1,664百万円の内数)、「食の安全・安心確保交付金(拡充)2,362百万円の内数」(平成20年度予算額2,345百万円の内数)について概算要求した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の1(2)望ましい食生活の実現に向けた食育の推進
	食育推進基本計画	平成18年3月31日	第2の2 食育の推進の目標に関する事項
	21世紀新農政2007	平成19年4月4日	Ⅲ.2. 農林漁業体験活動を通じた食や農への理解

<p>施策名</p>	<p>国産農畜産物の競争力の強化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者や食品製造業、外食産業などの実需者の多様なニーズに応じた農畜産物を効率的・安定的に生産できる体制を確立するため、以下の施策等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストの低減 ② 麦の新品種の作付面積のシェアの拡大 ③ 指定野菜の加工向け野菜の出荷数量の増大 ④ 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の短縮
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストの低減については、目標の達成が期待されることから、引き続きコスト縮減を図るため、規模拡大による効率化、生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及、農業生産資材費(肥料、農薬、農業機械等)を低減させる低廉な生産資材の普及等を推進する。 ② 麦の新品種の作付面積のシェアの拡大については、目標を達成したことから、引き続き、需要に応じた生産を推進するため、麦種、用途ごとの計画的な生産に取り組む。なお、麦については、生産コストの低減も主要な課題であることから、今後は、その低減状況も分析していく必要がある。 ③ 指定野菜の加工向け出荷数量の増大については、目標の達成が期待されることから、引き続き、剥き等の一次加工が必要な品目(さといも、たまねぎ)について、加工・業務用向けの栽培体系の実証試験の実施や、契約取引を推進するための人材育成等を通じて産地における加工・業務用向けの供給体制を強化する。 ④ 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の短縮については、目標を達成したことから、引き続き、目標の最終年度(平成20年度)に向け、増加傾向にある出願件数に対応できる体制を整備する。 <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストについては、価格競争力を高めるため、低コスト・省力化技術の導入、担い手の育成等に向けた施策を推進することにより、労働費や生産資材費を低減する必要がある。 ② 麦の新品種の作付けについては、実需者が望む品質に応じた生産が十分に行われていないことから、良品質の新品種への作付転換を推進する必要がある。 ③ 指定野菜の加工向け出荷数量については、近年、輸入野菜が増加傾向にある中、輸入品に対抗するため、加工向け国内産野菜の出荷数量を増大させる必要がある。 ④ 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間については、育成者権の保護・活用を図るため、短縮する必要がある。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストの低減については、各地域の産地強化計画等に基づいて関係者が一体となって取り組むとともに、効果の高いものや先進的なモデル性を有するものに対して、支援策を用意している等、効率的かつ効果的なものとなっている。 ② 麦の新品種の作付面積のシェアの拡大については、各地域の産地強化計画に基づいて関係者が一体となって取り組むとともに、同計画の実施に当たり、新品種の導入に対応した施設整備、技術導入等が必要となる場合には、強い農業づくり交付金等による支援が可能となっており、効率的かつ効果的なものとなっている。 ③ 指定野菜の加工向け出荷数量の増大については、実需者との交流会等の実施に当たって、産地強化計画を策定した産地を優先して採択することとしており、効率的な事業の執行となっている。 ④ 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の短縮については、海外の審査データの活用、大型施設の導入、効果的な職員の配置、新しい電算システムの導入等の手段を講じることにより、計画的に平均審査期間の短縮化を図るものであり、効率的な事業の執行となっている。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストについては、実績値を把握することはできないが、近年順調に低下してきており、目標の達成が期待される。 ② 麦の新品種の作付面積のシェアの拡大については、平成19年産における麦の新品種の作付面積のシェア(都府県)が23.1%となり、目標に対する達成状況は、おおむね有効となった。 ③ 指定野菜の加工向け出荷数量の増大については、実績値を把握することはできないが、近年出荷数量が増加傾向にあることから、目標の達成が期待される。 ④ 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の短縮については、平均審査期間が2.9年となり、目標に対する達成状況は、おおむね有効となった。 <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストについては、今後、更なるコスト低減のため、 <ul style="list-style-type: none"> (i) 米については、ントリーエレベーター等の共同乾燥施設の利用率向上による利用料金の低下の促進、及び同施設を拠点とした担い手育成等の取組に関する計画の着実な実施とより高い効果の発揮に向けた計画内容の見直し等、 (ii) 大豆については、地方農政局ブロックごとに設定した大豆300A技術等新技術の普及目標の達成に向けた地方農政局、都府県、産地の各段階における現地検討会や栽培技術講習会の開催、パンフレットの作成等、

- (iii) 生乳及び肉用牛については、生産工程管理マニュアルや施設整備計画の策定等、
 - (iv) 飼料作物については、現在、有効利用されていない水田裏作への飼料作物の作付や緑肥作物の飼料利用、耕作放棄地を草地として有効活用する取組の普及・促進等を実施する。
- ② 麦の新品種の作付面積のシェアの拡大については、ブロック協議会における新品種の評価活動等を通じた、実需者と連携した計画的な新品種の導入に向けた取組等を実施する。
- ③ 指定野菜の加工向け出荷数量の増大については、剥き等の一次加工をした供給が必要な品目、端境期などに供給が不安定な品目などについて、加工・業務用向けの栽培体系の実証試験の実施、品種の検討、栽培技術の確立等の課題解決策の検討等を実施する。
- ④ 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の短縮については、審査官の必要人員の確保、19年度に開発した品種登録迅速化総合電子化システムの本格稼働、審査基準の世界標準に合わせた見直し等を実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
米の生産コスト	米60kg当たり生産量を25%低減	千円/60kg	17.4 (15年度)	16.7 (A)	16.3 (A)	—	13.0 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
大豆の生産コスト	大豆60kg当たり生産コストを3割程度低減	千円/60kg	23.3 (15年度)	21.9 (A)	21.3 (A)	—	17.2 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
生乳生産コスト	生乳100kg当たり労働費を2割程度低減	円/100kg	2,018 (15年度)	1,951 (A)	1,911 (A)	—	1,614 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
肉用牛生産コスト	生体100kg当たり労働費を2割程度低減	円/100kg	11,323 (15年度)	10,708 (A)	10,490 (A)	—	9,058 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
飼料作物生産コスト	1TDNkg当たり労働費を3割程度低減	円/TDNkg	48.2 (15年度)	45.5 (A)	44.6 (A)	—	33.7 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
麦の新品種作付シェア	加工適正が高い等良質な麦の新品種の作付け面積のシェア(都道府県)	%	12.1 (16年度)	14.9 (A)	18.4 (A)	23.1 (A)	30 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
指定野菜(ばれいしょを除く)の加工向け野菜の出荷数量	指定野菜の加工向け出荷数量	万トン	66 (17年度)	66.0 (A)	68.6 (A)	—	70 (21年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。 ※ 平成18年度までの目標は、前年度の実績値を超えること。
植物新品種の品種登録に係る平均審査期間	植物新品種の品種登録に係る平均審査期間	年	3.2 (17年度)	3.2 (—)	2.9 (A)	2.9 (A)	2.5 (20年度)	21世紀新農政2006の目標を目標値として設定する。 (※ 18年度から目標設定)

政策評価の結果
の政策への反映

国産農畜産物の競争力の強化を図るためには、生産段階におけるコスト低減を推進するとともに消費者・実需者のニーズに的確に対応した、新鮮で高品質かつ安全な農畜産物を安定的に供給できる体制を構築することが重要である。

状況	<p>このような中、米、大豆、生乳等の生産コスト低減では目標の達成が期待されるところであり、より一層のコスト縮減を図るため、農業生産資材費を低減させる低廉な生産資材の普及等を推進する必要がある。また、加工向け国産野菜については、今後更にシェアを拡大するため、産地における加工・業務向け野菜の供給体制を強化していく必要があるとされたところである。</p> <p>このため、生産コスト低減については、評価結果を踏まえ、主に燃油等資材価格の高騰が進む中、国内農業の体質の強化を図り、価格競争力を高めたための生産コストの縮減対策を強化するため、以下の事業を概算要求した。</p> <p>「強い農業づくり交付金(継続)」【29,150 百万円の内数】(平成 20 年度予算額 24,914 百万円の内数) 「未来志向型技術革新対策事業(継続)」【3, 835 百万円】(平成 20 年度予算額 4,667 百万円)等</p> <p>また、指定野菜の加工向け出荷数量については、評価結果を踏まえ、主に加工・業務用需要における国産原材料の供給力強化に向け、生産・流通体制の変革のための取り組み等について、「国産原材料供給力強化対策事業(新規)」【8,025 百万円】(平成 20 年度予算額 0 百万円)等を概算要求した。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	食料・農業・農村基本計画	平成 17 年 3 月 25 日	第 1 の 1 の (2)、第 2 の 4 の (2)、第 3 の 2 の (5) のイ、2 の (6) のウ
	21 世紀新農政 2006	平成 18 年 4 月 4 日	I の 4 の (1)

<p>施策名</p>	<p>環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換</p>																																				
<p>施策の概要</p>	<p>我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制を構築するため、以下の施策等を実施する。</p> <p>① 持続性の高い農業生産方式を導入した認定件数(エコファーマー)の増加 ② 家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進</p>																																				
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) エコファーマーの認定件数の増加及び家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進については、目標を達成したことから、今後とも、農業環境規範の普及・定着や持続性の高い農業生産方式を導入する施策を講ずるとともに、家畜排せつ物の有効利用を図ることにより、農業生産活動に伴う環境への負荷を低減する必要がある。</p> <p>(必要性) ① たい肥等の土づくりを基本として化学肥料等の使用量を低減するための生産方式を取り入れる農業者であるエコファーマーの認定件数を増加させることにより、持続性の高い農業生産方式の導入を促進し、環境と調和のとれた農業生産の確保を図る必要がある。 ② 家畜排せつ物から作られるたい肥の地域内における需給アンバランスを軽減し、家畜排せつ物の資源としての有効利用を進めることにより、自然循環機能を高め、環境保全を重視した農業生産への転換を進める必要がある。</p> <p>(効率性) ① エコファーマーの認定件数の増加については、地域、産地の課題に応じた取組を柔軟に支援する交付金の交付や、農業者が最低限取り組むべき「農業環境規範」を補助事業の要件にするなど、取組の効率的な推進を図っている。 ② 家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進については、地域バイオマス利活用交付金等において、地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援しており、効率的な推進が図られている。</p> <p>(有効性) ① エコファーマーの認定件数の増加については、19年9月末時点のエコファーマー認定件数の実績値が154,695件と目標値を上回ったことから、目標の達成状況はAランクとなった。 ② 家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進については、地域環境保全型農業推進方針策定市町村率が54.4%と目標値を上回ったことから、目標の達成状況はAランクとなった。</p> <p>(反映の方向性) ① 環境と調和のとれた農業生産の確保については、今後、一層の拡大やレベルアップを図るため、従来の化学肥料や農薬による環境負荷の軽減に重点を置いてきた環境保全型農業の位置づけについて、環境に対する農業の公益的機能(プラスの機能)を高めていくという視点も明確化した上で、 (i) 環境保全型農業技術の体系化・マニュアル化等の推進等、 (ii) 総窒素施用量やたい肥施用量の上限の設定等の取組の拡大、 (iii) 表示を通じた的確な情報提供、普及啓発等の施策を推進する。 ② 家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進については、今後とも、地域環境保全型農業推進方針の策定や都道府県における家畜排せつ物利用促進計画の策定を推進し、たい肥需給情報のネットワーク化や耕種農家のニーズに合ったたい肥生産を進めるなど耕畜連携の強化を図り、家畜排せつ物の利活用の推進を図ることとする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1585 1501 2033"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値(年度)</th> <th colspan="3">実績値(達成状況)</th> <th rowspan="2">目標値(年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持続性の高い農業生産方式を導入した認定件数(エコファーマー)</td> <td>エコファーマー認定件数</td> <td>件</td> <td>47,766 (平成15年度)</td> <td>98,875 (A)</td> <td>127,266 (A)</td> <td>154,695 (A)</td> <td>200,000 (平成21年度)</td> <td>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の認定件数200,000件を目標値として設定する。</td> </tr> <tr> <td>家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進</td> <td>地域環境保全型農業推進方針策定市町村率</td> <td>%</td> <td>47 (平成17年度)</td> <td>47 (一)</td> <td>50.8 (A)</td> <td>54.4 (A)</td> <td>64(平成22年度)</td> <td>家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進を図るため地域環境保全型農業推進方針策定市町村率64%を目標値として設定する。 (※ 17年度は、市町村合併の影響により、達成ランク分けを行っていない。)</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値(年度)	実績値(達成状況)			目標値(年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	持続性の高い農業生産方式を導入した認定件数(エコファーマー)	エコファーマー認定件数	件	47,766 (平成15年度)	98,875 (A)	127,266 (A)	154,695 (A)	200,000 (平成21年度)	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の認定件数200,000件を目標値として設定する。	家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進	地域環境保全型農業推進方針策定市町村率	%	47 (平成17年度)	47 (一)	50.8 (A)	54.4 (A)	64(平成22年度)	家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進を図るため地域環境保全型農業推進方針策定市町村率64%を目標値として設定する。 (※ 17年度は、市町村合併の影響により、達成ランク分けを行っていない。)
達成目標	指標名	単位	基準値(年度)	実績値(達成状況)			目標値(年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																									
				17年度	18年度	19年度																															
持続性の高い農業生産方式を導入した認定件数(エコファーマー)	エコファーマー認定件数	件	47,766 (平成15年度)	98,875 (A)	127,266 (A)	154,695 (A)	200,000 (平成21年度)	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の認定件数200,000件を目標値として設定する。																													
家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進	地域環境保全型農業推進方針策定市町村率	%	47 (平成17年度)	47 (一)	50.8 (A)	54.4 (A)	64(平成22年度)	家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進を図るため地域環境保全型農業推進方針策定市町村率64%を目標値として設定する。 (※ 17年度は、市町村合併の影響により、達成ランク分けを行っていない。)																													
<p>政策評価の結果</p>	<p>環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制を構築することが重要である。こ</p>																																				

<p>の政策への反映 状況</p>	<p>のような中、エコファーマー認定件数と地域環境保全型農業推進方針策定市町村率については、目標を上回った。今後とも、農業環境規範の普及・定着や持続性の高い農業生産方式を導入する施策を講じるとともに、たい肥の利活用の推進に役立つたい肥生産技術の普及やモデル的な取り組みへの助成等により家畜排せつ物の有効利用を図ることにより、農業生産活動に伴う環境への負荷を低減する必要があるとされたところである。</p> <p>このため、環境と調和とれた持続的な農業生産体制への転換については、評価結果を踏まえ、主にたい肥の生産・流通施設などの持続的な農業生産に必要な施設の整備を推進する必要があるため、「強い農業づくり交付金(継続)」【29,150百万円の内数】(平成20年度予算額24,914百万円)等を概算要求した。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>食料・農業・農村基本計画</p>	<p>平成17年3月25日</p>	<p>第1の1の(4)、第3の2の(8)のア及びイ、食料・農業・農村政策基本計画工程表</p>

施策名	意欲と能力のある担い手の育成・確保																											
施策の概要	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、担い手の育成・確保、担い手への農地利用集積の促進及び人材の育成・確保に資する施策を実施する。																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 担い手の育成・確保については、目標の達成状況はAランクとなったことから、引き続き現在の施策を推進するとともに、水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)の見直しに対応した施策の着実な実施など、担い手の育成・確保に向けた取組を一層推進する必要がある。 担い手への農地利用集積の促進については、目標の達成状況はAランクとなったことから、引き続き現在の施策を推進するとともに、平成19年11月6日に公表された「農地政策の展開方向について」に従い、具体的な取組を推進する必要がある。 人材の育成・確保については、目標の達成状況はAランクとなったものの、新規就農青年数の確保者は減少傾向にある。したがって、その要因分析を十分行うとともに、将来の担い手となり得る者を含め、多様な人材に対応できるよりきめ細やかな就農支援を図る必要がある。</p> <p>(必要性) 農業従事者の減少と高齢化、規模拡大の遅れなど、現状の農業構造のままでは、国内農業生産の維持が困難になる中、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う強靱な農業構造を確立するためには、認定農業者を中心とした担い手の育成・確保、担い手への農地利用集積及び人材の育成・確保を推進する必要がある。</p> <p>(効率性) 担い手の育成・確保及び担い手への農地利用集積の促進については、水田・畑作経営所得安定対策をはじめとした各種支援施策を担い手に集中的・重点的に実施すること等により、効率的に推進している。 人材の育成・確保については、農業経験がない者でも、就農まで適切に誘導できるよう、就農の各段階(情報提供・相談、体験・研修、参入準備、定着)に応じた施策を実施すること等により、効率的に推進している。</p> <p>(有効性) 担い手の育成・確保については、目標の達成状況はAランクとなった。これは、地域の話合いと合意に基づき、意欲と能力のある担い手の育成・確保に向けた運動を展開したこと等によるものである。 担い手への農地利用集積の促進については、目標の達成状況はAランクとなった。これは、関係機関による地域での農地利用調整活動を推進したこと等によるものである。 人材の育成・確保については、目標の達成状況はAランクとなった。これは、就業体験や実践研修等を実施したこと等によるものと考えている。</p> <p>(反映の方向性) 担い手の育成・確保については、目標の達成状況はAランクとなったことから、引き続き現在の施策を推進するとともに、水田・畑作経営所得安定対策の見直しに対応した施策、担い手のニーズに即した施策、農業経営改善計画の実現に向けた施策、集落営農組織の発展段階に応じた施策等を推進する。 担い手への農地利用集積の促進については、目標の達成状況はAランクとなり、目標の達成に向けて順調に進捗しているが、利用集積される農地が分散していることから、農作業の効率化が進んでおらず、規模拡大によるメリットが十分に活かされない等の課題がある。このため、平成19年11月に公表された「農地政策の展開方向について」に従い、農地情報のデータベース化、農地の面的集積を促進する仕組みの全国展開等を行う。 人材の育成・確保については、目標の達成状況はAランクとなったものの、新規就農青年数は減少傾向となっていることから、将来の担い手となり得る者はもとより、ニートやフリーター、定年を迎える「団塊の世代」等の農業の経験がない者でも就農できるよう、就農の各段階に応じたよりきめ細かな支援を行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1711 1501 2047"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値(達成状況)</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担い手の育成・確保</td> <td>農業経営改善計画の認定数</td> <td>万経営体</td> <td>19.2 (平成16年度)</td> <td>20.1 (-)</td> <td>22.9 (-)</td> <td>23.7 (A)</td> <td>27.2 (平成21年度)</td> <td>平成17年3月に「食料・農業・農村基本計画」と併せて策定した「農業構造の展望」において、平成27年の「効率的かつ安定的な家族農業経営」を33～37万と掲げていることを踏まえ、「効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む認定農業者」を育成することによって、この構造展望の実現を図ることとし、「農業経営改善計画の認定数」を目標として設定する。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	担い手の育成・確保	農業経営改善計画の認定数	万経営体	19.2 (平成16年度)	20.1 (-)	22.9 (-)	23.7 (A)	27.2 (平成21年度)	平成17年3月に「食料・農業・農村基本計画」と併せて策定した「農業構造の展望」において、平成27年の「効率的かつ安定的な家族農業経営」を33～37万と掲げていることを踏まえ、「効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む認定農業者」を育成することによって、この構造展望の実現を図ることとし、「農業経営改善計画の認定数」を目標として設定する。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
				17年度	18年度	19年度																						
担い手の育成・確保	農業経営改善計画の認定数	万経営体	19.2 (平成16年度)	20.1 (-)	22.9 (-)	23.7 (A)	27.2 (平成21年度)	平成17年3月に「食料・農業・農村基本計画」と併せて策定した「農業構造の展望」において、平成27年の「効率的かつ安定的な家族農業経営」を33～37万と掲げていることを踏まえ、「効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む認定農業者」を育成することによって、この構造展望の実現を図ることとし、「農業経営改善計画の認定数」を目標として設定する。																				

担い手農業経営及び法人経営への農地利用集積の促進	担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積面積	万ha	164.2 (平成16年度)	174.6 (-)	185.8 (-)	193.6 (A)	217.2 (平成21年度)	「農業構造の展望」において、効率的かつ安定的な家族農業経営及び法人経営に農地利用の6割程度が集積されるとしていることを踏まえ、これらの農業経営への農地の利用集積を促進することとし、「担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積面積」を目標として設定する。
人材の育成・確保	新規就農青年数の確保者数	千人	-	11.7 (A)	11.0 (A)	10.9 (A)	12.0/年 (平成21年度)	「農業構造の展望」の農業労働力の見通しにおいて、新規就農者(39歳以下)が毎年12千人程度で継続すると見込んでいることを踏まえ、「新規就農青年数の確保者数」を目標として設定する。

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
- 担い手の育成・確保のため、評価結果を踏まえ、水田・畑作経営所得安定対策については、昨年12月に行った見直しの内容を周知しながら着実に推進するとともに、企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援、経営の法人化の促進、集落営農の発展段階に応じた支援等、担い手のニーズに即した各種支援施策を集中的・重点的に実施するため、必要な経費を概算要求した。
- 「水田・畑作経営所得安定対策」
- 「生産条件不利補正対策交付金 154,906 百万円」(平成 20 年度予算額 153,153 百万円)
 - 「収入減少影響緩和対策交付金 75,576 百万円」(平成 20 年度予算額 55,517 百万円)
 - 「農業法人経営発展支援事業(新規) 230 百万円」(平成 20 年度予算額0百万円)
 - 「担い手アクションサポート事業(拡充) 3,175 百万円」(平成 20 年度予算額 2,250 百万円)
- 担い手への農地利用集積の促進については、評価結果を踏まえ、「農地政策の展開方向について」に従い、農地情報のデータベース化、農地を確保し最大限利用する地域の取組の推進等を行うため、必要な経費を概算要求した。
- 「農地情報共有化支援事業(拡充) 1,140 百万円」(平成 20 年度予算額 868 百万円)
 - 「農地確保・利用支援事業(新規) 8,667 百万円」(平成 20 年度予算額0百万円)
 - 「農地確保・利用推進体制支援事業(新規) 815 百万円」(平成 20 年度予算額0百万円)
 - 「担い手アクションサポート事業(拡充)(再掲) 3,175 百万円」(平成 20 年度予算額 2,250 百万円)
- 人材の育成・確保については、評価結果を踏まえ、就農形態が多様化する中で若者等の就農を促進するため、先進的な農業法人等における実践研修を推進し、また、農村における高齢者グループの経験や技術の活用等、多様な人材の活躍できる環境づくりを推進するため、必要な経費を概算要求した。
- 「農業再チャレンジ支援事業(拡充) 699 百万円」(平成 20 年度予算額 586 百万円)
 - 「シニア能力活用総合対策事業(新規) 89 百万円」(平成 20 年度予算額0百万円)
 - 「障害者アグリ雇用推進事業(新規) 40 百万円」(平成 20 年度予算額0百万円)
- 組織・定員
- 担い手の育成・確保については、評価結果を踏まえ、担い手のニーズに適応しつつ法人化への取組を推進する施策、経営の発展段階に応じた支援施策等を推進するため、必要な定員を要求した。(定員要求:1名)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	<p>地域の主要な産業である農業は、新世紀の戦略産業として、大きな可能性を秘めています。意欲と能力のある担い手への施策の集中化・重点化を図ります。</p> <p>様々な事情や困難を抱える人たちも含め、挑戦する意欲を持つ人が、就職や学習に積極的にチャレンジできるよう、今般取りまとめた「再チャレンジ支援総合プラン」に基づき、全力をあげて取り組みます。</p> <p>社会の第一線をリタイアされた方が、誇りをもって第二の人生に取り組む場を提供することも大切なことです。熟練の腕を活かした再就職や、農林漁業への就業の支援、開発途上国に対する技術協力への機会の提供など、高齢者や団塊の世代の活躍の場を拡大します。</p>
第165回国会内閣総理大臣所信表明演説	平成18年9月29日	<p>再チャレンジ職場体験制度の創設や団塊世代などベテラン人材の再雇用の促進といった、再び仕事を始めるためのハード</p>

			ルを引き下げる取組も行います。2010年までにフリーターをピーク時の8割に減らすなど、女性や高齢者、ニートやフリーターの積極的な雇用を促進します。
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の2の(1)、(2)、(3)、(4)

<p>施策名</p>	<p>担い手への経営支援の条件整備</p>
<p>施策の概要</p>	<p>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、以下の施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 効果的・効率的な普及事業の推進 ② 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言 ③ 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 効果的・効率的な普及事業の推進については、目標の達成状況はAランクとなったものの、目標値に達していないことから、引き続き、現在の施策を推進するとともに、現場ニーズの高度化・多様化に応じた新技術等の普及や経営相談等の活動を推進するための取組を支援・充実する必要がある。 ② 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言については、目標の達成状況はおおむね有効であることから、引き続き、適切な指導・助言を行うことにより、経済事業改革を中心とした農業協同組合系統組織の改革を促進する。 ③ 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用については、目標の達成状況はおおむね有効であることから、引き続き適切な運用を図るとともに、今後、適切かつ迅速な損害評価及び農業共済金の早期支払の観点から、将来の損害評価体制の構築に向けた取組を推進する必要がある。 <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 効果的・効率的な普及事業の推進については、高度な技術と高い経営能力を身につけた農業経営へ発展を図るため、担い手に対して、地域の特性に応じた新技術や当該技術に関する知識を効率的・効果的に普及指導する必要がある。 ② 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言については、担い手を中心とした農業者の経営発展を図るため、農業協同組合系統組織への国の指導・助言を強化し、農業協同組合系統組織の果たすべき役割の充実を図る必要がある。 ③ 担い手が被災した場合の経営の安定を図るため、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止する、セーフティネットとしての農業災害補償制度の適切な運用を図る必要がある。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 普及事業については、地域の実情や課題に応じた取組を柔軟に支援することが必要なことから、協同農業普及事業交付金や強い農業づくり交付金などの交付金方式を導入しており、効率的に推進している。 ② 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言については、全国農業協同組合連合会が農林水産省からの業務改善命令に基づき平成17年12月に策定した改善計画に従って行っている抜本的な事業改革の進捗状況を定期的に把握し、指導を行うなど効率的に実施している。 ③ 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用については、災害発生時に、災害の程度に応じて必要な人員を配置するなど、共済金を早期に支払うための体制を整備することにより、効率的に制度を運用している。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 効果的・効率的な普及事業の推進については、目標の達成状況はAランクとなった。これは、地域の合意形成に当たって、その地域の特性等を踏まえたきめ細やかな普及活動を行ったこと等によるものである。 ② 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言については、目標の達成状況はおおむね有効となった。これは、全国農業協同組合連合会が改善計画を策定し、抜本的な事業改革に取り組んでいること等によるものである。 ③ 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用については、目標の達成状況はおおむね有効となった。これは、災害発生時における共済金の早期支払に対する要望に応えるべく、適切かつ迅速な損害評価を実施し、農業共済金の早期支払体制を確立するなど、農業共済団体等が一丸となって取り組んだ結果によるものである。 <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 効果的・効率的な普及事業の推進については、目標の達成状況はAランクとなったものの、目標値に達していないことから、引き続き現在の施策を推進するとともに、現場ニーズの高度化・多様化に応じた新技術等の普及や経営相談等の活動の推進のため、普及指導員による技術の導入・普及を核とした地域農業の課題解決の取組の支援、普及指導員への研修や情報ネットワークの充実等を推進する。 ② 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言については、目標の達成状況はおおむね有効となったことから、引き続き、地域農業の振興や農業者の営農活動の支援を的確に行える経済事業の構築、農業協同組合系統金融システムの構築、監査体制の充実、農業協同組合の経営情報の一層の開示などの改革等を推進する。特に、全国農業協同組合連合会を含む農業協同組合系統組織の改革への取組については、業務改善命令に基づき、全国農業協同組合連合会が作成した「改善計画」の進捗状況の定期的な把握及び指導等を行うなど、経済事業改革を中心に、引き続き促進することとする。 ③ 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用については、目標の達成状

況はおおむね有効であることから、引き続き、被災農家の経営安定を図るために、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止し、セーフティーネットとしての農業災害補償制度の適切な運用を図る。また、損害評価のうち、検見(目視)によりすべての被害耕地ごとに行う組合等の全筆調査は、農家等からなる損害評価員の協力を得て行っているが、収穫前の短期間に集中するため多大な労力がかかる等の理由により、今後、損害評価員の確保が困難になっていくことが見込まれる。このため、将来の損害評価体制の構築に向けた取組を行うとともに、農業災害補償制度の一層の適切な運営を推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
効果的・効率的な普及事業の推進	普及指導センターが普及課題ごとに設定した目標の達成率が100%となること	%	—	95.0 (-)	96.8 (-)	90.0 (A)	100 (平成21年度までの各年度)	<p>高度な技術と高い経営能力を身につけた農業経営に発展させるため、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及や農業者の農業技術及び経営管理能力の向上等を通じた担い手の育成を推進することは、普及事業の基本的な課題であり、また、これらは、「食料・農業・農村基本計画」においても、普及事業が貢献すべき分野として位置付けられている。</p> <p>また、「協同農業普及事業の運営に関する指針」(平成16年11月30日農林水産省告示)の第1の1においては、普及指導活動の基本的な課題として、「農業の担い手に対し、地域の特性に応じて、試験研究機関等で開発された高度な農業の技術及び当該技術に関する知識の普及指導を行う」ことが位置付けられており、普及事業が担い手の経営発展を支援する条件として重要であることから、本政策分野の目標を、普及センターが担い手の育成及び技術の普及に関する課題ごとに設定した目標の達成率として、以下のとおり設定する。</p> <p>a.担い手の育成に関する課題 100% b.技術の普及に関する課題 100%</p>
	a.担い手の育成に関する課題			a.95.0	a.96.0	a.89.0		
	b.技術の普及に関する課題			b.95.2	b.97.7	b.90.9		
農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言	a.組合員に十分なメリットを還元する事業運営の推進	—	—	おおむね有効	有効性の向上が必要である	おおむね有効		<p>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するためには、国だけでなく関係する組織・団体が総力を結集して取り組む必要がある。</p> <p>このため、国は、農業協同組合系統組織が相互扶助を目的とする農業者の自主的な協同組織として、その果たすべき役割を十分に果たすよう、適切な運営に対する指導・助言を行う必要があることから、左記を目標として設定する。</p>
				・生産資材コスト低減チャレンジプラン重点11項目のうち8項目で目標達成	・生産資材コスト低減チャレンジプラン重点10項目のうち5項目で目標達成	・生産資材コスト低減チャレンジプラン重点10項目のうち7項目で目標達成		
				・統一的な資格認証試験制度導入都道府県農業協同組合中央会数が19箇所から22箇所に増	・統一的な資格認証試験制度導入都道府県農業協同組合中央会数が22箇所と対前同	・統一的な資格認証試験制度導入都道府県農業協同組合中央会数が22箇所から26箇所に増		

	b.農協合併の促進及び組織運営体制整備			・総合農協数が887から865に減 ・経営管理委員会制度を導入した農協数が24から31に増	・総合農協数が865から832に減 ・経営管理委員会制度を導入した農協数が31から35に増	・総合農協数が832から807に減 ・経営管理委員会制度を導入した農協数が35から36に増	
	c.信用事業の健全性の確保			・早期是正措置の発動事例なし ・破たん事例なし	・早期是正措置の発動事例なし ・破たん事例なし	・早期是正措置の発動事例なし ・破たん事例なし	
	d.共済事業の健全性の確保			・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし	
	被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用	災害発生時において、早期に共済金の支払いをすること	—	標準処理期間内(30日)に98.2%を処理(おおむね有効)	標準処理期間内(30日)に99.5%を処理(おおむね有効)	標準処理期間内(30日)に100%を処理(おおむね有効)	<p>農業災害補償制度は、自然災害が発生した場合に、組合員の支払った掛け金に応じた共済金を支払う公的保険制度であり、被災農家の経営安定上重要な役割を果たしている点を踏まえ、この制度全体が適正に運用されることが求められている。</p> <p>また、農業共済事業運営基盤の充実強化に関しても、農業共済組合等の再編整備後の実施体制下の事業運営の状況で評価できる。このため、この目標を設定する。</p>

政策評価の結果の政策への反映状況

効果的・効率的な普及事業の推進については、評価結果を踏まえ、普及指導員による技術の導入・普及を核とした地域農業の課題解決の取組の支援、普及指導員への研修や情報ネットワークの充実等を推進するため、必要な経費を概算要求した。

「普及活動情報基盤事業(拡充) 108百万円」(平成20年度予算額84百万円)
<平成20年度政策より、政策分野「Ⅲ－⑤国産農畜産物の競争力の強化」へ>

被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用については、評価結果を踏まえ、将来の損害評価体制の構築に向けた取組を行うとともに、農業災害補償制度の一層の適切な運営を推進するため、必要な経費を概算要求した。

農業共済事業運営基盤強化対策費補助金
農業共済高度情報化推進事業費補助金
「衛星画像を活用した損害評価方法の確立事業(拡充) 293百万円」(平成20年度予算額69百万円)
「農業共済ネットワーク化情報システム高度化事業(新規) 38百万円」(平成20年度予算額0百万円)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	地域の主要な産業である農業は、新世紀の戦略産業として、大きな可能性を秘めています。意欲と能力のある担い手への施策の集中化・重点化を図ります。
	第164回国会施政方針演説	平成18年1月20日	模倣品・海賊版の取締強化や特許審査の迅速化など、知的財産を創造し、保護・活用するための基盤を整備します。
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の2の(1)のア、(4)のウ、(6)のア、ウ、第3の4

<p>施策名</p>	<p>農地、農業用水等の整備・保全</p>
<p>施策の概要</p>	<p>農業生産基盤の整備・保全等の施策を、環境との調和に配慮しつつ講ずることにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等を確保するとともに、農業の生産性の向上を促進し、望ましい農業構造の確立に資するため、以下の課題等に向けた施策を重点的に推進。</p> <p>① 農業の持続的発展を図るため、集团的農地や土地基盤整備事業の対象地等の優良農地の減少傾向に歯止めをかけるとともに、これら農地等における農業災害の発生を防止する。</p> <p>② 望ましい農業構造を確立するため、農業生産基盤の整備を通じて、生産性の高い営農を行う意欲と能力のある経営体に、良好な営農条件を備えた農地の利用集積を進める。</p> <p>③ 農業用排水施設の適切な保管理や更新整備による有効活用等により、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件を確保する。</p> <p>④ 津波・高潮、地震などの自然災害の被害を被っている干拓地をはじめとする低平地等において、海岸保全施設の整備を進めることにより、津波・高潮等の被害にさらされている農地等を減少させる。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>平成19年度の各目標の達成状況は、施策の改善・見直しを通じた制度整備とそれら制度の効果的な運用により、目標の達成に向けて着実に取組が進んだことにより、おおむね有効となったものと考えられることから、引き続き、分析を踏まえた改善・見直しの方向性そして食料・農業・農村基本計画策定後の情勢変化等を踏まえた対応を図っていくことが必要である。</p> <p>また、新たな土地改良長期計画の策定等を踏まえた各指標の検討や見直しを行うことにより、より一層の適切な運用等効果的な施策の推進に努めてゆくこととする。</p> <p>(必要性)</p> <p>近年、世界の食料需給を巡る状況は極めて不安定であり、また、我が国の食料自給率は先進国に比べて極めて低い状況にあることから、食料・農業・農村基本計画に基づき食料自給率の向上を図ることが喫緊の課題となっている。食料自給率目標の達成のためには、農業振興地域制度の適切な運用等による優良農地の確保や、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全等の推進を通じた良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保を図ることが不可欠である。</p> <p>また、社会資本整備重点計画第7条の規定に基づき、重点計画に定めのある重点目標に照らして評価を行う必要がある海岸事業の重点目標においては、水害等の災害に強い国土づくりが位置づけられている。</p> <p>(効率性)</p> <p>目標①(優良農地の減少に歯止めをかける)</p> <p>優良農地の確保のためには、農振制度の適切な運用が必要であることから、都道府県・市町村担当者を対象とした会議、研修を通じて、農用地等の確保のための取組が計画的になされるよう助言等を行っている。また、耕作放棄地解消に向けた取組として、市町村毎の「遊休農地解消計画」の策定を推進している。</p> <p>目標①(被害の発生するおそれのある農用地を減少させる)、目標②、目標③</p> <p>これらの政策については、事業実施前の段階において費用対効果分析を実施し、効用が費用を上回っていることを確認するとともに、事業計画の策定、工事施工に際しては、最も経済的なものとなるよう比較検討した上で決定していることから、効率性が確保されている。</p> <p>また、土地改良法に基づき実施している事業については、事業実施段階においては、工期短縮に向けた「時間管理原則」の徹底による事業の早期完了・事業効果の早期発現に努めるとともに、新技術の導入、住民参加型などの導入等による事業コストの縮減を推進するなど、効率性の向上に努めている。</p> <p>目標④</p> <p>本政策については、事業計画の内容、工事施工等が最も経済的なものとなるよう比較検討しており、事業実施中においては、コスト縮減を図っている。また、費用対効果分析にあたっては、海岸省庁共同で策定した「海岸事業の費用便益分析指針」に基づき、効用と費用の関係を分析し、適切な事業実施を図っている。</p> <p>(有効性)</p> <p>目標①のうち優良農地の減少に歯止めをかけるという指標については、一部の耕作放棄地が解消され、減少傾向であった優良農地が増加に転じたものの、この傾向を定着させ、今後とも、優良な農地が良好な状態で維持・保全されるよう、都道府県、市町村に対して会議・研修等を通じて必要な助言等を行っている。また、耕作放棄地の現状を的確に把握した上で、都道府県の支援のもと市町村が策定する「遊休農地解消計画」に基づいた解消対策の実施等を推進する必要がある。</p> <p>目標①のうち被害の発生のおそれのある農用地を減少させるという指標については、老朽化したため池の整備等を行うハード整備に加え、各種ソフト対策を実施し、災害に強い地域を構築したことにより、達成状況はおおむね有効となったものの、今後とも、ハード整備とソフト対策が一体となったため池等の農業施設の防災・減災対策を行い、更に、甚大な被害を受けた農村地域のコミュニティの回復を支援するための対策を推進する必要がある。</p> <p>目標②については、基盤整備によりほ場を大区画化するなどのハード面での取り組みに併せて、土地利用調整活動に対する助成等のソフト面での取組を強化したことにより、達成状況はおおむね有効となったものの、担い手への農地利用集積を推進するためには、担い手の育成・確保の契機となるほ場の大</p>

区画化等の基盤整備が必要であり、面的なまとまりを重視した担い手への農地の利用集積を図る必要がある。

目標③については、農業用排水施設の既存ストックの有効活用を図ったこと等により、達成状況はおおむね有効となったものの、引き続き、農業用排水施設の機能を効率的に確保するために、施設の機能診断に基づき適宜適切な機能保全対策を行うストックマネジメントのさらなる推進を図るとともに、更新適期における計画的・機動的な更新整備や保管理に取り組む必要がある。

目標④については、津波・高潮対策、地震対策及び海辺の再生に取り組んだことにより、達成状況はおおむね有効であったものの、多くの海岸堤防等海岸保全施設は築造後相当な年月が経過しており、また、地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による壊滅的な被害などが懸念されていることから、引き続き、これらの課題に対する取組対策を計画的に推進するとともに、海辺の再生についても配慮した効率的な事業実施を推進していく必要がある。

(反映の方向性)

- ・「耕作放棄地解消計画」に基づいた解消対策、農業施設の防災・減災対策に関する企画・検討
- ・担い手への農地集積を図るとともに、面的なまとまりを重視した農地の利用集積に関する企画・検討
- ・農業用排水施設の機能保全対策、計画的・機動的な更新整備や保管理に関する企画・検討
- ・津波・高潮等の自然災害から農地等を防護するための防災・減災対策に関する企画・検討等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
①優良農地の確保・保全		%		100.5 (A)	99 (A)	106 (A)		
	優良農地の減少傾向に歯止めをかける	万ha	407 (平成17年度)	407	407.5	408.3	404 (平成27年度)	「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき目標値を設定。
	被害の発生するおそれのある農用地を減少させる	万ha	100 (平成14年度)	85.9	81.1	77.2	76 (平成19年度)	
②基盤整備による担い手への農地利用集積の促進	基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、意欲と能力のある経営体に利用集積された農地面積の割合	ポイント	—	19 (A)	18 (A)	21 (A)	20 (毎年度)	土地改良事業の関する基本的な方針である「土地改良長期計画」に基づき目標値を設定。
③農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保	安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用排水路約4万5千kmのうち、各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能確保	km	—	9,158 (A)	9,652 (A)	10,589 (A)	年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保 (毎年度)	
④農地海岸・海辺の保全		%		104.6 (A)	97 (A)	92 (A)		

再生	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少	万ha	3.5 (平成14年度)	2.73	2.51	2.25	2.2 (平成19年度)	社会資本整備重点計画において定められた指標(海岸関係省庁及び河川事業の合同指標)に基づき目標値を設定。
	地震による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少	ha	8,200 (平成14年度)	7,200	7,000	6,800	6,700 (平成19年度)	
	失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生延長	km	40 (平成14年度)	47.6	49.6	51.4	53 (平成19年度)	

政策評価の結果の政策への反映状況

達成目標「優良農地の確保・保全」については、評価結果を踏まえ、耕作放棄地の解消を図るため、「耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(拡充)」【1,100百万円】(平成20年度予算額1,000百万円)を概算要求した。また、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるため、「地域ため池総合整備事業(新規)」【300百万円】(平成20年度予算額0百万円)を概算要求した。

達成目標「基盤整備による担い手への農地利用集積の促進」については、評価結果を踏まえ、末端の農業水利施設の整備と未整備農地の整備等を一体的に実施し、担い手への農地集積を推進するため、「水利区域内農地集積促進整備事業(新規)」【300百万円】(平成20年度予算額0百万円)を概算要求した。

達成目標「農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保」については、評価結果を踏まえ、広域に及ぶ農業水利施設の機能を効率的に保全するため、「地域農業水利施設ストックマネジメント事業(新規)」【2,000百万円】(平成20年度予算額0百万円)を概算要求した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	農地政策の展開方向について<農地に関する改革案と工程表>	平成19年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> 農地情報のデータベース化 耕作放棄地の解消に向けたきめ細やかな取組の実施 優良農地の確保対策の充実・強化 農地の面的集積を促進する仕組みの全国展開
	21世紀新農政2007	平成19年4月4日	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係機関等が有する農地情報の相互利用や一元化を進めるとともに、基盤整備と一体的に担い手への農地利用集積を推進する。これらにより、平成27年において効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地面積の7割程度を面的に集積することを目指す。また、優良農地の確保、耕作放棄地の発生防止等も含め、総合的な改革を実施する。 農業生産に不可欠な地域資源である水を適切に供給する農業水利施設について、その機能を最も効率的かつ経済的に維持するため、新規の施設の建設から既存の施設の有効活用・長寿命化に政策を転換する。
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	<p>意欲と能力のある担い手への施策の集中化、重点化を図ります。</p> <p>国民生活の基盤となる安心・安全の確保と、美しい環境を守ることは、政府の大きな責務であります。</p> <p>大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的・重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。</p>

	食料・農業・農村基本計画	平成 17 年 3 月 25 日	第3の2の(3)、(7)
	土地改良長期計画	平成 15 年 10 月 10 日	意欲と能力のある経営体の育成、安定的な用水供給機能等の確保、農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献
	社会資本整備重点計画	平成 15 年 10 月 10 日	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積、地震時に防護施設の崩壊による水害が発生するおそれのある地域の解消、失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合

<p>施策名</p>	<p>都市との共生・対流等による農村の振興</p>
<p>施策の概要</p>	<p>都市と農村の共生・対流、農村経済の活性化、農村における地域資源の保全・活用や生産条件及び生活環境の総合的な整備等により、農村地域の振興を図るため、以下の施策を実施する。</p> <p>① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興</p> <p>② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進</p> <p>③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興については、目標の達成状況はBランクとなった。このことから、都市との共生・対流を通じた農村の活性化については、将来的に目指すべき農村像も見据えつつ、「地方再生戦略」を着実に実現していくことが必要である。また、今後取り組む「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、総務省、文部科学省等と連携して支援措置を講じるとともに、「教育ファーム」等の事業と連携・協力を進める必要がある。</p> <p>② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進については、目標の達成状況はAランクとなったことから、引き続き総合的な条件整備に対する支援を行うとともに、存続が危惧される農村集落の増加が予測されることなどを踏まえ、これらの農村集落に対する施策のあり方を検討する必要がある。</p> <p>③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現については、目標の達成状況はBランクとなったことから、農村地域の農業生産基盤と生活環境を総合的に整備する事業等について、住民の参画と意向を踏まえ更なる推進を図る必要がある。また、「農地・水・環境保全向上対策」に係る指標・目標のあり方について、情勢等の変化を踏まえた見直しが必要である。なお、指標のうち、達成状況がCランクとなった「景観農業振興地域整備計画の策定数」については、政策手段別評価における評価結果等を踏まえ、目標達成に向けた取り組みを早急に検討する必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興については、広く国民がゆとりのある生活を享受できるよう都市と農村の交流人口を増加させるとともに、「農」の営みを体験する場を都市住民に提供する必要がある。</p> <p>② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進については、中山間地域等の農業者等の安定した所得を確保することが、農業・農村の持続的な発展に資するため、農業を核とした地域産業の振興等総合的な施策を推進する必要がある。</p> <p>③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現については、食料の安定供給の基盤である農地・農業用水や、豊かな自然環境、棚田を含む美しい農村景観、生物多様性等の地域資源について、将来にわたり良好な状態で保管理が確保され、かつ、汚水処理等の生活環境の整備と生産基盤の整備を総合的に実施する必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興については、地方自治体の作成する活性化計画の実現に向けた総合的な取組を国が交付金により支援する方式を採用していること、地域再生のための総合的な戦略である「地方再生戦略」に基づき他省庁と連携した取組を行っていること、体験農園の普及に向けて関係機関・団体と連携していること等により、効率的に推進している。</p> <p>② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進については、地域の実情に即したメニュー方式による農業生産基盤と農村生活環境の整備を核として総合的な施策の推進を図ることにより、効率的に推進している。</p> <p>③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現については、生活排水処理施設の整備に際して、コスト削減工法の導入や下水道・浄化槽との連携を図ること等により、効率的に推進している。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興については、目標の達成状況はBランクとなった。これは、グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊数については、国内宿泊観光旅行全体の伸び悩みにより影響を受けたこと、市民農園の区画数については、開設可能な地域と需要の大きい地域が一致していないこと等により目標値を下回ったものである。</p> <p>② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進については、目標の達成状況はAランクとなったものの、原油価格の高騰などによる農業経営費の増加等により、目標値を下回った。</p> <p>③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現については、目標の達成状況はBランクとなった。これは、「景観農業振興地域整備計画の策定数」が同計画の策定に向けた調整に時間がかかったため、大きく目標値を下回ったこと等によるものである。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興については、グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数の増加に関して、「オーライ！ニッポン会議」による情報発信等積極的な情報提供、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の全国展開に向けた農山漁村での受入体制の整備の推進等を行う。また、都市的地域における市民農園の区画数に関して、農地のない都心部での開設や都市住民が利用しやすい形態での開設の支援等に取り組む。</p> <p>② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進については、農業生産基盤と農村生活環境の整備、中山間地域等直接支払制度の実施などの総合的な条件整備に対する支援を一層推</p>

進する。

なお、中山間地域等直接支払制度については、中間年評価を踏まえ、新たな支援策や現行施策の見直しを検討する。

また、鳥獣被害の防止については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」を踏まえた総合的な対策を推進する。

- ③ 景観農業振興地域整備計画については、良好な景観形成に関する指針を作成し、市町村に対して計画の策定プロセス等を提示するとともに、景観保全等に取り組む団体に対して事例集などにより情報を提供するほか、景観農業振興地域整備計画策定に関する基本的事項を定めた景観計画策定の進捗状況や既に策定されている2計画の実例等を踏まえ、指標を見直す。

事業・対策を実施した地域における生活環境に関する住民評価値については、事業の実施に際して住民の参画を一層促進するとともに、住民の意向を踏まえて事業の推進を図る。

なお、農地・水・環境保全向上対策及び農業集落排水事業に係る具体的な指標については、新たな土地改良長期計画の策定を受けて設定する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興		%		49 (C)	74.2 (B)	76.7 (B)		
	グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数	万人	770 (平成16年度)	777	795	813	880 (平成21年度)	都市と農村の共生・対流の促進を通じた農村の振興を図る支援等の取組の効果を判断するものとして、「グリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数」について、H21年度の年間880万人を目標値として設定する。
	都市的地域における市民農園の区画数	万区画	11.8 (平成15年度)	12.3	12.7	13.1 推計値	14.6 (平成21年度)	都市農業は様々な役割を發揮することから、その振興を図るための支援等の取組の効果を判断するものとして、「都市的地域における市民農園区画数」について、H21年度の約14.6万区画を目標値として設定する。
② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進	中山間地域の戸当たり農家総所得の維持	万円	485 (平成16年)	478 (A)	485 (A)	440 推計値 (A)	485 (各年度)	中山間地域における農業生産条件の不利を補正するための施策の効果を判断するものとして、「中山間地域の戸当たり農家総所得」について、H16年の485万円の維持を図ることを目標値として設定する。
③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現		%		80.9 (B)	84.5 (B)	73.0 (B)		
	農地・水・環境保全向上対策において景観形成活動に取り組んでいる地域数	地域	—	—	—	15,186 暫定値	12,000 (平成19年度)	地域の農業者だけでなく、多様な主体の参画を得て、農村環境の保全等にも役立つ地域共同の活動を促進する取組の効果を判断するものとして、「農地・水・環境保全向上対策において景観形成活動に取り組んでいる地域数」について、H19年度の12千地域を目標値として設定する。
	景観農業振興地域整備計画の策定数	計画	0 (平成17年度)	—	1	2	50 (平成21年度)	農村特有の良好な景観の形成を促進するため、計画的な土地利用を推進し、農地の適切な保全を図る効果を判断するものとして、「景観農業振興地域整備計画の策定数」について、H21年度の50計画を目標値として設定する。
	農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率	%	39 (平成14年度)	53.6	54.9	(56.7) 暫定値 ※ 達成状況の算定の対象としない。	52 (平成19年度)	農村における生活環境等の向上を図る取組の効果を測るものとして、都市部との格差が大きい「汚水処理の人口普及率」をH24年度までに中小都市並(61%)に引き上げるものとし、中間年であるH19年度の52%を目標値として設定する。

	事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値	%	100 (各年度)	—	80.7	82.3	100 (各年度)	農村地域における生活環境の快適性、質の向上が図られたかどうかを総合的に判断するため、「事業・対策を実施した地域で暮らす住民の生活環境に関する住民評価値」について、各年度100%を目標値として設定する。
--	-----------------------------------	---	--------------	---	------	------	--------------	--

政策評価の結果の政策への反映状況	<p>1 評価結果を踏まえ、</p> <p>① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興については、将来的に目指すべき農村像も見据えつつ、「地方再生戦略」を着実に実現等していくため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省、文部科学省との連携により、小学生1学年規模の宿泊体験が可能な体制の整備に向けた受入拡大モデル地域の構築等を支援する「子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業(新規)【800百万円】(平成20年度予算額0百万円) 都市部の商店街等と農山漁村の多面的連携の取組、企業CSR等による農山漁村との新たな協働の取組等及び都心部での農業体験が可能な都市の空閑地を利用した市民農園開設への取組等を支援する「広域連携共生・対流等対策交付金(拡充)【744百万円】(平成20年度予算額973百万円) <p>② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進については、総合的な条件整備に対する支援を引き続き実施するため、耕作放棄地等の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において農業生産活動の維持を図りながら、多面的機能を確保する「中山間地域等直接支払交付金(継続)【23,446百万円】(平成20年度予算額22,146百万円)</p> <p>③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現については、農村地域の農業生産基盤と生活環境を総合的に整備する事業等について、住民の参画と意向を踏まえ更なる推進を図るため、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図り、地域ぐるみの共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等を支援する「農地・水・環境保全向上対策交付金(継続)【30,186百万円】(平成20年度予算額30,186百万円)</p> <p>等に必要な経費を概算要求した。</p> <p>2 有効性に問題があるとなった「景観農業振興地域整備計画の策定数」について、評価結果を踏まえ、景観農業振興地域整備計画の策定数を増加させる取組を強化するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画策定に意欲的な市町村へのアドバイザー派遣する「田園歴史的風致土地利用推進事業(新規)のうち景観農業振興地域整備計画策定推進のための支援【23百万円の内数】(平成20年度予算額0百万円) 景観法等に基づき指定された重要地域において、環境や農村景観の維持向上に対する活動や基盤整備等に支援する「水土里環境を守ろう特別支援事業(公共)(新規)【200百万円】(平成20年度予算額0百万円)(注:本事業は、政策評価調書の番号⑨の手段として位置付けられている。) <p>に必要な経費を概算要求した。</p>
------------------	---

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	地方再生戦略	平成19年11月30日	第3の3農山漁村(地域の持続可能な発展を支える循環・交流・連携)ほか多数(農山漁村への定住・滞在・農山漁村との交流等の推進)ほか
		平成20年1月29日	(魅力ある地方の創出)
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	…都市と農山漁村との交流の推進など、農山漁村の活性化に取り組みます。
	第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	(活力ある地方の創出) 地方と都市との共生の考えの下…
	21世紀新農政2006	平成18年4月4日	V. 地域 自ら考え行動する農山漁村の活性化
	21世紀新農政2007	平成19年4月4日	V-1農山漁村活性化に向けた地域の創意工夫の後押し
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の3 (1) 地域資源の保全管理政策の構築 (2) 農村経済の活性化 (3) 都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進 (4) 快適で安全な農村の暮らしの実現
	土地改良長期計画	平成15年10月10日	第2の1の【個性ある美しい村づくり】 ・ 汚水処理人口普及率 76%(平成14年度)→86%(平成19年度) ・ 農業集落排水処理人口普及率 39%(平成14年度)→52%(平成19年度)

<p>施策名</p>	<p>森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮</p>
<p>施策の概要</p>	<p>森林・林業基本法及び森林・林業基本計画等に基づき、森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図るため、以下の施策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進 ② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進 ③ 山地災害等の防止 ④ 森林病虫害等の被害の防止 ⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進 ⑥ 山村地域の活性化
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>施策に関する各目標は概ね順調に推移しており、森林の整備・保全による森林の有する多面的機能の発揮が図られてきていると考える。</p> <p>重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進については、目標の達成状況がAランクとなったことから、森林吸収目標の達成に向けて、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく促進策の活用などを図りつつ、着実に森林整備を推進する。</p> <p>森林病虫害等の被害の防止については、目標の達成状況がBランクとなったことから、松くい虫被害の再激化が懸念される都府県に対して必要な技術的助言等を行い改善を図る必要がある。</p> <p>国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進については、目標の達成状況が有効性の向上が必要であるとなったことから、森林ボランティア活動が活発に行われるための環境整備を行い、国民の幅広い参加を促進する必要がある。</p> <p>山村地域の活性化については、目標の達成状況が有効性の向上が必要であるとなったことから、山村地域の生活環境等の整備を図るとともに、地域の特色を生かした魅力ある山村づくりを推進し、定住や都市との交流を促進する必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国土の保全や水源のかん養といった水土保全機能、生物の生育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林によるCO₂の吸収量1,300万炭素トンの達成に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進する必要がある。 ② 国際的な技術協力などによって、途上国等における持続可能な森林経営を阻害している違法伐採など様々な課題への取組に対して積極的に支援・貢献し、得られた成果を国内の森林整備・保全に活かす必要がある。 ③ 国土保全の観点から、山地災害のおそれがある約13万6千集落のうち、荒廃地があり人家数が多い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い4千集落について重点的に保全対策を実施し、災害の未然防止を図る必要がある。 ④ 森林病虫害等による被害で最も深刻な松くい虫の被害について、保全すべき松林における被害率を全国的に1%未満の「微害」レベルにするとともに、他の森林病虫害やシカ等の野生鳥獣による森林被害を防止し、健全な森林の維持を図る必要がある。 ⑤ 森林の整備・保全を社会全体で支えていくという気運を醸成していくため、企業、ボランティア団体等による森林づくりや里山林の再生活動促進等により、国民参加の森林づくりを一層推進する必要がある。 ⑥ 森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、森林所有者、林業業者が山村地域で生活することが重要であることから、山村における就業機会の増大、生活環境の整備、都市と山村との共生・対流に向けた交流基盤の整備などを行う必要がある。 <p>(効率性)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進については、森林整備を推進するに当たり、団地間伐等施業の集約化等を進めている。 ② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進については、各国、国際機関、NGO等との連携を図りながら、持続可能な森林経営を推進するための取組を進めている。 ③ 山地災害等の防止については、治山事業の実施に当たり、事業の重点化・集中化を進めるとともに、間伐木や転石などの現地発生材を活用するなどの総合的なコスト縮減に努めている。 ④ 森林病虫害等の被害の防止については、森林病虫害等の被害のまん延性が強く、ひとたび被害を放置すれば広範囲に被害が拡大し、その復旧に当たっては、多大なコストや長期にわたる時間が必要となることから、適切な防除対策により効率的に森林を保全している。 ⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進については、広範な国民が森林づくりに参加できるようにするため、森林づくり活動に関する普及・啓発、サポート体制の整備、全国的なレベルでの各界や関係団体との連携など総合的に取り組んでいる。 ⑥ 山村地域の活性化については、国全体として調和がとれた山村振興を実現していくため、基本的な政策方向やモデルを示すとともに、山村地域の活性化に関する基礎的、全国的な情報やノウハウなどの整備、提供により効率的に実施している。 <p>(有効性)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進については、森林吸収源対策の加速化を図るた

- めの効率的な間伐の実施、針広混交林化、長伐期化等による多様な森林への誘導などを実施したことから、目標の達成状況はAランクとなった。
- ② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進については、最終評価及び中間評価を実施した事業において、妥当性、有効性、効率性等について高い評価が得られたことから、目標の達成状況はAランクとなっている。
- ③ 山地災害等の防止については、平成18年の梅雨前線等による局地的な豪雨等により激甚な山地災害が発生した箇所を中心に迅速な復旧対策を行うとともに、減災に向けた効果的な事業を推進したことから、目標の達成状況はAランクとなっている。
- ④ 森林病虫害等の被害の防止については、全国の保全すべき松林全体の被害率が、平成18年度の0.61%から19年度は0.57%に減少し、一定の有効性は認められるものの、被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合が60%となったことから、目標の達成状況はBランクとなっている。
- ⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進については、企業による森林づくり活動実施箇所数が増加し、一定の有効性が認められるものの、森林ボランティア活動件数の増加の伸びがまだ緩やかであることから、目標の達成状況は有効性の向上が必要であるとなっている。
- ⑥ 山村地域の活性化については、いずれの指標も昨年同等以上となっており、一定の有効性は認められるものの、指標(ア)の下位にある指標1)「新規定住者数」及び指標2)「交流人口」については前年度と比べ若干減少していることから目標の達成状況は有効性の向上が必要となっている。

(反映の方向性)

- ① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進については、Aランクとなったことから、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく促進策や、高齢級森林の利用間伐を推進するための新たな助成方式の導入等、施策の充実を図りつつ、引き続き総合的な取組を実施する。
- ② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進については、Aランクとなったことから、引き続き、開発途上地域における合法木材及び認証木材の普及啓発、途上国の森林減少・劣化問題対策のための取組等を実施する。
- ③ 山地災害等の防止については、Aランクとなったことから、引き続き、山地災害に効果的・効率的に対応する取組の推進、荒廃地や荒廃森林の整備、天然生林の保安林の計画的な指定等を実施する。
- ④ 森林病虫害等の被害の防止については、Bランクとなったことから、松くい虫被害について、国、県、市町村等が一体となった防除対策を重点的に実施するとともに、被害木を確実に探査する手法を確立するためのモデル的調査等を実施する。
- ⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進については、有効性の向上が必要であるとなったことから、「美しい森林づくり推進国民運動」の普及啓発、森林づくり活動フィールド情報収集・提供を行うとともに、新たに森林ボランティア活動の技術向上・安全対策に関する研修等を実施する。
- ⑥ 山村地域の活性化については、有効性の向上が必要であるとなったことから、山村地域の居住環境の整備を推進するとともに、新たに優れた自然や文化、伝統等の山村特有の資源を活用した新たな産業の創出や都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組を支援する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進	次の指標を満たす割合の平均を100%とする。(各年度)	%	—	104 (A)	97 (A)	93 (見込値) (A)	100 (各年度)	森林の自然的条件、社会的条件などの地域の特性を勘案して、森林整備に関する技術の開発及び普及を図りつつ、発揮すべき機能に応じた適正な森林整備を計画的に推進していくことが、森林の有する多面的機能を十全に発揮させることに資することから、「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」を目標とし、この成果を把握するため、次の指標の達成率の平均を毎年度100%とすることを数値目標として設定。 (ア) 水土保持機能 育成途中にある水土保持林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。 (イ) 森林の多様性 針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。 (ウ) 森林資源の循環利用 育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。 なお、森林吸収目標1,300万炭素トンの達成のため、19年度から森林吸収源対策を加速化することとしたところであり、指標(ア)と(ウ)について、19、20年度の目標値について見直しを行った。
	指標(ア)水土保持機能	%	63 (15年度)	62.92	63.49	66.01 (見込値)	71 (20年度)	
	指標(イ)森林の多様性	%	31 (15年度)	34.22	34.64	34.09 (見込値)	35 (20年度)	
	指標(ウ)森林資源の循環利用	千万m ³	84 (15年度)	89.0	91.5	94.0 (見込値)	98 (20年度)	

	国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進	海外における持続可能な森林経営への寄与度を100%とする。(各年度)	%	—	90 (A)	92 (A)	94 (A)	100 (各年度)	国際的な協調の下で持続可能な森林経営を推進するとともに、開発途上国における森林の整備及び保全等に対する積極的な協力の推進に努めることが必要であり、国内における森林の有する多面的機能の持続的発揮にとっても不可欠であることから、「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」を目標とし、この成果を把握するため、国際林業協力関連事業における相手国の政府関係者等に対するアンケート調査(5段階評価)により把握された「持続可能な森林経営への寄与度」を毎年度100%とすることを数値目標として設定。
	山地災害等の防止	5年間で4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加させる。	集落 %	48,000 (15年度)	49,600 100 (A)	50,500 104 (A)	51,200 (見込値) 100 (A)	52,000 (20年度)	国土の保全、水源のかん養等の森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な森林について、保安林制度による伐採や土地の形質の変更行為等の規制とともに、自然災害等により機能が著しく低下した保安林について、治山事業を推進することが重要であることから、「山地災害等の防止」を目標とし、この成果を把握するため、集落に近接する山地災害危険地区等のうち、5年間で防災上特に緊急性、必要性が高く、治山対策を完了させる集落数を数値目標として設定。
	森林病害虫等の被害の防止	松くい虫被害について、保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる都府県の割合を100%とする。(各年度)	%	—	67 (B)	67 (B)	60 (B)	100 (各年度)	森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくためには、森林病害虫や野生鳥獣の被害から森林を守ることが重要であることから、「森林病害虫等の被害の防止」を目標とし、この成果を把握するため、松くい虫被害について、保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を毎年度100%とすることを数値目標として設定。
	国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進	森林づくり活動への年間延べ参加者数を増加させる。	万人	70 (18年度)	—	—	(有効性の向上が必要である)	100 (21年度)	森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林及び林業について、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくという気運の醸成が重要であり、企業やNPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進し、森林の整備・保全を推進するためには広い国民の参加が必要であることから、「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」を目標とし、この成果を把握するため、森林ボランティア活動への年間延べ参加者数(推計値)を平成18年度の約70万人から平成21年度に100万人にすることを数値目標として設定。 なお、実績値を把握する「森林づくり活動についてのアンケート調査」は3年に1度しか実施していないことから、平成19年度及び平成20年度については、指標(1)及び(2)を用いて総合的な判定を行う。
				目標、指標については、19年度から設定					
		指標(1) 企業による森林づくり活動実施箇所数	箇所	—	—	—	325	—	
		指標(2) 森林ボランティア活動件数	件	—	—	—	3,695	—	

山村地域の活性化	以下の指標を用いて全国的な視点から総合的に有効性の判断をする。	-	-	-	(有効性の向上が必要である)	(有効性の向上が必要である)	-	<p>山村は森林を支える基盤であり、森林の整備・保全を適正に行い、森林の有する多面的機能を発揮させていくためには、山村地域の生活環境の整備や産業振興による就業機会の増大等を推進し、山村の活力を向上させることが重要であることから、「山村地域の活性化」を目標とし、この成果を把握するため、山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流について、新規定住者数、交流人口等の維持・向上を基本にしつつ指標(ア)から(イ)を設定し、それらをもとに全国的な視点から総合的に有効性の判断をする。</p> <p>(ア) 全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、以下の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年度比</p> <p>1) 新規定住者数 前年度の新規定住者数を維持・向上している市町村の割合</p> <p>2) 交流人口 交流人口が住民数以上かつ前年度の交流人口増加率を維持・向上している市町村の割合</p> <p>3) 地域産物等販売額 前年度の地域産物等販売額増加率を維持・向上している市町村の割合</p> <p>(イ) 森林資源を積極的に利用している流域の数</p> <p>(ウ) 山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数</p>
指標(ア)	以下の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年度比	%	-	-	123	106 (見込値)	-	
指標1)	新規定住者数	%	-	31	36	32 (見込値)	-	
指標2)	交流人口	%	-	70	66	61 (見込値)	-	
指標3)	地域産物等販売額	%	-	34	33	52 (見込値)	-	
指標(イ)	森林資源を積極的に利用している流域の数	流域	10 (15年度)	17	20	21 (見込値)	20 (20年度)	
指標(ウ)	山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数	万人	-	38	58	71 (見込値)	80 (20年度)	

政策評価の結果の政策への反映状況

- ① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進については、評価結果を踏まえ、引き続き間伐等の森林整備が進みにくい条件不利森林の早期解消を図るため、「森林・林業・木材産業づくり交付金のうち条件不利森林公的整備緊急特別対策事業（新規）」【4,000 百万円】(平成 20 年度予算額 0 百万円)を概算要求した。
- ② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進については、評価結果を踏まえ、引き続き開発途上地域における違法伐採対策の更なる取組及び途上国の森林減少・劣化問題対策のための取組を実施するため、「森林減少防止のための途上国取組支援事業(新規)」【45 百万円】(平成 20 年度予算額 0 百万円)を概算要求した。
- ③ 山地災害等の防止については、評価結果を踏まえ、引き続き山地災害に効果的・効率的に対応する取組の推進、荒廃地や荒廃森林の整備を実施するため、「山地災害総合減災対策治山事業(新規)」【6,300 百万円】(平成 20 年度予算額 0 百万円)を概算要求した。
- ④ 森林病虫害等の被害の防止については、評価結果を踏まえ、松くい虫被害について、被害木を確実に探査する手法を確立するためのモデル的調査等を実施するため、「松くい虫被害モニタリング高度化調査事業(継続)」【16 百万円】(平成 20 年度予算額 16 百万円)を概算要求した。
- ⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進については、評価結果を踏まえ、「美しい森林づくり推進国民運動」の普及啓発、森林づくり活動フィールド情報収集・提供を行うとともに、森林ボランティア活動の技術向上・安全対策等を実施するため、「地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業(継続)」【153 百万円】(平成 20 年度予算額 168 百万円)を概算要求した。
- ⑥ 山村地域の活性化については、評価結果を踏まえ、新たに森林等の自然や伝統文化等の山村特有の資源を活用した新たな産業の創出、都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組を支援するため、「山村再生総合対策事業(拡充)」【367 百万円】(平成 20 年度予算額 300 百万円)を概算要求した。

関係する施政方針演説等内閣の

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	〈第五「低炭素社会」への転換〉

重要政策(主なもの)			まず自らが率先して、温室効果ガス6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。
	森林・林業基本計画	平成 18 年9月8日	第2の3

<p>施策名</p>	<p>林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進</p>																																		
<p>施策の概要</p>	<p>森林・林業基本法及び森林・林業基本計画等に基づき、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図るため、以下の施策を実施する。</p> <p>① 望ましい林業構造の確立 ② 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進</p>																																		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 望ましい林業構造の確立については、目標の達成状況はおおむね有効となったことから、森林所有者への施策提案などにより施策の集約化を進めるとともに、路網と高性能林業機械の組合せ等により生産性の向上を図り、原木の生産コストの低減や量的に安定した供給を推進する。</p> <p>木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進については、国産材の供給・利用量の拡大の目標に対する達成状況がAランクとなったことから、平成27年の目標達成に向け、流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給を推進するとともに、消費者の視点に立った製品開発や環境への付加の少ない木材の良さ、国産材利用の意義等を広めるなどの利用拡大のための普及啓発活動を推進する。また、未利用の木質バイオマスの利用を進めるなど木材の総合的な利用を推進し、林業・木材産業の活性化を図る。</p> <p>(必要性) ① 林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造を確立する必要がある。 ② 消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため、木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義について広く国民の理解を得ることなどにより、国産材の供給・利用の拡大に資する、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進を支援する必要がある。</p> <p>(効率性) 望ましい林業構造の確立及び木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進については、政策手段の実施にあたり、地域の課題に応じた取組を支援するための柔軟な仕組みである交付金方式とするとともに、民間団体向け補助事業では公募方式とするなど効率的な実施に努めている。</p> <p>(有効性) ① 望ましい林業構造の確立については、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進み、これらの者による事業量のシェアが増加しつつあるものと考えられることから、目標の達成状況はおおむね有効となっている。 ② 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進については、合板分野での加工技術の向上により、間伐材等の小径木が効率的に利用することが可能となったこと、国産材製品の利用に対する企業や消費者の認識が高まってきたこと等から、国産材の供給・利用の拡大の目標の達成状況はAランクとなっている。</p> <p>(反映の方向性) ① 望ましい林業構造の確立については、おおむね有効となったことから、引き続き、施策の集約化に必要な人材育成や高性能林業機械の導入等に対する支援を実施するとともに、森林組合等の施策の集約化主体の他に市町村、都道府県、その他関係者が連携して取組を支援する方策について検討することとする。 ② 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進については、Aランクとなったことから、引き続き、需要者ニーズに応え得る国産材の供給体制の構築に向けた取組を実施するとともに、消費者や一般企業等に対する戦略的な普及、住宅建築への木材利用の推進や林地残材など利用が低位な木質バイオマスの利用促進などの需要拡大に向けた取組を実施する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1648 1501 2103"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値(達成状況)</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">望ましい林業構造の確立</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(-)</td> <td>(有効性の向上が必要である)</td> <td>(おおむね有効)</td> <td></td> <td rowspan="2">林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造の確立が必要であることから、「望ましい林業構造の確立」を目標とし、この成果を把握するため、森林・林業基本計画を踏まえ、平成27年における以下の数値目標を設定。 (7) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアを増加させる (素材生産 基準 H17:48% →</td> </tr> <tr> <td>指標(1) 素材生産の労働生産性の向上と国産材供給量(用材)</td> <td>・m³/人日 ・千m³</td> <td>-</td> <td>4.74</td> <td>5.51</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	望ましい林業構造の確立				(-)	(有効性の向上が必要である)	(おおむね有効)		林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造の確立が必要であることから、「望ましい林業構造の確立」を目標とし、この成果を把握するため、森林・林業基本計画を踏まえ、平成27年における以下の数値目標を設定。 (7) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアを増加させる (素材生産 基準 H17:48% →	指標(1) 素材生産の労働生産性の向上と国産材供給量(用材)	・m ³ /人日 ・千m ³	-	4.74	5.51	-	-
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																							
				17年度	18年度	19年度																													
望ましい林業構造の確立				(-)	(有効性の向上が必要である)	(おおむね有効)		林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造の確立が必要であることから、「望ましい林業構造の確立」を目標とし、この成果を把握するため、森林・林業基本計画を踏まえ、平成27年における以下の数値目標を設定。 (7) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアを増加させる (素材生産 基準 H17:48% →																											
	指標(1) 素材生産の労働生産性の向上と国産材供給量(用材)	・m ³ /人日 ・千m ³	-	4.74	5.51	-	-																												

	指標(2) 高性能林業機械の普及台数の増加	台	—	2,909	3,209	—	—	H27:60%) (造林・保育面積 基準 H17:58% → H27:70%) (イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体を2600とすること (基準 H17:2,200 → H27:2,600) なお、平成19年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、指標(1)～(4)を用いて総合的な判定を行うこととする。(各指標を判断する実績値は、統計等を用いており評価実施時点で当該年度の数値を把握できないことから、前年度の数値となる。) ※ 指標(4)について、統計の見直しにより当該年度に契約した面積(フロー)から調査時点で有効な面積(ストック)に変更したため、値が連続していないことから、18年度の実績値は評価対象としない。
	指標(3) 森林組合に占める中核組合の割合の増加	%	—	33	39	—	—	
	指標(4) 森林組合による長期経営・施業受託面積(私有林)の増加	ha	—	672,371	—※	—	—	
	木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進	千m ³	17,333 (平成16年)	17,899 (B)	18,307 (A)	18,907 (A)	23,000 (平成27年)	木材の供給については、製材工場等の事業基盤の強化、木材の流通及び加工の合理化等により、木材産業等の健全な発展を図り、消費者ニーズに即した製品を供給していくことが重要であり、木材の利用については、国産材利用の意義について国民の理解を深めることや木材の新規需要の開拓などにより、木材需要が増進されることが重要であることから、「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」を目標とし、この成果を把握するため、森林・林業基本計画における平成27年の木材供給・利用量の目標を数値目標として設定。
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>① 望ましい林業構造の確立については、評価結果を踏まえ、引き続き施業の集約化に必要な人材育成等に対する支援を実施するとともに、森林組合等の施業の集約化主体の他に市町村、都道府県、その他関係者が連携して取組を支援する方策について検討するため、「施業集約化・供給情報集積事業(拡充)」【613百万円】(平成20年度予算額592百万円)を概算要求した。</p> <p>② 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進については、評価結果を踏まえ、引き続き林地残材など利用が低位な木質バイオマスの利用促進などの需要拡大に向けた取組を実施するため、「森林・林業・木材産業づくり交付金のうち製紙用間伐材チップ安定供給システムモデル整備(新規)」【12,653百万円の内数】(平成20年度予算額9,692百万円の内数)、「CO2排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業(新規)」【144百万円】(平成20年度予算額0百万円)を概算要求した。</p>							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)			
	第169回国会施政方針演説		平成20年1月18日		〈第五「低炭素社会」への転換〉 まず自らが率先して、温室効果ガス6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。			
	森林・林業基本計画		平成18年9月8日		第2の4			

<p>施策名</p>	<p>水産物の安定供給の確保</p>																											
<p>施策の概要</p>	<p>国民に対し、新鮮で良質な水産物を安定的に供給するため、限りある水産資源の適切な管理と持続的な利用の確保に資する、以下の施策を実施する。</p> <p>① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進 ② 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開</p>																											
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価)</p> <p>① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進については、指標(ア)資源回復計画の着実な実施の目標の達成状況はCランクとなったことから、今後は、政策手段別評価における評価結果等を踏まえ、関係都道府県等に指導を行い、早期の計画策定の取組を実施する。 指標(イ)国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大、指標(ウ)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保、指標(エ)海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合 70%の確保については、それぞれ目標を達成したことから、今後も引き続き、計画的生産及び資源管理の取組を実施する。</p> <p>② 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開については、消費地と産地の価格差の縮減の目標の達成状況はBランクとなったことから、引き続き、産地の販売力強化と流通の効率化、高度化の取組を実施する。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 我が国周辺水域や公海の水産資源の多くが低位水準にある状況に対応して、国民に対する水産物の安定供給を確保するためには、低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理を推進する必要がある。</p> <p>② 産地の販売力強化を図るとともに、消費と生産の橋渡しを担う水産物流の構造改革を計画的に推進し、消費者が求める新鮮かつ安価な水産物の安定供給を確保するためには、水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策を展開する必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進については、強い水産業づくり交付金により地域の実情に応じた目標を示した上で、自主性・裁量性を発揮しながら各般の施策を総合的に推進する取組を支援することで、効率的な施策の推進を図っている。</p> <p>② 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開については、流通コスト縮減の取組について、販路流通を調査した上で、流通実態に最も適している物流資材の開発を行うなど、効率的な施策の推進を図っている。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進については、指標(イ)、(ウ)、(エ)は、それぞれ目標を達成したものの、指標(ア)について、漁獲努力量削減実施計画が禁漁区・禁漁期間を徹底するため、漁業者にとって直接、経営上の痛みを伴うものであり、漁業者間の調整がつかなかったことにより、目標の達成状況はCランクとなっている。</p> <p>② 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開については、原油価格の高騰により流通経費が増加したため消費地と産地の価格差が4.14倍となり、目標値3.94倍に対する達成状況はBランクとなっている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進については、Cランクとなった指標(ア)について、政策手段別評価における評価結果等を踏まえ、漁獲努力量削減実施計画の作成が遅れている都道府県等に個別指導を行い、早期の計画策定の取組を実施する。 指標(イ)、(ウ)、(エ)については、それぞれ目標を達成したことから、今後も引き続き、計画的生産及び資源管理の取組を実施する。 また、指標(エ)については、大幅に目標を達成していることから、今年度の実績を踏まえ目標値を見直すこととする。</p> <p>② 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開については、Bランクとなったことから、消費者が求める新鮮で安価な水産物の安定供給に資するため、引き続き、拠点市場の確立と産地の販売力強化を促進する取組を実施し、流通コストの縮減を図ることとする。 なお、流通段階における価格差を的確に捉える指標の追加を検討することとする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1899 1501 2105"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値(達成状況)</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低位水準にとどまっている水産資源の回復・管</td> <td>(ア)資源回復計画の着実な実施</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>67</td> <td>77</td> <td>35</td> <td>100 (毎年度)</td> <td>資源回復計画に基づき、漁獲圧力を下げるため、漁業者自身が定める漁獲努力量削減実施計画が早期(半年以内)に策定されることを目標値として設定。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	低位水準にとどまっている水産資源の回復・管	(ア)資源回復計画の着実な実施	%	—	67	77	35	100 (毎年度)	資源回復計画に基づき、漁獲圧力を下げるため、漁業者自身が定める漁獲努力量削減実施計画が早期(半年以内)に策定されることを目標値として設定。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
				17年度	18年度	19年度																						
低位水準にとどまっている水産資源の回復・管	(ア)資源回復計画の着実な実施	%	—	67	77	35	100 (毎年度)	資源回復計画に基づき、漁獲圧力を下げるため、漁業者自身が定める漁獲努力量削減実施計画が早期(半年以内)に策定されることを目標値として設定。																				

	理の推進 (※19年度から目標設定)	(イ)国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大	魚種 協定	— —	75 49	75 50	77 50	75 (前年度) 50 (前年度)	国際的な管理を要する水産資源の適切な保存及び管理が図られるよう、また、我が国漁業の漁場の維持及び開発が図られるよう国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大を目標値として設定。	
		(ウ)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保	千トン		1,754 (H18)	1,813	1,754	1,802 (A)	1,798 (H23)	主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量については、水産基本計画の平成29年度目標を1,929千トンとしており、これを達成するため、毎年一定割合で増加させるものとして、平成23年度目標値を1,798千トンとして設定。
		(エ)平成23年度の海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合70%の確保	%		63.5 (H18)	—	—	75.2 (A)	70 (H23)	持続的養殖生産を実現するため、養殖漁場の改善を図る漁場改善計画の策定を推進し、同計画の対象となる海面養殖の生産量の割合を高める必要があることから、総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の比率を目標値として設定。
		水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開 (※19年度から目標設定)	消費地と産地の価格差の縮減	倍		3.98 (H18)	4.41	3.98	4.14 (A)	3.78 (H23)

政策評価の結果の政策への反映状況	○ 予算要求
	<p>① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進については、評価結果を踏まえ、主に我が国排他的経済水域における水産資源の回復・管理を推進する観点から、資源回復計画、漁獲可能量の適切な管理等を引き続き実施するため、以下の事業を概算要求した。</p> <p>「合理的資源管理推進事業費(拡充)」【232百万円】(平成20年度予算額223百万円)</p> <p>「ポスト資源回復計画移行調査事業費(新規)」【18百万円】(平成20年度予算額0百万円)</p> <p>② 水産物の安定供給を図るため加工・流通・消費施策の展開については、評価結果を踏まえ、主に漁業団体による新規販路の開拓、産地市場の改革などの取り組みや民間企業が漁業者団体と連携して行う新規販路の開拓、新商品の開発に対して支援するため、「水産物産地販売力強化事業(新規)」【1,052百万円】(平成20年度予算額0百万円)を概算要求した。</p>
	○ 組織・定員要求
	評価結果を踏まえ、国際的資源管理が実施されている魚種の不正漁獲と輸入防止、省エネ型漁業への漁業転換推進、魚価価格差の適正価格への対応、さらには消費者の求める安価な水産物の提供に必要な定員を要求した。(定員要求:4名)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		水産基本計画	平成19年3月20日

<p>施策名</p>	<p>水産業の健全な発展</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国民に対する水産物の安定供給の観点から、水産業全体を食料供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図るため、以下の施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立 ② 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮 ③ 水産関係団体の再編整備
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立については、目標の達成状況はBランクとなったことから、引き続き、体系的な漁業就業支援体制の整備等をするとともに、文部科学省と連携し、水産高校等と地域の漁業・水産業界が協働して人材を育成する必要がある。 ② 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮については、目標の達成状況はAランクとなったことから、引き続き、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合の向上、漁村における生活環境の改善等の取組を実施する。 ③ 水産関係団体の再編整備については、目標の達成状況はBランクとなったことから、引き続き、組織再編と事業改革による事業基盤の拡充・強化等を推進するとともに、様々な形態に合わせた漁協経営改善モデルの策定に努める必要がある。 <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安定的な収益を確保しつつ継続的に漁業活動を担い得る漁業経営を育成し、このような経営を担う人づくりを進めることにより、国際競争力のある経営体の育成・確保と漁業就業構造を確立する必要がある。 ② 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮を図ることにより、我が国周辺水域の資源生産力の向上や我が国水産業の国際競争力を強化する必要がある。 ③ 水産関係団体の再編整備を効率的に進めることにより、漁業者の生産活動を支援する団体の経営基盤の強化を図る必要がある。 <p>(効率性)</p> <p>国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮については、強い水産業づくり交付金により、地域の実情に応じた目標を示した上で、自主性・裁量性を発揮しながら各般の施策を総合的に推進する取組を支援することで、効率的な施策の推進を図っている。</p> <p>水産関係団体の再編整備については、経営コンサルタント等の財務・起業再生等に知見を有する外部専門家により作成した漁協経営改善モデルを広く普及・紹介することで、効率的な施策の推進を図っている。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立については、目標の達成状況はBランクとなった。これは、漁業は他の産業に比べ労働環境が厳しいとの認識が一般的に強いため、他産業での求人が増加すると、就職希望者が労働条件の良い他産業に流れることや資源の悪化、魚価低迷、燃油価格の高騰と厳しい漁業経営環境の下、漁業経営安定対策事業の申請に必要な漁業経営改善計画における収益等見込の予想を立てるのが困難であったことによるものである。 ② 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮については、目標の達成状況はAランクとなった。これは、漁港漁場整備長期計画に基づき、総合的整備が着実に進捗していることによる。 ③ 水産関係団体の再編整備については、目標の達成状況はBランクとなっている。これは、漁協経営改善計画の策定目標である10漁協に対し、6漁協で計画が策定されたことによる。 <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立については、Bランクとなったことから、体系的な漁業就業支援体制の整備、中核的漁業者協業体の経営改善の取組や漁村女性等による協業的活動の取組を実施するとともに、文部科学省と連携し、水産高校等と地域の漁業・水産業界が協働し、漁業・水産業の専門知識を有する人材を育成するため、生徒を対象に漁業、漁協・加工会社での実習等を実施する。 ② 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮については、目標の達成状況はAランクとなったことから、引き続き、漁港漁場整備長期計画に基づき、漁港・漁場・漁村の総合的な整備を実施する。 ③ 水産関係団体の再編整備については、Bランクとなったことから、多くの漁協が活用できるような様々な形態に合わせた漁協経営改善モデルを策定する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
国際競争力のある経営体の育成・活力ある漁業就業構造の確立(※19年度から目標設定)	(ア)新規漁業就業者の確保	人	—	1,423	1,256	1,000 (暫定値)	1,500 (毎年度)	水産業の健全な発展を図るために、将来の漁業を担うに足りる能力を備えた人材の確保が重要であり、平成15年の年間1,500人の新規漁業就業者を確保することを目標に設定。
	(イ)漁業経営改善計画の認定者数の確保	経営体	67 (H14)	217	234	290 (B)	452 (H19)	漁業者が、経営の相当程度の向上を図ることを目的に、国・都道府県の助言の下に、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置を行う漁業経営改善計画を策定した場合の認定者数を目標値として設定。
漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮(※19年度から目標設定)	(ア)漁場再生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供	万トン	—	—	—	—	14.5 (H23)	水産基本計画における自給率目標の達成のため、排他的経済水域を含めた我が国周辺水域における漁場整備を図ることとし、平成23年度を目途に、概ね14.5万トンの水産物を新たに提供することを目標値として設定。
	(イ)高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合の向上	%	23 (H16)	—	—	25.1 (A)	50 (H23)	水産物の流通拠点となる漁港において、鮮度保持対策や衛生管理対策等に重点的に取り組むことにより、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を平成23年度を目途に概ね50%に向上させることを目標値として設定。
	(ウ)漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率の向上	%	35 (H16)	39	41	43 (暫定値) (A)	60 (H23)	漁村の総合的な進行の観点から、生活環境の向上を図るため「漁業集落排水を行うこととしている漁村の人口比率」を平成19年度策定の「漁場整備長期計画」の目標に基づき、平成19年度43%を目標値として設定。
	(エ)津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積削減	千ha	6 (H14)	4.405	5.18	5.02 (A)	5 (H19)	厳しい自然環境に立地している漁村の防災機能の向上を図るため、「社会資本整備重点計画」の目標に基づき、19年度までに5千haに削減することを目標値として設定。
水産関係団体の再編整備(※19年度から目標設定)	漁協の組織基盤の強化(漁協経営改善事業による漁協経営改善計画策定)	漁協	0 (H18)	—	—	6 (B)	30 (H21)	経営の改善が進まない漁協、財務状況が悪く合併の障害となっている経営不振漁協について、経営コンサルタント等外部専門家による詳細な財務分析を通じて具体的な改善計画を策定し、経営・事業改善を図ることから、19～21年度に30漁協の改善計画策定を目標値として設定。

政策評価の結果の政策への反映状況

○ 予算要求

- ① 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立については、評価結果を踏まえ、主に人材の育成・確保や漁船の安全操業の確保を通じて、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、以下の事業を概算要求した。

「漁業担い手確保・育成対策事業(拡充)」【616百万円】(平成20年度予算額518百万円)

「漁船安全操業対策事業(拡充)」【122百万円】(平成20年度予算額33百万円)

- ② 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮については、評価結果を踏まえ、主に漁港・漁場・漁村の整備を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事業を概算要求した。

「水産物供給基盤整備」【42,953百万円】(平成20年度予算額39,601百万円)

「水産資源環境整備」【13,031百万円】(平成20年度予算額12,587百万円)

「漁村総合整備」【10,656百万円】(平成20年度予算額10,805百万円)

- ③ 水産関係団体の再編整備については、主に漁協系統の組織・事業改革を支援するとともに、漁業経営体に対して指導を行う地域の漁協等の機能を強化し、これらの手動のもと、個々の漁業者が生産から販売まで一連の経済活動による漁業経営がなされるよう促進するため、「漁協系統組織・事業改革促進事業(拡充)」【72百万円】(平成20年度予算額76百万円)を概算要求した。

○ 組織・定員要求

評価結果を踏まえ、我が国周辺水域の資源生産力の向上を図るため、新規漁場の整備、漁場再生

	の推進に必要な定員を要求した。(定員要求1名)		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	社会資本整備重点計画	平成15年10月10日	汚水処理人口普及率 津波・高潮による災害から一定水準の安全性が確保されていない地域の面積
	水産基本計画	平成19年3月20日	第3の2、5、6

施策名	バイオマスの利活用の推進																											
施策の概要	<p>バイオマスの利活用の推進により、地球温暖化の防止や循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成、農林漁業及び農山漁村の活性化を図るため、以下の施策を実施する。</p> <p>① バイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」構想の加速化</p> <p>② 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大</p>																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>① バイオマスタウン構想の加速化については、目標の達成状況はBランクとなったことから、本構想の策定に直接支援する事業の対象地区に対して、早期に構想が策定されるように指導を行うとともに、支援施策を着実に実施する。</p> <p>② 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大については、目標の達成状況はAランクになったところであるが、世界的に食料供給との競合が懸念されるなど新たな課題が生じていることから、今後は、食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の未利用バイオマスを有効に活用していく必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 「広く、薄く」存在する特性を持つバイオマスの利活用を推進し、地域で効率的にエネルギーや製品として利用する地域分散型の利用システムを構築するとともに、地域の実情に即したシステムの構築を推進するためには、バイオマスタウン構想の策定を加速化する必要がある。</p> <p>② 国産バイオ燃料の本格的な導入に向けて、バイオ燃料の利用モデルの整備と技術実証を行い、国産バイオ燃料を大幅に生産拡大する必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① バイオマスタウン構想の加速化については、地域の実情に即し、さらに地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援しており、効率的な取組の推進が図られている。</p> <p>② 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大については、バイオ燃料原料調達から燃料の製造・供給まで、地域の関係者が一体となったモデル性の高い取組に支援しており、効率的な取組の推進が図られている。</p> <p>(有効性)</p> <p>① バイオマスタウン構想の加速化については、バイオマスタウン構想の策定に直接支援した 22 地区の全てで年度内に構想が策定されると期待されていたが、実際は 18 地区の策定に留ったことにより、目標の達成状況はBランクとなっている。</p> <p>② 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大については、バイオディーゼル燃料の生産地区が 19 箇所が増え、生産量が 463 キロリットルと大幅に増加したことにより、目標の達成状況はAランクとなっている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>① バイオマスタウン構想の加速化については、Bランクとなったことから、地域バイオマス利活用交付金等による支援を行うとともに、バイオマスタウンアドバイザーの活用等により実効性あるバイオマスタウンを構築する。</p> <p>② 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大については、Aランクとなったものの、世界的に食料供給との競合が懸念されるなど新たな課題が生じていることから、食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の未利用バイオマスを有効に活用して、国産バイオ燃料の生産拡大を図るための研究開発、技術実証、普及啓発等を実施する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1615 1489 1955"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値(達成状況)</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バイオマスタウンの構築を推進し、平成22年度に300地区とする(※19年度から目標設定)</td> <td>バイオマスタウン策定地区</td> <td>地区</td> <td>90 (18年度)</td> <td>—</td> <td>90</td> <td>136 (B)</td> <td>300 (22年度)</td> <td>バイオマスタウンは、バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、平成22年度末に300地区の構想が公表されることとし目標を設定。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	バイオマスタウンの構築を推進し、平成22年度に300地区とする(※19年度から目標設定)	バイオマスタウン策定地区	地区	90 (18年度)	—	90	136 (B)	300 (22年度)	バイオマスタウンは、バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、平成22年度末に300地区の構想が公表されることとし目標を設定。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値(達成状況)			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
				17年度	18年度	19年度																						
バイオマスタウンの構築を推進し、平成22年度に300地区とする(※19年度から目標設定)	バイオマスタウン策定地区	地区	90 (18年度)	—	90	136 (B)	300 (22年度)	バイオマスタウンは、バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、平成22年度末に300地区の構想が公表されることとし目標を設定。																				

	国産バイオ燃料を平成23年度に単年度5万キロリットル以上生産(※19年度から目標設定)	国産バイオ燃料の生産量	キロリットル	—	—	—	463 (A)	50,000 (23年度)	国産バイオ燃料の大幅な生産拡大について、2007年2月に農林水産大臣から内閣総理大臣に報告。工程表では、2010年頃までの当面の期間は、食料供給と競合しない規格外農産物等の安価な原料を用いて、単年度5万キロリットルの生産を目指すことから目標に設定。
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>国産バイオ燃料の生産拡大については、評価結果を踏まえ、平成23年度に国産バイオ燃料を5万KL生産する目標の達成に向け、主に「農林漁業バイオ燃料法」に基づき、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携する取組を支援するため、以下の事業を概算要求した。</p> <p>また、北海道洞爺湖サミットの首脳声明(第二世代バイオ燃料の開発と商業化を加速)を受け、主に稲わらや間伐材等のセルロース系原料を活用した日本型バイオ燃料の大幅な生産拡大を一層推進するため、以下の事業を概算要求した。</p> <p>環境バイオマス総合対策推進事業(拡充)【352百万円】(平成20年度予算額352百万円) 地域バイオマス利活用交付金(拡充)【12,591百万円】(平成20年度予算額11,129百万円) ソフトセルロース利活用技術確立事業(継続)【3,798百万円】(平成20年度予算額3,237百万円)</p>								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等			年月日		記載事項(抜粋)			
	第165回国会総理大臣所信表明演説			平成18年9月29日		自動車燃料にバイオエタノールを利用するなど、バイオマスの利用を加速化します。			
	第166回国会施政方針演説			平成19年1月26日		乗用車の燃費基準を2015年までに2割以上改善し、世界で最も厳しい水準とするとともに、バイオ燃料の利用率を高めるための工程表を策定します。			

<p>施策名</p>	<p>食料・農業・農村に関する国際協力の推進</p>																					
<p>施策の概要</p>	<p>世界の食料需給の安定に貢献するため、食料・農業・農村に関する国際協力の推進に資する以下の施策を実施する。</p> <p>① 我が国の食料安全保障の確保にも資する協力 ② WTO、EPA 等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力 ③ 我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応</p>																					
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>我が国の食料安全保障の確保にも資する協力、WTO、EPA 等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力、我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応については、目標の達成状況はAランクとなったものの、昨今のグローバル化の進展や WTO 交渉や EPA 交渉の進展、アフリカ開発会議(TICAD IV)や洞爺湖サミットの宣言文等を踏まえ、アフリカをはじめとする飢餓・貧困の多い開発途上国における具体的な取組を検討・推進していく事で、効率的な農林水産分野の国際協力を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>食料・農業・農村に関する国際協力を推進するため、我が国の食料安全保障の確保にも資する協力、WTO、EPA 等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力、我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応を行う必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 我が国の食料安全保障の確保にも資する協力については、意見交換等を通じてニーズを把握しつつ途上国の状況や抱える課題を的確に把握したことにより効率的に推進している。</p> <p>② WTO、EPA 等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力については、対象国のニーズに応じた議題や各国共通の問題をテーマとしたことにより効率的に推進している。</p> <p>③ 我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応については、我が国のみでは無く、関係各国にとっても重要なテーマを選定したことにより効率的に推進している。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 我が国の食料安全保障の確保にも資する協力については、目標の達成状況はAランクとなった。これは、途上国の実情を踏まえた包括的な支援や効果的な人材育成を通じた協力を推進したことによるものである。</p> <p>② WTO、EPA 等の国際交渉における我が国のイニシアティブ発揮に資する協力については、目標の達成状況はAランクとなった。これは、我が国の農業政策への理解の促進と、関係国自らの抱える国際農業交渉上の課題についても理解を深める取組を行ったことによるものである。</p> <p>③ 我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応については、目標の達成状況はAランクとなった。これは、国際的な問題の解決に資するよう関係国との連携強化につながる取組を行ったことによるものである。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>① 我が国の食料安全保障の確保にも資する協力については、食料需給の変動が懸念されることから、引き続き途上国の実情を踏まえた包括的な支援等を行うとともに、我が国の専門的な技術やノウハウを活用した低湿地における水田開発技術の確立、コメの品種改良等の研究開発、国際機関と連携した人材育成等を通じてコメの生産倍増を支援する取組等を推進する。</p> <p>② WTO、EPA 等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力については、引き続き現在の施策を推進するとともに、植物新品種保護制度の整備など取組が遅れている分野について能力開発等の支援を検討する。</p> <p>③ 我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応については、引き続き国際的な問題の解決に資するよう関係国との連携強化につながる取組を推進する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="352 1664 1497 1888"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標① 我が国の食料安全保障の確保にも資する協力</td> <td>相手国関係者を対象にしたアンケート調査</td> <td>アンケート調査の 平均値</td> <td>3.5 (各年度)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3.3 (おおむね有効)</td> <td>3.5 (各年度)</td> <td>食料・農業・農村に関する国際協力は、その効果を把握するに際して、・発現するまでには、一定期間を要することに加え、・気象条件や社会制度の変革、他の</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	目標① 我が国の食料安全保障の確保にも資する協力	相手国関係者を対象にしたアンケート調査	アンケート調査の 平均値	3.5 (各年度)	—	—	3.3 (おおむね有効)	3.5 (各年度)	食料・農業・農村に関する国際協力は、その効果を把握するに際して、・発現するまでには、一定期間を要することに加え、・気象条件や社会制度の変革、他の
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
		17年度	18年度	19年度																		
目標① 我が国の食料安全保障の確保にも資する協力	相手国関係者を対象にしたアンケート調査	アンケート調査の 平均値	3.5 (各年度)	—	—	3.3 (おおむね有効)	3.5 (各年度)	食料・農業・農村に関する国際協力は、その効果を把握するに際して、・発現するまでには、一定期間を要することに加え、・気象条件や社会制度の変革、他の														

	<p>目標② WTO,EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力</p>	<p>相手国関係者を対象にしたアンケート調査</p>	<p>アンケート調査の平均値</p>	<p>3.5 (各年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>3.4 (おおむね有効)</p>	<p>3.5 (各年度)</p>	<p>援助国や開発途上国自らの取組等の種々の要因の影響も大きいこと等の特質を踏まえる必要がある。 このため、本政策分野については、3項目の目標として設定し、各事業ごとに相手国の関係者等を対象としたアンケート調査を実施して、各事業の事業目標の達成度等について評価を行ってもらい、それを集約することにより評価する。</p>
	<p>目標③ 我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応</p>	<p>相手国関係者を対象にしたアンケート調査</p>	<p>アンケート調査の平均値</p>	<p>3.5 (各年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>3.2 (おおむね有効)</p>	<p>3.5 (各年度)</p>	
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>政策評価の結果を踏まえ、食料・農業・農村に関する国際協力を推進する上で、農林水産省として自ら実施する意義の高いものとして取り組むこととした以下の3つの重点分野を基に概算要求を行った。</p> <p>① 我が国の食料安全保障の確保にも資する協力・交流 コメの生産倍増を支援する取組として「アフリカ内陸低湿地における持続的稲作技術実証・普及事業」【64百万円】(平成20年度予算額0百万円)</p> <p>② WTO、EPA等の国際交渉における我が国のイニシアティブ発揮に資する協力 途上国の食品安全、動植物検疫水準の向上を支援する取組として、「国際基準導入による途上国の食糧増産・貿易促進支援事業」【29百万円】(平成20年度予算額0百万円)</p> <p>③ 我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応 BSE、口蹄疫、豚コレラ等の伝染病の蔓延防止や食品の安全性の向上に寄与する取組みとして、「重要動物伝染病国際貢献事業」【20百万円】(平成20年度予算額0百万円)</p>								
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>		<p>記載事項(抜粋)</p>					
	<p>農林水産業協力に関する農林水産省内検討会</p>	<p>平成18年12月25日</p>		<p>国家戦略としてのODAの活用が求められる中、インフラ整備、各種技術ノウハウの移転等農林水産分野の国際協力について、引き続き着実に推進することが重要であるとの観点から、農林水産分野全体に渡る将来を見据えた横断的な国際協力のあり方について取りまとめた。</p>					
	<p>食料・農業・農村基本計画</p>	<p>平成17年3月25日</p>		<p>第3の1の(7) 国際協力の推進</p>					

施策名	農林水産物・食品の輸出の促進																											
施策の概要	農林水産物・食品産業の活性化に資するため、民間の取組に対し総合的な支援等を実施し、国産農林水産物・食品の輸出を促進する。																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 農林水産物・食品の輸出額を平成 25 年までに1兆円規模とすることについては、目標の達成状況はおおむね有効となったことから、引き続き、関係府省、地方公共団体等と連携を図りつつ、輸出環境の整備や意欲ある農林漁業者等に対する支援を行う。</p> <p>(必要性) 農林漁業者の経営発展等に寄与するため、海外での日本食・日本製品の普及、販路創出・拡大や国内外での輸出環境整備等を行い、農林水産物・食品の輸出拡大を図る必要がある。</p> <p>(効率性) 農林水産物・食品の輸出額を平成 25 年までに1兆円規模とすることについては、「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」において設定した重点個別品目と重点国を中心に各種輸出促進施策を実施するなど効率的に推進している。</p> <p>(有効性) 農林水産物・食品の輸出額を平成 25 年までに1兆円規模とすることについては、目標の達成状況はおおむね有効となった。これは、中国向け精米の輸出解禁、香港向け牛肉の輸出解禁を実現したこと等によるものである。</p> <p>(反映の方向性) 農林水産物・食品の輸出額を平成 25 年までに1兆円規模とすることについては、目標の達成状況はおおむね有効となったことから、引き続き、円高等、市場の情勢を注視しつつ、輸出戦略に沿って、重点品目及び重点国に対し、輸出環境の整備、品目別の戦略的な取組、意欲ある農林漁業者に対する支援、関係府省と連携した日本食・日本食材の海外への情報発信(来日外国人観光客に対するPRを含む)を行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="352 1070 1497 1357"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする</td> <td>農林水産物・食品の輸出額</td> <td>億円</td> <td>—</td> <td>3,310 (おおむね有効)</td> <td>3,739 (おおむね有効)</td> <td>4,337 (おおむね有効)</td> <td>1兆円規模(平成25年)</td> <td>政府としては、農林水産物・食品の輸出額を、平成16年を基準として5年間で倍増することを目指し、民と官が一体となった取組を推進してきたが、輸出額を平成25年までに1兆円規模とするの目標を新たに設定したところであり、これをもって輸出額を目標値とする。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする	農林水産物・食品の輸出額	億円	—	3,310 (おおむね有効)	3,739 (おおむね有効)	4,337 (おおむね有効)	1兆円規模(平成25年)	政府としては、農林水産物・食品の輸出額を、平成16年を基準として5年間で倍増することを目指し、民と官が一体となった取組を推進してきたが、輸出額を平成25年までに1兆円規模とするの目標を新たに設定したところであり、これをもって輸出額を目標値とする。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
				17年度	18年度	19年度																						
農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする	農林水産物・食品の輸出額	億円	—	3,310 (おおむね有効)	3,739 (おおむね有効)	4,337 (おおむね有効)	1兆円規模(平成25年)	政府としては、農林水産物・食品の輸出額を、平成16年を基準として5年間で倍増することを目指し、民と官が一体となった取組を推進してきたが、輸出額を平成25年までに1兆円規模とするの目標を新たに設定したところであり、これをもって輸出額を目標値とする。																				
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>関係府省、都道府県、民間団体等が参画する農林水産物等輸出促進全国協議会において「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」が改訂(平成 20 年6月)されたところ、評価結果をふまえ、主に意欲ある農林漁業者等に対する支援策等として以下の事業を概算要求した。</p> <p>「農林水産物等輸出ステップアップ推進事業(新規)」【194 百万円】(平成 20 年度予算額0百万円)</p> <p>「農林水産物等海外販路創出・拡大事業(継続)」【426 百万円】(平成 20 年度予算額 499 百万円)</p> <p>「活きた輸出情報ネットワーク構築事業(拡充)」【120 百万円】(平成 20 年度予算額 60 百万円)</p> <p>「日本食・日本食材等海外発信事業(継続)」【281 百万円】(平成 20 年度予算額 365 百万円)</p> <p>「海外日本食優良店調査・支援事業(継続)」【172 百万円】(平成 20 年度予算額 182 百万円)</p> <p>「農林水産物等輸出促進支援事業費(拡充)」【979 百万円】(平成 20 年度予算額 702 百万円)</p>																											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																									
	第 166 回国会施政方針演説	平成 19 年1月 26 日	地域の主要な産業である農業は、新世紀の戦略産業として、大きな可能性を秘めています。意欲と能力のある担い手への施策の集中化、重点化を図ります。「おいしく、安全な日本産品」の輸出を 2013 年までに1兆円規模とすることを目指すとともに、都市と農山漁村との交流の推進など、農山漁村の活性化に取り組みます。																									
	食料・農業・農村基本計画	平成 17 年3月 25 日	第3の2の(5)のウ 輸出促進に向けた総合的な取組の推進																									

2 - (1) - ② 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）＜平成20年7月18日に公表＞

<p>施策名</p>	<p>物流管理効率化新技術確立事業〔I-①〕</p>																							
<p>施策の概要</p>	<p>食品産業の競争力の強化を図るため、食品流通の効率化に資する技術として、民間団体を主体に、生鮮食品流通における検品、分荷、商品管理などの物流プロセスに電子タグを導入し、電子化された取引情報の活用と相まって大幅な省力化を実現するための効率的物流モデルを開発する。</p> <table border="1" data-bbox="347 353 1469 510"> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> <td>平成18年度</td> <td>平成19年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>99,800千円</td> <td>95,320千円</td> <td>97,058千円</td> </tr> <tr> <td>翌年度繰越額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執 行 額</td> <td>99,800千円</td> <td>95,320千円</td> <td>97,058千円</td> </tr> </table>					平成17年度	平成18年度	平成19年度	予 算 額	99,800千円	95,320千円	97,058千円	翌年度繰越額	—	—	—	執 行 額	99,800千円	95,320千円	97,058千円				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度																					
予 算 額	99,800千円	95,320千円	97,058千円																					
翌年度繰越額	—	—	—																					
執 行 額	99,800千円	95,320千円	97,058千円																					
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>最終年度にあたる平成19年度においては、卸売市場内における生鮮食品物流コストを4分の1以上削減可能な実用的な物流モデルを構築できたことから、目標を達成した。</p> <p>今後は、当事業で得られた効果を広く周知することにより、電子タグを活用した効率的物流モデルの普及を推進していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>生鮮食品等流通の大部分を占める卸売市場において実証実験を行い、電子タグを導入した市場において、物流作業コストを4分の1程度削減することが可能となる実用モデルを開発する。</p> <p>単年度ごとの目標として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 17年度は、青果物の物流システムモデルの実証と課題の整理、 ・ 18年度は、水産物等の物流システムモデルの実証と課題の整理、 ・ 19年度は、17・18年度の結果を踏まえ、物流作業コストを4分の1程度削減することが可能となる卸売市場で活用できる実用モデルの開発。 <p><目標設定の考え方></p> <p>目標値については、卸売関係者からのヒアリングと経済産業省がアパレルなど他品目の物流で実施した実証実験結果データを基に試算し、学識経験者の意見を聞いて策定した。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>生鮮食品流通における検品、分荷、商品管理などの物流プロセスに電子タグを導入した効率的物流モデルを開発することにより、労働作業時間の短縮を図ることができる。</p> <p><達成度合いの判定方法・基準></p> <p>上記の19年度の目標を達成した場合を「達成」とする。</p> <p><目標期間></p> <p>基準年次 平成18年度 達成年次 平成19年度</p> <p><効果の把握の方法></p> <p>平成19年度事業主体である(財)食品流通構造改善促進機構より提出された報告書から、物流システムモデルの実証結果を把握。</p> <p><把握された効果></p> <p>平成19年度は、平成17～18年度事業の課題を踏まえ、電子タグを活用した実用的かつ効率的な生鮮食品物流プロセスの実証実験を行った。</p> <p>この結果、卸売業者における着荷検品作業と、仲卸業者における着荷検品・商品分荷作業において大幅な削減効果が得られ、物流作業コストを目標である4分の1(25%)以上の約45%削減できる実用的な物流モデルを構築することができた。</p> <p><結 果></p> <p>○ 実証実験から得られた電子タグ導入による作業時間の変化</p> <table border="1" data-bbox="347 1727 1257 2114"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状の所要時間(分)A</th> <th>実験での所要時間(分)B</th> <th>B/A(%)</th> <th>効率化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者</td> <td>8</td> <td>7.5</td> <td>94</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者</td> <td>42</td> <td>20</td> <td>48</td> <td>52%</td> </tr> <tr> <td>卸売市場合計</td> <td>50</td> <td>27.5</td> <td>55</td> <td>45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・実験実施市場:東京都中央卸売市場大田市場</p>					現状の所要時間(分)A	実験での所要時間(分)B	B/A(%)	効率化	卸売業者	8	7.5	94	6%	仲卸業者	42	20	48	52%	卸売市場合計	50	27.5	55	45%
	現状の所要時間(分)A	実験での所要時間(分)B	B/A(%)	効率化																				
卸売業者	8	7.5	94	6%																				
仲卸業者	42	20	48	52%																				
卸売市場合計	50	27.5	55	45%																				

	<p>・実験対象品目：イチゴ、トマト、ニラ <予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果> 天候影響による災害や事業計画の遅れ等が発生した場合は、予算の繰越等弾力的な予算執行が行えるようになっているが、平成 19 年度はその事態には至らなかった。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、電子タグなどを用いた新技術を活用するビジネスモデルや通い容器の新たな流通管理システムの構築を図る「新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業(平成 20 年度新規)」を推進していくこととした。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	食料・農業・農村基本計画	平成 17 年 3 月 25 日	第 3 の 1 の (5) 食品産業競争力の強化に向けた取組

施策名	商物分離直接流通成果重視事業〔Ⅰ－①〕																		
施策の概要	<p>卸売市場における流通コストの低減を図るため、卸売市場における電子商取引の導入による生産者から小売業者等へのダイレクト物流(商物分離直接流通)の仕組みを開発し、かつ、取引業務や市場内の仕分け・搬送業務等に係る経費削減効果を実証することにより、電子商取引の導入を促進する。</p> <table border="1" data-bbox="316 297 1422 427"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>—</td> <td>145,000千円</td> <td>145,000千円</td> </tr> <tr> <td>翌年度繰越額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執 行 額</td> <td>—</td> <td>145,000千円</td> <td>135,532千円</td> </tr> </tbody> </table>				17年度	18年度	19年度	予 算 額	—	145,000千円	145,000千円	翌年度繰越額	—	—	—	執 行 額	—	145,000千円	135,532千円
	17年度	18年度	19年度																
予 算 額	—	145,000千円	145,000千円																
翌年度繰越額	—	—	—																
執 行 額	—	145,000千円	135,532千円																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>事業開始2年目となる、平成 18 年度のモデル地区における電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱量については、目標を達成できなかったことから、市場関係者等との調整を進め、取扱数量を増加させていく必要がある。</p> <p>電子商取引を導入する中央卸売市場の数の割合については、目標を達成できなかったことから、引き続き、モデル地区における実証試験を実施するとともに、これまでの実証試験の成果を普及することにより電子商取引の導入を促進することとする。</p> <p>(なお、中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額については、8月上旬に取りまとめ予定である。)</p> <p>→ 中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額については、目標を達成できなかったことから、今後も電子商取引の導入を促進するとともに、卸売市場の再編を通じた市場機能の強化、品質管理の徹底等により卸売市場の活性化を図り、販売を拡大する必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <ol style="list-style-type: none"> モデル地区において、事業開始後2年以内に、電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱量の割合を10～25%に高める。 平成 22 年度までに、電子商取引を導入する中央卸売市場の数の割合を全中央卸売市場の 40～50%に高める。なお、事業実施期間における各年度の目標は次のとおりとする。 <table border="0" data-bbox="379 1093 614 1189"> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>20%</td> </tr> </table> 毎年度の中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額について、対前年比の伸び率を、過去5年間の平均伸び率以上に高める。 <p><目標設定の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 電子商取引が法令上可能である品目について、仮にその品目の全量を電子商取引化できれば、全生鮮食料品等取扱量のうち10～25%を占めることになるため、これを目標として設定した。 商物分離電子商取引の導入については、多数の市場関係業者の合意形成が難しいことから、中央卸売市場の約半分程度における導入を目指す。食肉市場における導入が困難な状況を考慮して、全中央卸売市場で40～50%導入することを目標として設定した。 中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額については、毎年の振れがあることから、過去5年間の平均伸び率以上となることを目標とした。 <p><手段と目標の因果関係></p> <ol style="list-style-type: none"> モデル地区において、取引業務や市場内の仕分け・搬送業務等に係る経費削減効果により、電子商取引の取扱量の割合を増加させることが可能となる。 本事業によるモデル地区の実証試験の成果の普及・啓発により、他市場において電子商取引を導入する市場を増加させることが可能となる。 電子商取引が導入されることを通じて、中央卸売市場全体の取扱数量及び取扱金額が増加することにより、卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額を増加させることが可能となる。 <p><達成度合いの判定方法・基準></p> <p>上記の目標1～3を達成した場合を「達成」とする。</p> <p><目標期間></p> <p>達成年次 22 年度</p> <p><効果の把握の方法></p> <p>以下の項目について、中央卸売市場の開発者及び卸売業者等を対象とした調査と事業成果の報告等により把握する。</p> <ol style="list-style-type: none"> モデル地区における電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱量の割合 電子商取引を導入する中央卸売市場の数 中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額 <p><把握された効果></p> <ol style="list-style-type: none"> 事業開始2年目となる、18 年度のモデル地区における電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱量の割合は、下表のとおりとなり、目標を達成できなかった。 			平成 18 年度	3%	平成 19 年度	10%	平成 20 年度	20%										
平成 18 年度	3%																		
平成 19 年度	10%																		
平成 20 年度	20%																		

なお、事業開始1年目である、19年度のモデル地区における電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱数量の割合は、下表のとおりとなった。

実施年度	モデル地区実施主体（市場名）	電子商取引を経由した取扱数量の割合
18年度	札幌市場青果商物分離事業協議会 （札幌市中央卸売市場青果部）	3.4% (2.2%)
	東北地区水産物商物分離直接流通成果重視事業導入協議会 （仙台市中央卸売市場本場水産物部）	0.05% (0.008%)
	花き商物分離直接流通協議会 （東京都中央卸売市場大田市場花き部）	0.0001% (0.003%)
19年度	千葉市中央市場青果商物分離事業協議会 （千葉市中央卸売市場青果部）	4.4%
	横浜青果商物分離直接流通協議会 （横浜市中央卸売市場本場青果部）	0.5%
	大阪市東部市場電子商取引推進協議会 （大阪市中央卸売市場東部市場青果部）	5.3%
	姫路市場商物分離システム推進協議会 （姫路市中央卸売市場水産物部）	0.4%

(注1) 平成18年度実施モデル地区の電子商取引を経由した割合のかっこ書きは、平成18年度の数値である。
(注2) 花きについては、取扱金額である。

2 平成19年度において電子商取引を導入した市場の数は、4市場（千葉市中央卸売市場青果部、横浜中央卸売市場青果部、大阪市中央卸売市場東部市場青果部、姫路市中央卸売市場水産物部）であった。

これにより、平成19年度末の電子商取引を導入した市場の数は7市場、中央卸売市場に占める割合は8.6%にとどまり、目標を達成できなかった。

年度	電子商取引を導入した中央卸売市場数
18	3
19	4
計	7

3（平成19年度の中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額については、8月上旬にとりまとめ予定。）
→ 8月上旬にとりまとめたところ、対前年比の伸び率を過去5年間の平均伸び率以上に高める目標については達成できなかった。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
従業員1人当たり取扱数量（花きを除く）の対前年比伸び率	1.0%	0.1%	△0.3%	△1.2%	△0.1%	△1.7%
平均値	△0.1%					-
従業員1人当たり取扱金額の対前年比伸び率	2.9%	△0.7%	0.2%	△0.7%	△0.3%	△3.4%
平均値	0.3%					-

<予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果>
システム開発期間及びコスト低減の実証期間を確保するため、予算の繰越等の弾力的な予算執行が行えるようになっているが、平成19年度はその事態には至らなかった。

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、平成20年度における実証試験の実施を推進し、引き続き既実施モデル地区での成果の普及・啓発を積極的に努めることとした。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の1の(5)食品産業競争力の強化に向けた取組

<p>施策名</p>	<p>生産資材コスト低減成果重視事業〔Ⅲ－⑤〕</p>																		
<p>施策の概要</p>	<p>国産農畜産物の競争力の強化を図る観点から、我が国の代表的な品目である米の生産資材費の一層の低減を図るため、モデル地区において、肥料、農薬の低投入化や農業機械の稼働面積の拡大に資する新技術の導入及びそれらの組合せを核とした生産資材の効率的な利用体系の確立を図る。</p> <table border="1" data-bbox="347 297 1453 427"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>—</td> <td>95,000千円</td> <td>81,819千円</td> </tr> <tr> <td>翌年度繰越額</td> <td>—</td> <td>71,581千円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>—</td> <td>21,956千円</td> <td>25,058千円</td> </tr> </tbody> </table>				17年度	18年度	19年度	予算額	—	95,000千円	81,819千円	翌年度繰越額	—	71,581千円	—	執行額	—	21,956千円	25,058千円
	17年度	18年度	19年度																
予算額	—	95,000千円	81,819千円																
翌年度繰越額	—	71,581千円	—																
執行額	—	21,956千円	25,058千円																
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>機械の修繕費等の影響により十分な成果が得られなかった地区や、事業開始時期が遅れたことにより、19年度の取組効果が20年産から発現する見込みである地区があるものの、事業全体としては、3資材費の低減効果が認められ、成果目標の達成に向け順調に進捗していると認められる。</p> <p>今後は、モデル地区において、10a 当たり3資材(肥料、農薬、農業機械)費の低減目標を確実に達成するため、19年度の実施結果を踏まえ、引き続き新技術の実証等に取り組むことが必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>3年間の事業が終了する平成20年度までに、モデル地区において、10a 当たり3資材(肥料、農薬、農業機械)費を15%低減させる。</p> <p>上記目標を達成するために19年度の単年度目標として10a 当たり3資材(肥料、農薬、農業機械)費を10%低減させる。</p> <p><目標設定の考え方></p> <p>我が国農業の代表的な品目である米について、</p> <p>① 3資材費の低減に資する新技術等の平均的な低減効果、</p> <p>② モデル地区ごとに取組内容が異なることから、モデル地区における新技術導入等の平均的な取組割合、</p> <p>③ 肥料、農薬、農業機械のそれぞれの資材費が3資材費全体に占める割合</p> <p>を勘案して、モデル地区の10a 当たり3資材費の低減の目標を15%と設定した。</p> <p>なお、3ヶ年の事業で最終目標の15%低減を達成するために、1年目は5%、2年目は10%と段階的に低減することとした。</p> <p>また、3資材費を低減するための取組の中には他の経費を増加させるものもあることから、目標達成を目指すに当たっては生産費全体の低減を前提とする。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>本事業において、育苗箱全量施肥技術(注1)、高濃度少量散布技術(注2)、マルチステージ苗移植技術(注3)といった新技術の導入や、これらの新技術と組み合わせて、肥料のバラ、フレコン(注4)による大量一括受入、超低コスト型栽培暦(注5)の策定・実践、集落単位の農業機械の効率的な利用体系の確立等に取り組むことにより、生産資材費を削減することが可能となる。</p> <p>注1: 播種時に稲の生育に必要なすべての肥料成分を育苗箱に施用する技術。施肥量が約3割低減し、施肥回数の最少化により労力も軽減する。</p> <p>注2: 高濃度・少量施用でも薬効・安全性が確認された農薬を専用散布機で散布する技術。施薬量が約2割低減し、散布装置への入れ替え作業も軽減する。</p> <p>注3: 直播・乳苗・稚苗等の生育ステージの異なる苗(マルチステージ苗)を組み合わせ、水稻の作期分散を図る。これによりコンバイン等の機械の稼働面積の拡大を実現し、機械の償却費を低減する。</p> <p>注4: フレキシブルコンテナバッグ。肥料を入れて流通させる1トン単位等のバッグ。</p> <p>注5: 防除効果を維持しつつ、低廉な農薬を組合せ、かつ、使用する農薬の種類を統一した防除暦。</p> <p><達成度合いの判定方法・基準></p> <p>モデル地区における19年度の3資材費低減率が、10%以上で「有効」、8%以上で「おおむね有効」、6%未満で「有効性の向上が必要」とする。</p> <p><目標期間></p> <p>基準年次 17年度 達成年次 20年度</p> <p><効果の把握方法></p> <p>① 事業の実施状況</p> <p>② モデル地区における米生産費</p> <p><把握された効果></p> <p>モデル地区(7ヵ所)において、3資材費が29%低減することが見込まれ、生産費全体も13%低減することが見込まれることから、有効と認められる。</p> <p>なお、実績値の確定は6月末の予定である。</p> <p><予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果></p> <p>天候影響による災害や事業計画の遅れ等が発生した場合は、予算の繰越等弾力的な予算執行が行えるようになっているが、平成19年度はその事態には至らなかった。</p>																		

政策評価の結果 の政策への反映 状況	評価結果を踏まえ、引き続きモデル地区における米生産費にかかる 10a 当たりの3資材費(肥料、農薬、農業機械費)の15%低減を実現するため、新技術の実証を行うこととした。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第1の2の(4) 第3の2の(6)のウ農業生産資材の生産・流通及び利用の合理化

<p>施策名</p>	<p>高生産性地域輪作システム構築事業〔Ⅲ－⑤〕</p>																
<p>施策の概要</p>	<p>国産農畜産物の競争力の強化を図る観点から、北海道の畑作や都府県の水田作において、農業経営の規模拡大と生産性の向上を両立する輪作体系を確立するため、生産者団体により、ばれいしょのソイルコンディショニング栽培技術(注1)(北海道畑輪作)及びディスク駆動式汎用播種機による不耕起栽培技術(注2)(水田輪作:稲・麦・大豆)等を実証する。</p> <p>また、推進協議会の開催、実証ほの設置、新技術等の普及啓発・研修等を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="347 360 1453 488"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>147,000千円</td> <td>136,000千円</td> <td>15,300千円</td> </tr> <tr> <td>翌年度繰越額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>146,675千円</td> <td>135,753千円</td> <td>14,089千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: ばれいしょの播種前に畦から石、土塊を除去する技術。ばれいしょの生育環境を整えることにより、高品質化、収量向上及び収穫作業の効率化を図ることができる。また、ばれいしょの収穫作業と麦の播種作業の競合を低減することができ、農業経営の規模拡大の可能性がある。</p> <p>注2: 耕起、代かき(水稻)、畝立て(大豆)を行わず、駆動ディスクで切った溝に直接播種を行う技術。一台で稲、麦、大豆の播種が可能となる。耕起等を省略することにより、労働時間の大幅な削減が可能となるとともに、ほ場に直接溝を切り播種するため、断続的な降雨があっても、播種を適期に実施することが可能となる。</p>		17年度	18年度	19年度	予算額	147,000千円	136,000千円	15,300千円	翌年度繰越額	—	—	—	執行額	146,675千円	135,753千円	14,089千円
	17年度	18年度	19年度														
予算額	147,000千円	136,000千円	15,300千円														
翌年度繰越額	—	—	—														
執行額	146,675千円	135,753千円	14,089千円														
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>ソイルコンディショニング栽培技術においては、前年度、輸入機に比べ安価なセバレータが開発されたとともに、目標である労働時間削減及び生産費削減が達成された。</p> <p>また、ディスク駆動式汎用播種機等による不耕起栽培技術等においては、不耕起播種機による栽培法の改良を中心として、目標である労働時間削減及び生産費削減が達成された。</p> <p>今後は、各栽培技術を活用していくため、普及を進めることが望まれる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>3年間の事業が終了する平成19年度までに、以下の経営指標を実現できる技術体系を開発する。</p> <p>(1) ばれいしょのソイルコンディショニング栽培技術</p> <p>① 労働時間:慣行技術体系の40%減</p> <p>② 生産費:慣行技術体系の10%減</p> <p>(2) ディスク駆動式汎用播種機等による不耕起栽培技術等(稲・麦・大豆)</p> <p>① 労働時間:慣行技術体系の30%減</p> <p>② 生産費:慣行技術体系の15%減</p> <p><目標設定の考え方></p> <p>「農林水産研究基本計画」(平成17年3月農林水産技術会議決定)における、地域条件を活用した高生産性水田・畑輪作システムの確立による労働時間の低減の期別達成目標である畑輪作の労働時間を4割減、水田輪作の労働時間を3割減等を目標とした。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>(1) 北海道畑輪作において、ソイルコンディショニング栽培技術を導入することにより、収穫作業が効率化されるとともに、収穫時の品質劣化が減少することから、労働時間及び生産費の削減が可能となる。</p> <p>(2) 水田輪作において、不耕起栽培技術等を導入することにより、作業が効率化されるとともに、大豆の適期播種による苗立ち本数の確保が増収につながることから、労働時間及び生産費の削減が可能となる。</p> <p><達成度合いの判定方法・基準></p> <p>上記の達成目標を達成した場合を「達成」とする。</p> <p><目標期間></p> <p>基準年次 15年度 達成年次 19年度</p> <p><効果の把握の方法></p> <p>○ 現地ほ場における実証(労働時間・生産費)</p> <p>現地ほ場において当該技術を導入して栽培を行い、実際の作業内容と所用時間を元に、労働時間及び生産費を把握する。</p> <p><把握された効果></p> <p>ソイルコンディショニング栽培技術については、労働時間が40%、生産費が14%低減し、目標を達成した。</p> <p>不耕起栽培技術等については、労働時間が39%、生産費が33%低減し、目標を達成した。</p> <p><予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果></p> <p>天候影響による災害や事業計画の遅れ等が発生した場合は、予算の繰越等弾力的な予算執行が行えるようになっているが、平成19年度はその事態には至らなかった。</p>																

政策評価の結果 の政策への反映 状況	評価結果を踏まえ、平成20年度からは、各栽培技術を実際の農家経営に導入した営農モデルの実証を開始しており、効果分析を進めつつ、生産現場への普及を推進していくこととした。		
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策(主なも の)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第1の1の(2)、第2の4の(2)

<p>施策名</p>	<p>低コスト植物工場成果重視事業〔Ⅲ－⑤〕</p>																		
<p>施策の概要</p>	<p>野菜については、近年輸入が増加傾向にあることから、国内生産体制について、実需者の多様なニーズに応じた効率的・安定的な生産体制を確立することが必要である。</p> <p>このためモデル地区において、超低コスト耐候性ハウス(注1)、自律分散協調型環境制御(注2)といった革新的技術を導入し、これらを総合的に活用することで、低コスト植物工場技術の実証・確立を図る。また、この技術を効果的に普及させるため、民間団体への補助により、推進委員会の開催、全国的な動向調査、新技術の普及啓発等を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="347 394 1442 521"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>—</td> <td>171,000千円</td> <td>244,580千円</td> </tr> <tr> <td>繰越額</td> <td>—</td> <td>152,280千円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>—</td> <td>3,937千円</td> <td>105,536千円</td> </tr> </table> <p>注1: パイプ斜杭基礎、屋根ユニット工法、新被覆資材等新技術の組み合わせにより、ハウス本体の建設コストを低減したハウス</p> <p>注2: 従来のような高額な専用コンピューターを置かず、個別のセンサーや環境制御装置ごとにコンピューターを内蔵させ、装置間の連携により制御を行う体系</p>				17年度	18年度	19年度	予算額	—	171,000千円	244,580千円	繰越額	—	152,280千円	—	執行額	—	3,937千円	105,536千円
	17年度	18年度	19年度																
予算額	—	171,000千円	244,580千円																
繰越額	—	152,280千円	—																
執行額	—	3,937千円	105,536千円																
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>19年度の目標である事業実施地区における収穫量1kg 当たり農業経営費の10%低減については、目標を達成できなかった。</p> <p>このため、事業効果が十分発揮されるよう、栽培管理の改善を行うため、学識経験者から濃密な指導を受ける必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>3年間の事業が終了する平成20年度までに、以下の目標を達成する。</p> <p>① 事業実施地区における収穫量1kg 当たり農業経営費を20%低減</p> <p>② 低コスト植物工場の設置コストを10a 当たり2,000万円まで低減</p> <p>上記目標を達成するための平成19年度の単年度目標として、事業実施地区における収穫量1kg 当たり農業経営費の10%低減を目指す。</p> <p>なお、低コスト植物工場の設置コストについては、事業最終年度に確認するため、19年度の目標は設定しない。</p> <p><目標設定の考え方></p> <p>低コスト植物工場の導入により、野菜生産の周年化、単位面積当たり収量の大幅な増加等の技術の組み合わせを通じて、事業最終年度において達成することが可能と考えられる収穫量1kg 当たり農業経営費の20%低減を目標とした。</p> <p>また、低コスト植物工場の設置コストについては、新技術の導入に加え、初年度設置以降もハウスの工法及び仕様、内部装置類の必要能力等について検証を行いつつ、事業最終年度において達成することが可能と考えられる10a 当たり2,000万円を目標とした。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>超低コスト耐候性ハウスや自律分散協調型環境制御といった革新的な技術の導入により、コストの低減が可能となる。</p> <p><達成度合いの判定方法・基準></p> <table border="1" data-bbox="347 1518 1217 1646"> <tr> <th>ランク</th> <th>達成度合</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>90%以上</td> <td>おおむね有効</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>50%以上90%未満</td> <td>有効性の向上が必要</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>50%未満</td> <td>有効性に問題あり</td> </tr> </table> <p><目標期間></p> <p>基準年次 — 年度 達成年次 20年度</p> <p><効果の把握の方法></p> <p>成果目標①については、モデル地区における栽培試験の結果から算出した農業経営費を、農林水産省大臣官房統計部が公表する「品目別経営統計」から算出した収穫量1kg 当たりの農業経営費と比較し、目標値に対する達成度を判定する。</p> <p>成果目標②については、モデル地区における低コスト植物工場の設置費から、当該施設の改良により低減する費用を差し引いて算定される設置費により達成度を判定する。</p> <p><把握された効果></p> <p>19年度は2つのモデル地区(18年度からの継続:1地区、19年度新規:1地区)で事業を実施し、把握された効果は以下のとおり。</p> <p>18年度からの継続地区(19年6月に施設竣工)では、19年6月から低コスト植物工場での栽培試験を行ったが、以下の理由により収穫量が目標値を大きく下回ったため(目標:35t/10a→実績:19.4t/10a)、収穫量1kg 当たりの農業経営費が割高となった(19年度達成目標:173円/kg→実績:207円/kg)。</p> <p>① 養液供給装置の設定(給液時間等)が不適切であったため、窒素成分の過剰投与により過繁茂と着</p>			ランク	達成度合	評価	A	90%以上	おおむね有効	B	50%以上90%未満	有効性の向上が必要	C	50%未満	有効性に問題あり				
ランク	達成度合	評価																	
A	90%以上	おおむね有効																	
B	50%以上90%未満	有効性の向上が必要																	
C	50%未満	有効性に問題あり																	

	<p>果不良が発生</p> <p>② 葉かきが不十分であったため、着果数が減少</p> <p>③ 夏季の室温管理(温室の換気や遮光)が不十分であり、かつ、試験的に採用した品種が夏季の高温に合わなかったため、品質が低下(着色不良)等</p> <p>19年度新規地区(20年2月に施設竣工)では、20年2月から低コスト植物工場での栽培を開始したため、19年度の農業経営費に関する効果の把握は行えなかった。</p> <p><予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果></p> <p>天候影響による災害や事業計画の遅れ等が発生した場合は、繰越等の弾力的な予算執行が行えるようになっているが、平成19年度はその事態には至らなかった。</p>		
<p>政策評価の結果 の政策への反映 状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、農業経営費の低減については、平成20年度には、栽培管理等の改善に取り組むため、学識経験者等から成る技術検討会を開始し、指導や評価を受けることとした。また、低コスト植物工場の設置コスト等の更なる低減に向け、栽培施設の改良や栽培体系の構築を図ることとした。</p>		
<p>関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策(主なも の)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>食料・農業・農村基本計画</p>	<p>平成17年3月25日</p>	<p>第1の1の(2)、第2の4の(2)、第3の2の(5)のイ、2の(6)のウ</p>

<p>施策名</p>	<p>IT活用型営農成果重視事業〔Ⅲ－⑥〕</p>																			
<p>施策の概要</p>	<p>環境保全に貢献する農業技術の確立に資するため、センサー技術を用いて得られた生育情報や土壌に関する測定情報を利用して、一区画単位での精密かつ効率的な管理が実現できる農業技術を導入すること等により、経営の効率化を図りつつ、大幅な環境負荷軽減を実現する「IT活用型営農」を構築する。</p> <table border="1" data-bbox="347 331 1453 461"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>—</td> <td>95,000千円</td> <td>95,000千円</td> </tr> <tr> <td>翌年度繰越額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執 行 額</td> <td>—</td> <td>46,161千円</td> <td>67,734千円</td> </tr> </tbody> </table>					17年度	18年度	19年度	予 算 額	—	95,000千円	95,000千円	翌年度繰越額	—	—	—	執 行 額	—	46,161千円	67,734千円
	17年度	18年度	19年度																	
予 算 額	—	95,000千円	95,000千円																	
翌年度繰越額	—	—	—																	
執 行 額	—	46,161千円	67,734千円																	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>本事業は、ほ場情報等の収集・処理・利用に関する一連のシステム構築に向けた施設等を整備するとともに、1年目の地区においては、システムが使用する市販機・ソフトウェアの改造、2年目の地区においては、過年度に改造した市販機・ソフトウェアのほ場での運用検証及び検証結果を踏まえたさらなる改造を行うことを目標としており、すべての地区で目標を達成した。</p> <p>最終年度となる平成 20 年度には、肥料成分流出量及び化学合成農薬使用量の5割低減の目標を達成するため、ほ場での本格的なIT活用型営農の構築のための取組を引き続き進めるとともに、目標の達成状況について検証していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>3年間の事業が終了する平成 20 年度までに、肥料成分流出量の5割及び化学合成農薬使用量の5割を低減する。</p> <p>なお、上記目標を達成するための平成 19 年度の目標は以下のとおり。</p> <p>① ほ場情報等の収集・処理・利用に関する一連のシステム構築に向けた施設等の整備</p> <p>② 1年目の地区においては、システムが使用する市販機・ソフトウェアの改造、2年目の地区においては、過年度に改造した市販機・ソフトウェアのほ場での運用検証及び検証結果を踏まえたさらなる改造</p> <p><目標設定の考え方></p> <p>環境保全に貢献する農業技術の指標として、肥料成分流出量と化学合成農薬使用量について、現在の技術開発の状況から、5割程度の水準まで低減させることを目標として設定した。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>本事業によって、</p> <p>① ほ場内の肥料成分や作物の生育状態のばらつきを数値情報として把握すること等により、必要な時期に必要な量の施肥を効率的に行うこと</p> <p>② ほ場近辺の天候の推移等から推測される病害虫の発生予測情報などに基づき、必要な時期に的確に防除を行うこと</p> <p>等を可能にする「IT活用型営農」手法を確立することによって、肥料成分流出量及び化学合成農薬使用量を低減することができる。</p> <p><達成度合いの判定方法・基準></p> <p>上記の達成目標を達成した場合を「達成」とする。</p> <p><目標期間></p> <p>基準年次 事業実施初年度又はその前年度 達成年次 20 年度</p> <p><効果の把握の方法></p> <p>事業の実施状況の把握による。</p> <p><把握された効果></p> <p>平成 19 年度においては、ほ場情報等の収集・処理・利用に関する一連のシステム構築のための施設等を整備するとともに、1年目の地区においては、システムが使用する市販機・ソフトウェアの改造、2年目の地区においては、過年度に改造した市販機・ソフトウェアを用いたほ場での運用検証及び検証結果を踏まえた更なる改造を行い、目標を達成した。</p> <p><予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果></p> <p>天候影響による災害や事業計画の遅れ等が発生した場合は、予算の繰越等弾力的な予算執行が行えるようになっているが、平成 19 年度はその事態には至らなかった。</p>																			
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成 20 年度には、肥料成分流出量及び化学合成農薬使用量の5割低減の目標達成に向け、過年度に引き続きほ場情報等の収集・処理・利用に関する一連のシステム構築、併せて改造した市販機・ソフトウェアによるほ場での運用検証を行うこととした。</p>																			

関係する施政方針演説等	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	食料・農業・農村基本計画	平成 17 年 3 月 25 日	第1の2の(4)

<p>施策名</p>	<p>成果重視事業バイオ燃料技術実証事業〔Ⅷ－⑮〕</p>																		
<p>施策の概要</p>	<p>バイオマスの利活用の推進を図る観点から、「揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和 51 年法律第 88 号、以下「品確法」という。)」等に適合するバイオエタノールを、糖質あるいはでん粉質の原料から効率的に製造する技術を確立するため、モデル地区において大規模な技術実証を行う。</p> <table border="1" data-bbox="347 248 1422 383"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,141,895千円</td> </tr> <tr> <td>翌年度繰越額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,630,724千円</td> </tr> <tr> <td>執 行 額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>492,755千円</td> </tr> </tbody> </table>				17年度	18年度	19年度	予 算 額	—	—	2,141,895千円	翌年度繰越額	—	—	1,630,724千円	執 行 額	—	—	492,755千円
	17年度	18年度	19年度																
予 算 額	—	—	2,141,895千円																
翌年度繰越額	—	—	1,630,724千円																
執 行 額	—	—	492,755千円																
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成 19 年度は、関係法令の許認可を取得した上で、プラントを着工し、目標を達成した。今後は、速やかにプラントを完成させ、本格運転に向けた試運転を開始するとともに、順次実証を行い、目標の達成状況の検証を行う必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業終了時のバイオエタノール製造効率(キロリットル/トン) てん菜:0.10、小麦:0.43、コメ:0.45、甘藷:0.20 2 バイオ燃料の品質適合度(品確法等に定める品質を満たす割合) 100% <p>上記目標を達成するための平成 19 年度の目標として、採択地区においてバイオエタノール製造施設等(以下「プラント」という。)を着工する。</p> <p><目標設定の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 バイオエタノール製造効率 原料に含まれるデンプン(糖質)から算出した理論的なエタノール変換量の8割程度を目標として設定した。 2 バイオ燃料の品質適合度 市場流通に必要な品質として、品質適合度 100%を目標として設定した。 平成 19 年度は、上記事項を平成 23 年度に達成するため、モデル地区3地区において建築基準法に基づく建築確認許認可等を取得し、プラントの建設を着工することを目標とした。 <p><手段と目標の因果関係></p> <p>モデル地区において大規模な技術実証を行うことにより、理論的なバイオエタノールの変換量の8割程度以上の製造効率を確保することが可能となるとともに、バイオエタノールの品質適合度 100%を確保することが可能となる。</p> <p><達成度合い判定方法・基準></p> <p>上記の達成目標を達成した場合を「達成」とする。</p> <p><目標期間></p> <p>達成年次 平成 23 年度</p> <p><効果の把握方法></p> <p>モデル地区における事業の進捗状況の確認を行う。</p> <p><把握された効果></p> <p>モデル地区において建築基準法に基づく建築確認許認可等を取得し、プラントを着工した。</p> <p><予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果></p> <p>当初の目標どおり、19 年度内にプラントを着工したが、関係機関との協議及び建築基準法に基づく建築確認許認可等の取得に時間を要したことから、繰越明許の活用により柔軟な対応を行った。</p>																		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、引き続き、着工したプラントの早期完成を目指すとともに、平成 21 年度は、バイオエタノールの製造効率等を向上させる技術実証に取り組むこととした。</p>																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																
	<p>第 165 回国会所信表明演説</p>	<p>平成 18 年 9 月 29 日</p>	<p>自動車燃料にバイオエタノールを利用するなど、バイオマスの利用を加速化します。</p>																
	<p>第 166 回国会施政方針演説</p>	<p>平成 19 年 1 月 26 日</p>	<p>乗用車の燃費基準を 2015 年までに 2 割以上改善し、世界で最も厳しい水準とするとともに、バイオ燃料の利用率を高めるための工程表を策定します。</p>																

<p>施策名</p>	<p>総合食料局情報管理システムの最適化実施</p>																			
<p>施策の概要</p>	<p>主要食糧の需給及び価格の安定確保、食の安全・安心への対応、不測の事態が生じた際の主要食糧の安定供給確保等に向け、情報の集積及び機動的な提供並びに予算効率の高い業務運営の実施を目指す。このため、旧式(レガシー)・分散型システムの見直し及びオープンシステムへの移行等、「総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システムの最適化計画」に基づき、新たなシステム開発を平成17年度から19年度の3か年で実施する。</p> <table border="1" data-bbox="347 360 1426 488"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>269,379千円</td> <td>265,574千円</td> <td>254,647千円</td> </tr> <tr> <td>翌年度繰越額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執 行 額</td> <td>269,379千円</td> <td>265,574千円</td> <td>254,647千円</td> </tr> </tbody> </table>					17年度	18年度	19年度	予 算 額	269,379千円	265,574千円	254,647千円	翌年度繰越額	—	—	—	執 行 額	269,379千円	265,574千円	254,647千円
	17年度	18年度	19年度																	
予 算 額	269,379千円	265,574千円	254,647千円																	
翌年度繰越額	—	—	—																	
執 行 額	269,379千円	265,574千円	254,647千円																	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>3か年のシステム開発のうち、平成19年度においては、システム構築、システムの利用者登録及びシステム運用テストが完了した。平成20年度は制度変更等に伴うシステムのメンテナンスを行いつつ、目標の達成状況について検証していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>①-1 全国の備蓄米に係る在庫・販売等の最新情報の把握に要する時間を、現行の約10日間から48時間以内に短縮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故品を確認した際の当該品の市場からの隔離(販売・移動を凍結)等の措置に要する時間を、現行の1日からリアルタイムに短縮する。 <p>①-2 民間事業者からの、政府所有米麦等の買受申込等の事務手続の電子化率を50%にする。</p> <p>② 政府所有米穀の販売動向及び在庫情報等を農業者へ提供するJA等の割合を前年より増加させるとともに、その伝達頻度も増加させる。</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの維持管理に要する行政経費を、現行レガシーシステムより約5.3億円/年削減する。(平成15年度実績:15.5億円/年⇒平成20年度以後:約10.2億円/年) ・ 業務処理時間を年間延べ約5.3万時間短縮する。 <p>上記の目標を達成するためのシステム構築を平成19年度の目標として、食糧業務及び経理業務のシステム設計の改良及びプログラミングを行う。また、20年度の運用開始に向けて、システムの利用者登録及びシステム運用テストを行う。</p> <p><目標設定の考え方></p> <p>①-1 平成15年度に行った旧式(レガシー)・分散型システムの刷新可能性調査における新システム(オープン・集中型)概要に基づき、新システムの移行により短縮が可能となる作業時間を目標として設定した。</p> <p>①-2 平成16年8月に行った、輸入麦(食用)買受申込業者の電子化設備設置率(47%程度)を参考として、これと同程度となるよう、民間事業者からの政府所有米麦等の買受申込等の事務手続の電子化率50%を目標として設定した。</p> <p>② 各地域における関係者のニーズに応じ、機動的に情報提供できる体制を整備することにより、需要に応じた米づくりの推進を支援していくことが可能となるので、農業者へ情報提供するJA等の割合及び伝達頻度の増加を目標として設定した。</p> <p>③ 平成15年度に行った、旧式(レガシー)・分散型システムの刷新可能性調査により算出された調査結果(刷新後の維持管理費)に基づいて設定した。</p> <p>平成19年度の目標については、平成20年度の運用開始後、上記の目標が達成できるよう、システム構築、システムの利用者登録及びシステム運用テストの実施を設定した。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>①-1 本事業の実施により、最適化システムを開発・導入し、民間事業者とシステム連携することを通じて、政府所有米穀に係る全国の在庫数量や保管管理状況等の情報を共有でき、作業時間の短縮が可能となる。</p> <p>①-2 本事業の実施により、民間事業者とのシステム連携を実現することで、民間事業者による政府所有米麦等の買受申込等の事務手続を電子化することが可能となる。</p> <p>② 政府所有米穀の販売動向及び在庫情報等を迅速に把握する体制を整備し、情報提供することにより、それらの情報を農業者へ提供するJA等の割合と伝達頻度を増加させることが可能となる。</p> <p>③ システム・データの集中管理により、それらの維持管理に要する行政経費の削減、地方の各拠点に設置している情報機器(ミニコン等の専用端末)の廃止が可能となる。また、システムのオープン化により、ハードウェアとソフトウェアの分離調達に伴う調達経費も削減できる。</p> <p>平成19年度の目標である、システム構築、システムの利用者登録及びシステム運用テストを行うことにより、平成20年度における運用開始と上記目標の達成状況の把握が可能となる。</p> <p><達成度合いの判定方法・基準></p> <p>上記のシステム構築を実施し、平成20年度に運用を開始できる準備が整った場合を「達成」とする。</p>																			

	<p><目標期間> 基準年次 15 年度 達成年次 20 年度</p> <p><効果の把握の方法> システム構築、システムの利用者登録及びシステム運用テストの実施状況</p> <p><把握された効果> 平成 17 年度から 19 年度の3か年でシステムの最適化を実施する中で、平成 19 年度においては、システム構築、システムの利用者登録及びシステム運用テストを計画どおり達成した。</p> <p><予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国庫債務負担行為 最適化システムは開発規模が大きいですが、国庫債務負担行為の活用により複数年度にわたる継続的な開発が可能となり、平成 20 年度の運用開始に向け、各種作業を計画的及び効率的に進めることが可能となった。 ○ 繰越明許費 システム開発期間及びコスト削減の実証期間を確保するため、予算の繰越等の弾力的な予算執行が行えるようになっているが、平成 19 年度はその事態には至らなかった。 		
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>評価結果を踏まえ、平成 20 年度においては、制度変更等に伴うシステムのメンテナンスを行いつつ、システムの安定化を図り、また、目標の達成状況を検証するためのデータ収集を行うこととした。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	食料・農業・農村基本計画	平成 17 年3月 25 日	第3の1の(6) 食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障

<p>施策名</p>	<p>国有林野情報管理システムの開発</p>																			
<p>施策の概要</p>	<p>国有林野事業において、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、多様化している国民の要請に適切に対応するため、平成 16 年度に策定した「国有林野事業関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、「改善分散処理システム」(注1)と「森林情報システム」(注2)を統合した「国有林野情報管理システム」を開発し、レガシーシステムの刷新によるシステム運用経費の削減及び電子申請への対応など、効率的な管理経営の実現を図る。</p> <table border="1" data-bbox="347 360 1361 521"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">設計・開発</th> <th>運用</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>500,383千円</td> <td>373,560千円</td> <td>656,683千円の内数</td> </tr> <tr> <td>翌年度繰越額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執 行 額</td> <td>404,250千円</td> <td>368,877千円</td> <td>543,321千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 国有林野事業の造林、立木販売等の主要業務及び経理、貸付等の定型業務を 処理するシステム。 注2: 森林資源や森林計画に関する情報を管理するシステム。</p>		設計・開発		運用	17年度	18年度	19年度	予 算 額	500,383千円	373,560千円	656,683千円の内数	翌年度繰越額	0	0		執 行 額	404,250千円	368,877千円	543,321千円
	設計・開発		運用																	
	17年度	18年度	19年度																	
予 算 額	500,383千円	373,560千円	656,683千円の内数																	
翌年度繰越額	0	0																		
執 行 額	404,250千円	368,877千円	543,321千円																	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成 19 年4月から新システムの運用を開始し、システムの運用経費については、当初の削減目標を達成した。 電子申請については、申請手続きの電子化を行うことができなかったことから、今後は、新システムの運用状況を踏まえ、目標達成に向けた取組を行う必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標> 平成 19 年度からの運用開始後の目標として、 ① システムの維持管理に要する運用経費を従来のシステムより約 7.3 億円／年削減する(平成 19 年度、20 年度)。(平成 16 年度実績:約 12.7 億円／年 → 平成 19 年度以降:約 5.4 億円／年) ② 国有林野の使用許可・使用承認の更新に係る電子申請を全国で利用可能にし、電子申請受付件数割合を 30%にする(平成 19 年度)。</p> <p><目標設定の考え方> ① 平成 16 年度に策定した「国有林野事業関係業務の業務・システム最適化計画」において、各拠点(林野庁本庁・森林管理局・署等)ごとにシステムを持つ構成から一箇所の拠点への集中化によるサーバ・クライアント方式への変更、オープン化(特定の業者に依存しないシステムへの変更)等により、年間約 7.3 億円(試算値)のシステム運用費削減が目標値として設定されていることから、これを目標とする。 ② 国有林野の使用許可・使用承認の更新に係る申請の電子化による申請者の利便性の向上を目指すため、電子申請の導入を図ることとし、運用初年度は、公的機関からの申請割合が全体の約 30%程度であることから、これを全て電子化することを目標とする。</p> <p><手段と目標の因果関係> ① 各拠点(林野庁本庁・森林管理局・署等)ごとにシステムを持つ構成から、一箇所の拠点への集中化によるサーバ・クライアント方式への変更、オープン化等を通じてシステムの運用経費の削減が可能となる。 ② 電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用し、国有林野の使用許可・使用承認の更新に係る申請手続きの電子化を実施することにより、電子申請へ移行させることが可能となる。</p> <p><達成度合いの判定方法・基準> 上記の達成目標を達成した場合を「達成」とする。</p> <p><目標期間> ① 平成 19～20 年度(2年間) ② 平成 19 年度(1年間)</p> <p><効果の把握の方法> ① システムの維持管理に要する運用経費の平成 16 年度実績に対する削減額。 ② 国有林野の使用許可・使用承認の更新に係る電子申請の受付件数割合。</p> <p><把握された効果> ① 平成 19 年度においては、システムの切り替えへの対応が必要となったものの、システムの運用経費は約 5.4 億円で、平成 16 年度実績に対して約 7.3 億円／年を削減したところであり、運用経費を従来のシステムより約 7.3 億円／年削減するという目標を達成した。 ② システムの導入に伴う初期障害等への対応など、円滑な運用の確保に向けた取組を集中的に行ってきたことから、平成 19 年度は申請手続きの電子化を行うことができなかった。</p> <p><予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果> ○ 国庫債務負担行為 平成 17～18 年度の2年間の一括契約により、同一開発業者による継続的な開発が可能となり、単年度で開発業者が変更される場合と比較してシステムの設計・開発に係る確認期間が省略でき、契約に</p>																			

	<p>係る事務の簡素化が図られた。</p> <p>国庫債務負担行為の活用による効率的な予算執行により、システム設計・開発、データ移行等が当初の計画どおりに行われ、平成 19 年度からは新システムの運用を開始することができた。</p> <p>○ 繰越明許費</p> <p>システム開発期間及びコスト削減の実証期間を確保するため、予算の繰越等の弾力的な予算執行が行えるようになっているが、平成 19 年度はその事態には至らなかった。</p>		
<p>政策評価の結果 の政策への反映 状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成 20 年度は、引き続きシステムの運用経費の削減を図るとともに、電子申請については、新システムの運用が概ね安定してきたことから、e-Gov への掲載手続きを行い目標達成に向け取組むこととした。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>第 166 回国会施政方針演説</p>	<p>平成 19 年 1 月 26 日</p>	<p>(「健全で安心できる社会」の実現) 「京都議定書目標達成計画」に基づき、地球温暖化対策を加速します。</p>
	<p>森林・林業基本計画</p>	<p>平成 18 年 9 月 8 日</p>	<p>第 2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 3 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標</p>

2 - (2) 公共事業の事業評価（期中の評価）

2 - (2) - ① 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策

<平成 20 年 8 月 29 日に公表>

政策の名称	① 国営かんがい排水事業(8地区) ② 国営農地再編整備事業(1地区) ③ 国営総合農地防災事業(1地区) ④ 直轄海岸保全施設整備事業(1地区) ⑤ 森林総合研究所事業(農用地総合整備事業)(2地区)
政策評価の結果の概要	評価対象の 13 地区について評価を実施したところ、事業計画の変更を行う必要がある地区が2地区、引き続き現計画で事業を推進する地区が 11 地区となった。 評価結果を踏まえ、引き続きコスト縮減に努め、環境との調和に配慮しつつ事業効果の早期発現を図ることを今後の事業における改善方針とする。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 国営かんがい排水事業 8地区を継続する。 ② 国営農地再編整備事業 1地区を継続する。 ③ 国営総合農地防災事業 1地区を計画変更する。 ④ 直轄海岸保全施設整備事業 1地区を継続する。 ⑤ 森林総合研究所事業(農用地総合整備事業) ・ 1地区を計画変更する。 ・ 1地区を継続する。 計 13 地区のうち、2地区を計画変更、11 地区を継続する。

2 - (2) - ② 国有林直轄治山事業等を対象として事後評価した政策

<平成 20 年 8 月 29 日に公表>

政策の名称	① 国有林直轄治山事業(直轄)(14 地区) ② 民有林直轄治山事業(直轄)(14 地区) ③ 直轄地すべり防止事業(直轄)(7地区) ④ 水源林造成事業(独立行政法人事業)(48 地区)
政策評価の結果の概要	直轄事業については、対象となる 35 地区の評価を実施したところ、27 地区で引き続き現計画で事業を推進することとなり、8地区で事業計画の変更を行うこととなった。 独立行政法人事業については、対象となる 48 地区の評価を実施したところ、すべての地区で引き続き現計画で事業を推進することとなった。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 国有林直轄治山事業 ・ 5地区を計画変更する。 ・ 9地区を継続する。 ② 民有林直轄治山事業 ・ 1地区を計画変更する。 ・ 13 地区を継続する。 ③ 直轄地すべり防止事業 ・ 2地区を計画変更する。 ・ 5地区を継続する。 ④ 水源林造成事業 48 地区を継続する。 計 83 地区のうち、8地区を計画変更、75 地区を継続する。

2 - (2) - ③ 国有林直轄治山事業等を対象として事後評価した政策

<平成 20 年 12 月 19 日に公表>

政策の名称	① 国有林直轄治山事業(1地区) ② 直轄地すべり防止事業(1地区)
政策評価の結果の概要	東北森林管理局における直轄事業の対象となる2地区の評価を実施したところ、1地区で引き続き現計画で事業を推進することとなり、1地区で事業計画の変更を行うこととなった。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 国有林直轄治山事業 1地区を計画変更する。 ② 直轄地すべり防止事業 1地区を継続する。 計2地区のうち、1地区を計画変更、1地区を継続する。

2 - (2) - ④ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策

<平成 21 年 3 月 31 日に公表>

政策の名称	① かんがい排水事業(10地区) ② 経営体育成基盤整備事業(29地区) ③ 畑地帯総合整備事業(10地区) ④ 農道整備事業(11地区) ⑤ 農村総合整備事業(1地区) ⑥ 中山間総合整備事業(1地区) ⑦ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(9地区) ⑧ 農地防災事業(8地区) ⑨ 農地保全事業(5地区) ⑩ 農村環境保全対策事業(1地区) ⑪ 海岸保全施設整備事業(農地)(8地区) ⑫ 海岸環境整備事業(農地)(1地区)
政策評価の結果の概要	対象とした 94 地区について、評価を実施したところ、中止することとした地区が2地区、計画変更(手続中や予定を含む。)を行い継続することとした地区が7地区、現計画に即し継続することとした地区が 85 地区となっている。
政策評価の結果の政策への反映状況	① かんがい排水事業 10地区を継続する。 ② 経営体育成基盤整備事業 ・ 4地区を計画変更する。 ・ 25地区を継続する。 ③ 畑地帯総合整備事業 ・ 1地区を中止する。 ・ 9地区を継続する。 ④ 農道整備事業 ・ 1地区を計画変更する。 ・ 10地区を継続する。 ⑤ 農村総合整備事業 1地区を継続する。 ⑥ 中山間総合整備事業 1地区を継続する。 ⑦ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 ・ 1地区を計画変更する。 ・ 8地区を継続する。 ⑧ 農地防災事業 8地区を継続する。

	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 農地保全事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区を計画変更する。 ・ 4地区を継続する。 ⑩ 農村環境保全対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 1地区を中止する。 ⑪ 海岸保全施設整備事業(農地) <ul style="list-style-type: none"> 8地区を継続する。 ⑫ 海岸環境整備事業(農地) <ul style="list-style-type: none"> 1地区を継続する。
	計 94 地区のうち、2地区を中止、7地区を計画変更、85 地区を継続する。

2 - (2) - ⑤ 林野公共事業を対象として事後評価した政策

<平成 21 年 3 月 31 日に公表>

政策の名称	<ul style="list-style-type: none"> ① 直轄地すべり防止事業(直轄) (1地区) ② 民有林補助治山事業(補助) (5地区)
政策評価の結果の概要	<p>直轄事業については、対象となる1地区の評価を実施したところ、事業計画の変更を行うこととなった。</p> <p>補助事業については、対象となる5地区の評価を実施したところ、すべての地区で引き続き現計画で事業を推進することとなった。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 直轄地すべり防止事業 <ul style="list-style-type: none"> 1地区を計画変更する。 ② 民有林補助治山事業 <ul style="list-style-type: none"> 5地区を継続する。 <p>計6地区のうち、1地区を計画変更、5地区を継続する。</p>

2 - (2) - ⑥ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策

<平成 21 年 3 月 31 日に公表>

政策の名称	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域水産物供給基盤整備事業(2地区) ② 広域漁港整備事業(2地区) ③ 漁業集落環境整備事業(2地区) ④ 漁港環境整備事業(1地区) ⑤ 海岸保全施設整備事業(高潮対策事業)(9地区) ⑥ 海岸保全施設整備事業(浸食対策事業)(5地区) ⑦ 海岸環境整備事業(5地区)
政策評価の結果の概要	<p>評価の対象とした全ての事業地区において、事業実施の方針を次のとおりに決定した。2つの事業地区については、計画を中止することとし、5つの事業地区については、事業規模を縮小する等の計画の見直しを行うこととした。また、その他の事業地区については、事業の必要性、効率性、有効性等が認められることから、継続して事業の執行を行うこととした。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域水産物供給基盤整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区を中止する。 ・ 1地区を計画変更する。 ② 広域漁港整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区を中止する。 ・ 1地区を計画変更する。 ③ 漁業集落環境整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区を計画変更する。 ・ 1地区を継続する。 ④ 漁港環境整備事業 <ul style="list-style-type: none"> 1地区を計画変更する。

	⑤ 海岸保全施設整備事業(高潮対策事業) 9地区を継続する。 ⑥ 海岸保全施設整備事業(浸食対策事業) 5地区を継続する。 ⑦ 海岸環境整備事業 ・ 1地区を計画変更する。 ・ 4地区を継続する。 計 26 地区のうち、2地区を中止、5地区を計画変更、19 地区を継続する。
--	--

2－(3) 公共事業の事業評価（完了後の評価）

2－(3)－① 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策

＜平成 20 年 8 月 29 日に公表＞

政策の名称	① 国営かんがい排水事業(9地区) ② 国営農用地再編整備事業(13 地区) ③ 直轄地すべり対策事業(2地区) ④ 直轄海岸保全施設整備事業(農地)(1地区) ⑤ 森林総合研究所事業(旧緑資源機構営事業)(1地区) ⑥ 水資源機構営事業(3地区)
政策評価の結果の概要	政策評価の対象としたすべての事業地区(29 地区)について、各地区とも事業の内容は妥当であり、一定の事業効果の発現が認められた。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえた取組状況は、次のとおりである。(27 地区) 【国営農用地再編整備事業】 ・ 主要な産地や地域農業の継続的な発展を図るため、整備された農地の有利性を活かした農業経営や担い手の育成確保及び地産地消等の取組の一層の推進に向けて、関係機関による支援に努める。 【国営かんがい排水事業・国営農用地再編整備事業・直轄海岸保全施設整備事業、水資源機構事業】 ・ 整備された施設の機能を継続的に発揮させていくため、関係機関と地域が一体となった維持管理体制の確立に努める。 また、今後の水利施設の維持・補修については、関係機関が連携して施設の長寿命化対策に努める。 【国営かんがい排水事業・国営農用地再編整備事業】 ・ 関連事業を進めている地域においては、関係機関との連携を図りつつ、早期効果発現のための計画的な整備推進に努める。 【国営かんがい排水事業・国営農用地再編整備事業・森林総合研究所事業、水資源機構事業】 ・ 事後評価結果を踏まえた多面的な機能の定量化に向けた検討や、より適切な事後評価手法の確立に向けた検討を進める。 また、より分かりやすい説明方法について検討する。

2－(3)－② 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策

＜平成 21 年 3 月 31 日に公表＞

政策の名称	① かんがい排水事業(11 地区) ② ほ場整備事業(16 地区) ③ 土地改良総合整備事業(10 地区) ④ 畑地帯総合整備事業(14 地区)
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 畑地帯開発整備事業(3地区) ⑥ 農道整備事業(9地区) ⑦ 農業集落排水事業(18地区) ⑧ 農村総合整備事業(12地区) ⑨ 農村振興総合整備事業(9地区) ⑩ 中山間総合整備事業(15地区) ⑪ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(8地区) ⑫ 農地防災事業(9地区) ⑬ 農地保全事業(5地区) ⑭ 農村環境保全対策事業(4地区) ⑮ 海岸保全施設整備事業(農地)(7地区) ⑯ 草地畜産基盤整備事業(6地区) ⑰ 畜産環境総合整備事業(6地区)
政策評価の結果の概要	政策評価の対象とした事業(17事業)の各事業地区(162地区)について、各事業地区とも事業目的に応じた効果の発現が認められた。
政策評価の結果の政策への反映状況	—

2-(3)-③ 林野公共事業を対象として事後評価した政策

<平成21年3月31日に公表>

政策の名称	<ul style="list-style-type: none"> ① 国有林直轄治山事業(直轄)(2地区) ② 民有林補助治山事業(補助)(12地区) ③ 森林居住環境整備事業(補助)(5地区)
政策評価の結果の概要	評価の対象としたすべての事業実施地区について事業効果の発現が認められ、事業が妥当であることが確認された。
政策評価の結果の政策への反映状況	森林の水源かん養機能を持続させていくため、施設の維持管理を行うとともに、森林整備の適切な実施に努める。

2-(3)-④ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策

<平成20年8月29日に公表>

政策の名称	<ul style="list-style-type: none"> ① 漁港修築事業(6地区) ② 漁港改修事業(1地区) ③ 漁港関連道整備事業(3地区) ④ 漁業集落環境整備事業(6地区) ⑤ 漁港漁村総合整備事業(1地区) ⑥ 海岸保全施設整備事業(高潮対策事業)(8地区) ⑦ 海岸環境整備事業(5地区)
政策評価の結果の概要	評価の対象とした全ての事業地区において、想定した事業効果の発現が見受けられた。
政策評価の結果の政策への反映状況	—

2 - (4) 研究開発の事業評価（期中の評価）

2 - (4) - ① 研究開発課題を対象として事後評価した政策＜平成 20 年 6 月 18 日に公表＞

政策の名称	土壌微生物相の解明による土壌生物性の解析技術の開発
政策評価の結果の概要	本研究課題は「順調に進捗しており継続が妥当である」との評価結果となった。 なお、本評価において、研究を構成する個々の細部課題について、継続の適否を検討しており、検討結果に沿った部分見直しを実施する予定である。
政策評価の結果の政策への反映状況	研究課題の重点化を行い、本プロジェクト研究を継続する。

(注) 研究課題ごとの評価結果は、次表のとおり。

No.	研究課題	評価結果
		総括評価基準： S 予想以上に進捗し、高く評価できる。 A 順調に進捗しており、継続することは妥当である。 B 見直しが必要である。 C 中止すべき。
1	土壌微生物相の解明による土壌生物性の解析技術の開発	[A]本プロジェクト研究については、順調に進捗している。事業規模に鑑み、研究目標達成に向け研究課題を重点化して継続することは妥当であると判断される。

2 - (4) - ② 研究開発課題を対象として事後評価した政策＜平成 21 年 3 月 31 日に公表＞

政策の名称	① 担い手の育成に資するIT等を活用した新しい生産システムの開発 ② ウナギの種苗生産技術の開発
政策評価の結果の概要	対象となった2課題のうち、課題「ウナギ種苗生産技術の開発」は「予想以上に進捗し、高く評価できる」、課題「担い手の育成に資するIT等を活用した新しい生産システムの開発」は「順調に進捗しており、継続が妥当である」との評価結果となった。
政策評価の結果の政策への反映状況	2課題を継続する。

(注) 研究課題ごとの評価結果は、次表のとおり。

No.	研究課題	評価結果
		総括評価基準： S 予想以上に進捗し、高く評価できる。 A 順調に進捗しており、継続することは妥当である。 B 見直しが必要である。 C 中止すべき。
1	担い手の育成に資するIT等を活用した新しい生産システムの開発	[A]本プロジェクト研究については、順調に進捗しており、継続することは妥当であると判断される。なお、すでに多くの成果が得られている中、現場への普及につなげていくことが重要である。
2	ウナギの種苗生産技術の開発	[S]本プロジェクト研究については、シラスウナギの安定生産・量産化技術に関して、基礎・応用の両面で顕著な実績をあげるなど予想以上に進捗しており、高く評価できる。

2 - (5) 研究開発の事業評価（終了時の評価）

研究開発課題を対象として事後評価した政策＜平成 21 年 3 月 31 日に公表＞

政策の名称	① 生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発 ② アグリバイオ実用化・産業化研究
政策評価の結果の概要	対象となった2課題について、いずれも「概ね目的を達成した」との評価結果となった。
政策評価の結果の政策への反映状況	高く評価された研究成果については、他の研究で活用するとともに、PRや事業化の進捗状況調査等、フォローアップに努めることとする。

（注） 研究課題ごとの評価結果は、次表のとおり。

No.	研究課題	評価結果
		総括評価基準：S 予想以上に進捗し、高く評価できる。 A 順調に進捗しており、継続することは妥当である。 B 見直しが必要である。 C 中止すべき。
1	生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発	[A]本プロジェクト研究は、概ね目的を達成したと判断される。
2	アグリバイオ実用化・産業化研究	[A] 本プロジェクト研究は、概ね目的を達成したと判断される。